

令和5年2月8日

ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る省令案
(令和5年2月8日 諮問第2号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(伊藤課長補佐、西岡係長、加藤補佐、黒川係長)

総合通信基盤局電波部電波政策課

(荒金検定試験官、山田係長)

電話：03-5253-5895

ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る省令案

1 諮問の概要

総務省では、令和2年11月から「デジタル変革時代の電波政策懇談会」（座長：三友仁志早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）を開催し、令和3年8月には本懇談会において報告書が取りまとめられ、本報告書において「アマチュア無線を活用したワイヤレス人材の育成」について検討を進める必要があるとの報告がなされた。また、本報告書案の意見募集の結果において、検討に当たっては、代表的なアマチュア無線家団体に検討に御参画いただき、その具体的な御意見等を踏まえて、有識者や関係者による検討会を開催して議論していくことが考えられるとの考え方が示された。

こうした状況の中、令和4年1月から開催された「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード」（座長：藤井威生電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）において令和4年8月に取りまとめられた「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用に関する提言」等に基づき、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための、アマチュア無線の体験機会の拡大、デジタル化の推進、制度の明確化や簡素合理化、免許手続の迅速化等の制度改正について諮問するものである。

2 改正又は変更概要

※必要的諮問事項はゴシック体

以下のとおり関係省令について所要の改正を行う。

1. アマチュア無線や電波の楽しさ等を知る・学ぶ体験機会の拡大【電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第34条の10】

電波法（昭和25年法律第131号）第39条の13ただし書の総務省令で定める場合について、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の監督（指揮及び立会い）の下に、当該無線設備の操作を行う場合であって、科学技術に対する理解と関心を深めることを目的として一時的に行われるものであることなどの条件に適合する場合を規定。

2. アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許の同時申請手続の導入【電波法施行規則第 51 条の 15 第 5 項及び第 6 項、無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）別表第 2 号の 3 第 3、別表第 13 号第 1、別表第 13 号第 2、無線従事者規則（平成 2 年郵政省令第 18 号）別表第 11 号様式】

アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許の同時申請（人工衛星等のアマチュア局を除く。）が可能となるよう、同時申請の場合の権限の委任を追加するとともに、各様式において同時申請に必要な事項を追加、規定。

3. アマチュア局に係る電波の型式、周波数及び空中線電力の一括表示記号の導入【無線局免許手続規則第 10 条の 2 第 4 項、第 21 条第 5 項、別表第 2 号の 3 第 3、別表第 6 号の 3、別表第 13 号第 1、別表第 13 号第 2】

電波法第 8 条第 1 項の規定により予備免許の付与の際に指定する又は無線局免許状に記載する、電波の型式、周波数及び空中線電力であって、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）に係るものは、アマチュア局について指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号により表示することができるよう規定。

4. アマチュア局に係る技術基準適合証明等を受けた無線設備の取換・増設・撤去に係る簡素合理化【無線局免許手続規則第 10 条の 2 第 4 項、第 21 条第 5 項、別表第 2 号の 3 第 3、別表第 6 号の 3、別表第 13 号第 1、別表第 13 号第 2】

上記「3. アマチュア局に係る電波の型式、周波数及び空中線電力の一括表示記号の導入」により、技術基準適合証明等を受けた無線設備（適合表示無線設備）の取替、増設、撤去については、届出となるもの。

5. アマチュア無線の初心者やライトユーザーにとって見やすく・分かりやすい免許申請書等の特例様式の導入【無線局免許手続規則第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項、第 12 条第 2 項、第 16 条第 2 項、第 20 条の 13、別表第 2 号の 3 第 3、別表第 13 号第 1、別表第 13 号第 2、別表第 14 号第 1、別表第 14 号第 2】

アマチュア無線の初心者やライトユーザーにとって見やすく・分かりやすい無線局免許申請書等の特例様式を規定。※**必要的** 諮問事項は、再免許申請に係る部分。

6. 送信機の外部入力端子に接続するアマチュア局特定附属装置に係る手続の簡素合理化【電波法施行規則第 8 条第 2 項第 14 号、第 10 条の 2、第 10 条の 2 の 2、第 11 条第 5 項、第 11 条の 2 の 3、無線局免許手続規則第 15 条の 5 第 1 項第 2 号及び第 3 号、別表第 2 号の 3 第 3、別表第 13 号第 1、別表第 13 号第 2、別表第 14 号第 2】

アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）の送信機の外部入力端子に接続されるアマチュア局特定附属装置*については、無線局事項書及び工事設計書への記載を不要とするとともに、開局時及び無線設備変更時を問わず、アマチュア局特定附属装置を含めた手続、検査等を不要とするため、電波法第 9 条第 1 項ただし書（電波法第 17 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により変更の許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を追加、規定するとともに、簡

易な免許手続を追加、規定。

※無線設備の送信機の外部入力端子に接続する附属装置であって、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないもの

7. 養成過程におけるeラーニングの積極的活用【無線従事者規則第21条第7号、第9号及び第13号、第22条第1項第6号、第25条第1項第1号及び第3項第1号、第26条第2項、別表第6号】

養成課程の授業について、対面での受講日数の短縮を可能とするなど受講者の利便性向上を図ることができるよう、対面式授業をはじめとする同時受講型授業と、eラーニングをはじめとする随時受講型授業を組み合わせることができるよう規定。

8. アマチュア局の再免許の申請期間の見直し【無線局免許手続規則第18条第1項】

アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）の再免許申請について、「1か月前から1年前」となっている申請期間の始期を、他の無線局と同様に「1か月前から6か月前」に規定。

9. アマチュア局の非常時や緊急時の通報に関する制度の明確化【無線局運用規則第261条】

非常災害時や緊急時に他人の依頼による通報を行うことができることを明確化するため、所要の規定を追加。

10. 人工衛星等のアマチュア局に関する制度の明確化及び整備【電波法施行規則第10条の2、第34条の10、第51条の15第5項及び第6項、別表第2号、無線局免許手続規則第8条第1項、第10条の2第4項、第15条の5第1項第2号及び第3号、第20条の13、第21条第5項、別表第13号第1、別表第13号第2、別表第14号第1、別表第14号第2、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第259条、第261条、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）別表第2号第54、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）第2条第1項第12号】

人工衛星等のアマチュア局^{*}は、国際調整等による個別の周波数等の指定や総合試験などの検査等の実施等、地球局及び人工衛星局等と同様の監理が必要であり、通常のアマチュア局とは態様が大きく異なる点を踏まえて、上記1から6まで及び下記11の制度、特定無線設備（技術基準適合証明等）、施行規則別表第2号に係る設置場所の変更検査を要しない場合、簡易な免許手続については対象外、人工衛星に開設するアマチュア局は他人の依頼による通報を行うことができることとすること、無線局運用規則第9章（宇宙無線通信の業務の無線局の運用）の規定の準用等、関係規定の明確化及び所要の規定を追加。

※人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局

11. アマチュア局の周波数測定装置に係る規定の整理【電波法施行規則第11条の3、無線局免許手続規則別表第2号の3第3、別表第13号第1、別表第13号第2】

アマチュア局の周波数測定装置に係る無線局事項書及び工事設計書の記載について規定を整理。また、アマチュア局の送信設備には、電波法第31条の周波数測定装置又は代替装置を備付けなければならないところ、当該代替装置の規定が電波法施行規則と告示に分かれており、分かりやすさの観点で一本化するため、規定を追加。

12. アマチュア局に係る一の構内で行われる遠隔操作についての簡素合理化【無線局免許手続規則別表第2号の3第3】

アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）の遠隔操作のうち、電波の送信の地点（設置場所又は常置場所に限る。）と無線設備の操作を行う地点のいずれもが、免許人が所有又は管理する一の構内（自宅地内やマンション等の自室内など）であるものは、無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているものに限り、遠隔操作に含まないことを規定。

13. アマチュア局の旧コールサイン申請時の確認書類の簡素合理化【無線局免許手続規則別表第2号の3第3】

申請者の利便性向上のため、申請者が過去に使用していたアマチュア局のコールサイン（呼出符号）の指定を希望して免許申請等を行う場合において、過去に開設したアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過していないときは、原則として証明書類の提出は不要とする規定を追加。

14. 社団のアマチュア局に係る資料の簡素合理化【電波法施行規則第43条第4項、別表第3号、無線局免許手続規則第5条第2項、別表第2号の3第3】

社団のアマチュア局に係る資料について、公益社団法人その他これに準ずる者であって総務大臣が認めるものは、総務大臣が認めるものの記載を省略することができることとする規定の整理を規定。

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定（令和5年3月公布・施行予定。一部の事項については、免許事務処理のシステム改修や制度周知等が必要なため、令和5年9月25日施行予定。）

4 意見募集の結果（関係する案件のみ作成）

本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和4年11月17日（木）から同年12月16日（金）までの期間（30日間）において実施済みであり、183者（法人・団体8者、個人175者）の意見が提出された。

ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等 に係る制度改革案（要旨）

－ 電波監理審議会諮問・説明資料 －

令和 5 年 2 月
総務省総合通信基盤局

○ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正案（全体概要）

- 「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード」（座長：藤井 威生 電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）での御提言※等に基づき、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための制度の明確化や簡素合理化、免許手続の迅速化等の制度改正を行います。
- ※「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用に関する提言」（令和4年8月）

※必要的諮問事項は太字。

※この資料は、電波監理審議会諮問に係る説明資料です。

- 1 **アマチュア無線や電波の楽しさ等を知る・学ぶ体験機会の拡大**
- 2 **アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許の同時申請手続の導入**
- 3 アマチュア局に係る電波の型式、周波数及び空中線電力の一括表示記号の導入
- 4 アマチュア局に係る技術基準適合証明等を受けた無線設備の取換・増設・撤去に係る簡素合理化
- 5 アマチュア無線の初心者やライトユーザーにとって見やすく・分かりやすい免許申請書等の特例様式の導入（アマチュア局用の再免許申請書（特例様式）の導入）
- 6 **送信機の外部入力端子に接続するアマチュア局特定附属装置に係る手続の簡素合理化**
- 7 **養成過程におけるe-ラーニングの積極的活用**
- 8 **アマチュア局の再免許の申請期間の見直し**
- 9 **アマチュア局の非常時や緊急時の通報に関する制度の明確化**
- 10 **人工衛星等のアマチュアに関する制度の明確化及び整備**
- 11 **アマチュア局の周波数測定装置に係る規定の整理**
- 12 アマチュア局に係る一の構内で行われる遠隔操作についての簡素合理化
- 13 アマチュア局の旧コールサイン申請時の確認書類の簡素合理化
- 14 社団のアマチュア局に係る資料の簡素合理化

施行時期

答申を受けた場合は、速やかに改正予定です。

（令和5年3月施行予定（公布日に施行）。ただし、上記項目2～6及び8については、免許事務処理のシステム改修や制度周知等が必要なため、令和5年9月施行予定。）



1 アマチュア無線や電波の楽しさ等を知る・学ぶ体験機会の拡大

- アマチュア無線や電波の楽しさ・大切さ・使う責任を知る・学ぶ体験機会を拡大するため、アマチュア局の免許人の責任をより明確化した上で、**アマチュア無線有資格者(無線従事者)の監督の下で無資格者(体験者)がアマチュア無線を体験できるようにします。**
- 科学技術やワイヤレス技術に対する理解と関心を深めるとともに、アマチュア無線や電波に興味・関心をもってもらうことにつながり、ワイヤレス人材育成の裾野が広がります。

現行制度

○アマチュア無線体験局、国際宇宙ステーション(ISS)とのアマチュア無線体験局

- ・新たにアマチュア局(体験局)を臨時に開設。
- ・無資格者(体験者)との人間関係の制限なし。
- ・無資格者の年齢制限:**体験局なし**。**ISSとの体験局あり(小中学生)**

○家庭や学校でのアマチュア無線体験運用

- ・アマチュア無線有資格者が、既に開設しているアマチュア局で体験運用が可能。
- ・アマチュア無線**有資格者は、親や祖父母などの保護者、同一の学校の教職員に限定。**
- ・無資格者の**年齢制限あり(小中学生)**。

- **手続が不要**に
- 無資格者との**人間関係の制限なし**に
- 無資格者の**年齢制限なし**に



制度改正後

- ① アマチュア無線有資格者が、既に開設しているアマチュア局で体験運用が可能。

(アマチュア局(体験局)の開設は、不要)

- ② アマチュア無線有資格者であれば誰でも、無資格者に体験運用の実施が可能。

(親・祖父母等の保護者、学校教職員等の有資格者と**無資格者(体験者)との人間関係の制限なし**)

- ③ 無資格者の**年齢制限なし**。

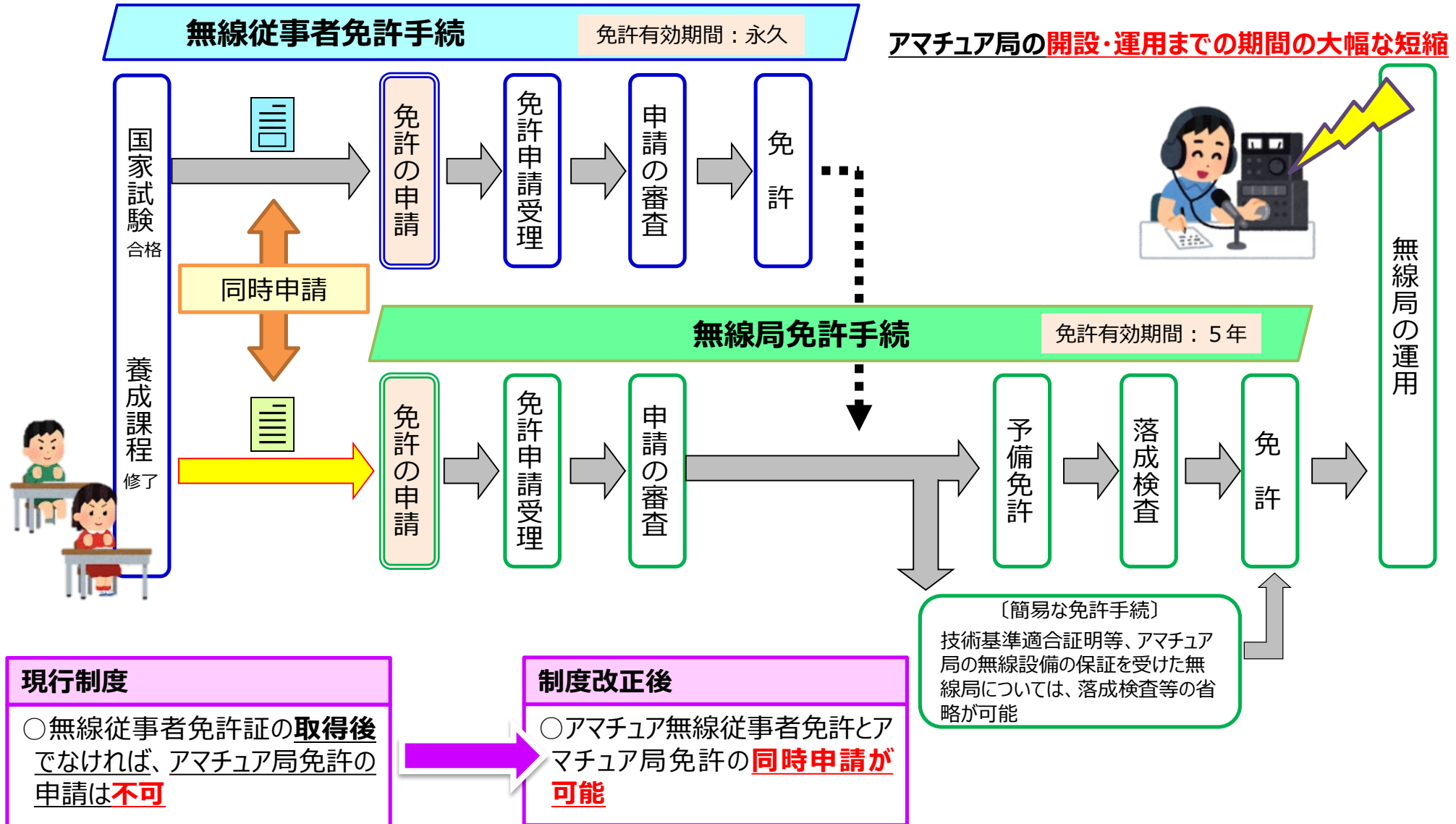
- ④ 無資格者(体験者)の運用について、**アマチュア無線有資格者(免許人)の責任を明確化**。

○アマチュア無線体験の要件 (電波法施行規則第34条の10の概要)

1. アマチュア無線有資格者(無線従事者)の監督の下で、無資格者(体験者)が無線設備の操作を行うものであること。
2. 科学技術に対する理解と関心を深めることを目的として、一時的に行われるものであること。
3. アマチュア無線有資格者(無線従事者)の行うことができる無線設備の操作(モールス符号の操作を除く。)の範囲内であること。
4. 連絡の設定及び終了に関する通信操作については、アマチュア無線有資格者(無線従事者)が行うこと。
5. 無資格者(体験者)は、法令違反者でないこと。
6. アマチュア無線有資格者(無線従事者)は、無資格者(体験者)が無線技術に対する理解と関心を深めるとともに、当該操作に関する知識及び技能を習得できるよう、適切な働きかけに努めるものとする。

2 アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許の同時申請手続の導入

- アマチュア局の開設・運用までの期間の大幅な短縮を図るため、**アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許の同時申請が可能になります**。これにより、アマチュア無線や電波に対する**興味・関心や意欲が高いうちにアマチュア無線を始めることにつながります**。



3 アマチュア局に係る電波の型式、周波数及び空中線電力の一括表示記号の導入
 4 アマチュア局に係る技術基準適合証明等を受けた無線設備の取替・増設・撤去に係る簡素合理化

- アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用しており、かつ、一の規格であること等から、その態様等に鑑み、アマチュア局に指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括表示記号により表示します。
- 初心者やライトユーザーにとって分かりやすい手続や申請書等のアマチュア局の免許制度により、申請者の利便性向上や手続の迅速化とともに行政コストの削減にもつながります。

3 アマチュア局に係る電波の型式、周波数及び空中線電力の一括表示記号の導入

現行制度
 ○電波の型式、希望する周波数及び空中線電力をすべて事細かく記載が必要。

制度改正後
 ○**チェックを1箇所付けるのみ**とする。(一括表示記号は無線従事者資格等の区分により自動的に決定)



●無線局事項書の記載

希望する周波数帯	電波の型式	空中線電力
<input type="checkbox"/> 135kHz	<input type="checkbox"/> 3 LA <input type="checkbox"/> 4 LA	W
<input type="checkbox"/> 475.5kHz	<input type="checkbox"/> 3 MA <input type="checkbox"/> 4 MA	W
<input type="checkbox"/> 1.9MHz	<input type="checkbox"/> A 1 A <input type="checkbox"/> 3 MA <input type="checkbox"/> 4 MA	W
<input type="checkbox"/> 3.5MHz	<input type="checkbox"/> 3 HA <input type="checkbox"/> 4 HA	W
<input type="checkbox"/> 3.8MHz	<input type="checkbox"/> 3 HD <input type="checkbox"/> 4 HD	W
<input type="checkbox"/> 7MHz	<input type="checkbox"/> 3 HA <input type="checkbox"/> 4 HA	W
<input type="checkbox"/> 10MHz	<input type="checkbox"/> 2 HC	W
<input type="checkbox"/> 14MHz	<input type="checkbox"/> 2 HA	W
<input type="checkbox"/> 18MHz	<input type="checkbox"/> 3 HA	W
<input type="checkbox"/> 21MHz	<input type="checkbox"/> 3 HA <input type="checkbox"/> 4 HA	W
<input type="checkbox"/> 24MHz	<input type="checkbox"/> 3 HA <input type="checkbox"/> 4 HA	W
<input type="checkbox"/> 28MHz	<input type="checkbox"/> 3 VA <input type="checkbox"/> 4 VA <input type="checkbox"/> 3 VF <input type="checkbox"/> 4 VF	W
<input type="checkbox"/> 50MHz	<input type="checkbox"/> 3 VA <input type="checkbox"/> 4 VA <input type="checkbox"/> 3 VF <input type="checkbox"/> 4 VF	W
<input type="checkbox"/> 144MHz	<input type="checkbox"/> 3 VA <input type="checkbox"/> 4 VA <input type="checkbox"/> 3 VF <input type="checkbox"/> 4 VF	W
<input type="checkbox"/> 430MHz	<input type="checkbox"/> 3 VA <input type="checkbox"/> 4 VA <input type="checkbox"/> 3 VF <input type="checkbox"/> 4 VF	W
<input type="checkbox"/> 1200MHz	<input type="checkbox"/> 3 SA <input type="checkbox"/> 4 SA <input type="checkbox"/> 3 SF <input type="checkbox"/> 4 SF	W
<input type="checkbox"/> 2400MHz	<input type="checkbox"/> 3 SA <input type="checkbox"/> 4 SA <input type="checkbox"/> 3 SF <input type="checkbox"/> 4 SF	W
<input type="checkbox"/> 5000MHz	<input type="checkbox"/> 3 SA <input type="checkbox"/> 4 SA <input type="checkbox"/> 3 SF <input type="checkbox"/> 4 SF	W
<input type="checkbox"/> 10.1GHz	<input type="checkbox"/> 3 SA <input type="checkbox"/> 4 SA <input type="checkbox"/> 3 SF <input type="checkbox"/> 4 SF	W
<input type="checkbox"/> 10.4GHz	<input type="checkbox"/> 3 SA <input type="checkbox"/> 4 SA <input type="checkbox"/> 3 SF <input type="checkbox"/> 4 SF	W
<input type="checkbox"/> 24GHz		W
<input type="checkbox"/> 74GHz		W

13 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力



●無線局事項書の記載

12 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力 **チェックを1箇所**
 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力

(例) 第四級アマチュア無線技士の資格を有する者が、移動する局を申請した場合
免許状に表示される記号：4 A M (内訳は以下のとおり。)

- ・電波の型式：全ての電波の型式 (モールス符号によるものを除く。)
- ・周波数及び空中線電力：以下のとおり。

指定周波数	空中線電力
136.75kHz	10W
475.5kHz	10W
1,910kHz	10W
3,537.5kHz	10W
3,798kHz	10W
7,100kHz	10W
21,225kHz	10W
24,940kHz	10W

指定周波数	空中線電力
28.85MHz	10W
52MHz	20W
145MHz	20W
435MHz	20W
1,280MHz	1W
2,425MHz	2W
5,750MHz	2W
10.125GHz	2W

指定周波数	空中線電力
10.475GHz	2W
24.025GHz	2W
47.1GHz	0.2W
77.75GHz	0.2W
135GHz	0.2W
249GHz	0.1W

【注記】
 一括表示記号には、指定周波数ごとに、附款が付されており、これらについても遵守する必要があります。(詳細は、制度改正案(告示)のとおりです。)

4 アマチュア局に係る技術基準適合証明等を受けた無線設備の取替・増設・撤去に係る簡素合理化

上記3の改正を踏まえて、適合表示無線設備の取替、増設、撤去については、届出による手続を可能とします。

5 アマチュア無線の初心者やライトユーザーにとって見やすく・分かりやすい免許申請書等の特例様式の導入①

- 初心者や、申請者・免許人の大半を占めるライトユーザー※1にとって見やすく・分かりやすい無線局免許申請書等の**特例様式※2**を導入します。
 - ※1 空中線電力50W以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)で移動するものの開設・運用を行う個人。
 - ※2 4つの特例様式を新たに導入し、併せて、アマチュア局の、無線局事項書及び工事設計書、免許状も改正。
- アマチュア無線に興味・関心を持った青少年などの初心者やライトユーザーにとって分かりやすい手続や申請書等のアマチュア局の免許制度により、申請者の利便性向上や手続の迅速化とともに行政コストの削減にもつながります。

現行制度

○ライトユーザーもヘビーユーザーも**同じ様式を使用**
(ライトユーザーが記載不要な項目も多く分かりにくい)

制度改正後

○申請者・免許人の大半を占める**ライトユーザー用の様式、アマチュア局に特化した様式を導入**

(例) ライトユーザー用の無線局事項書及び工事設計書 (特例様式)

●無線局事項書及び工事設計書の省略部分(概要)

1 概目 無線局事項書及び工事設計書	2 概目 変更の種類
1 免許の番号	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更
2 申請(届出)の区分	適合表示無線設備の番号
3 住所(アリア) / 個人名	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 個人
4 住所	第1 適合表示無線設備の番号
5 氏名又は有姓及びに表有姓	第2 適合表示無線設備の番号
6 工事落成の予定期日	第3 適合表示無線設備の番号
7 無線従事者免許証の番号	第4 適合表示無線設備の番号
8 無線局の目的	第5 適合表示無線設備の番号
9 通信事項	第6 適合表示無線設備の番号
10 呼出符号	第7 適合表示無線設備の番号
11 無線設備の設置場所又は常置場所	第8 適合表示無線設備の番号
12 移動範囲	第9 適合表示無線設備の番号
13 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	第10 適合表示無線設備の番号
14 変更する欄の番号	第11 適合表示無線設備の番号
15 備考	第12 適合表示無線設備の番号

ライトユーザーの記載省略部分

工事落成の予定期日、工事設計書中の各種事項(発射可能な電波の型式及び周波数の範囲、変調方式コード、終段管、定格電力)等の記載を要しない、特例様式を導入

3による記載の簡素合理化

●無線局事項書及び工事設計書 (特例様式)

無線局事項書及び工事設計書(注6)	
4 免許の番号	A第 号
5 申請(届出)の区分	変更
6 住所及び氏名	上記1と同じ
7 無線従事者免許証の番号	無線従事者免許証の番号 同時申請の資格 免許同時申請 国家試験受験番号 修了証明書番号
8 無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項
9 呼出符号	上記1及び6の住所と同じ
10 無線設備の常置場所	住所
11 移動範囲	移動する(陸上・海上及び上空)
12 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	指定可能なすべての電波の型式、周波数及び空中線電力
13 変更する欄の番号	<input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 15
14 備考	
第1 送信機	変更の種類 <input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 適合表示無線設備の番号
第2 送信機	変更の種類 <input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 適合表示無線設備の番号
第3 送信機	変更の種類 <input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 適合表示無線設備の番号
第4 送信機	変更の種類 <input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 適合表示無線設備の番号
第5 送信機	変更の種類 <input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 適合表示無線設備の番号
第6 送信機	変更の種類 <input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 適合表示無線設備の番号
その他の工事設計	電波法第3章に規定する条件に合致する。

※周波数測定装置の欄は必要な場合のみ備考欄に記載

5 アマチュア無線の初心者やライトユーザーにとって見やすく・分かりやすい免許申請書等の特例様式の導入② アマチュア局用の再免許申請書（特例様式）の導入

- 初心者や、申請者・免許人の大半を占める初心者やライトユーザー※にとって見やすく・分かりやすい再免許申請書の特例様式を導入します。
※空中線電力50W以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）で移動するものの開設・運用を行う個人。
- アマチュア無線に興味・関心を持った青少年などの初心者やライトユーザーにとって分かりやすい手続や申請書等のアマチュア局の免許制度により、申請者の利便性向上や手続の迅速化とともに行政コストの削減にもつながります。

現行制度

○アマチュア局も、業務用と同じ様式を使用
(アマチュア局記載不要な項目も多く分かりにくい)

制度改正後

○申請者・免許人の大半を占める初心者やライトユーザーにとって、見やすく・分かりやすい様式を導入

●無線局免許（再申請）申請書（別表第一号・概要）

●アマチュア局再免許申請書（特例様式）（別表第十四号第1・概要）

無線局免許(再免許)申請書

年月日

総務大臣 殿(注1)

収入印紙貼付欄(注2)

無線局免許(再免許)申請書(注3)

無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

2 電波法第5条に規定する欠格事由(注6)

開設しようとする無線局の種類(法第5条第2項各号)	□有 □無
外国性の有無	国籍等(同条第1項第3号まで) □有 □無
相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項) □有 □無
開設しようとする無線局の欠格事由	国籍等(同条第4項第1号) □有 □無
	特定役員(同項第2号) □有 □無
	職分等の割合(同項第2号及び第3号) □有 □無
	役員処分歴等(同項第4号) □有 □無

3 免許又は再免許に関する事項(注7)

⑤ 希望する免許の有効期間 □ 5年 □ 年 月 日まで(5年未満の希望する日)

4 電波利用料(注8)

① 電波利用料の前納(注9)

電波利用料の前納の有無 □有 □無

電波利用料の前納に係る期間 □無線局の免許の有効期間まで前納します(電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。)
□その他(年)

② 電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)(注10)

住所 道府県一市区町村コード []
〒()

部署名 フリガナ

アマチュア局再免許申請書(特例様式)

年月日

(何) 総合通信局長(注1) 殿

収入印紙をはるところ
(この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本郵政規格入用4番の用紙はってください。)
(必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承認 氏名」のように記入してください。)

アマチュア無線を 引き続き 運用したいので 申請します。
(無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。)

2 電波法第5条に規定する欠格事由(注3)

電波法又は放送法に基づく処分歴等(法第5条第3項) □有 □無

3 免許に関する事項(注4)

⑤ 希望する免許の有効期間 □ 5年 □ 年 月 日まで(5年未満の希望する日)

4 電波利用料の前納(2年目以降の前払)(注5)

① 電波利用料の前納の有無 □有 □無(毎年納付)

② 電波利用料の前納に係る期間 □無線局の免許の有効期間まで前納します(5年分納付)。
□3年(4年分納付) □2年(3年分納付)
□1年(2年分納付)

特例様式では・・・

- 免許と再免許の申請書を別様式に
- アマチュア局が記載不要な項目を削除
- アマチュア局に合わせた記載 等



6 送信機の外部入力端子に接続するアマチュア局特定附属装置に係る手続の簡素合理化

- **アマチュア局特定附属装置※**については、無線局事項書及び工事設計書への**記載を不要とする**とともに、開局時、無線設備変更時を問わず、アマチュア局特定附属装置を含めた**手続、検査等も不要とします**。（無線局事項書及び工事設計書の備考欄への「デジタルモードのため附属装置（PC）を接続」等の記載、送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の添付も不要となります。）

※無線設備の送信機の外部入力端子に接続する附属装置であって、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものをいいます。

- **無線技術のソフトウェアの設計などの実験や技術の探求にチャレンジしやすくなります**。これにより、より自由で試行錯誤がしやすい環境が実現されることで、電波やアマチュア無線に興味を持って実験や技術の探求を続けることにつながり、ワイヤレス人材育成の裾野拡大につながります。

現行制度

- アマチュア局特定附属装置を含めた**手続、検査等が必要**。

（現に免許を受けているアマチュア局は、その指定事項に変更がなければ、無線局事項書及び工事設計書の備考欄への「デジタルモードのため附属装置（PC）を接続」等の記載によりアマチュア局特定附属装置を追加する手続が簡素化される制度あり。）

制度改正後

- 開局時、無線設備変更時を問わず、アマチュア局特定附属装置に係る**手続、検査等が不要**。



無線局の免許申請・変更申請



電波の型式のみに変更を伴う附属装置の記載を不要とする。

アマチュア局特定附属装置

送信機の外部入力端子に接続して電波の型式のみ変更

記載不要に

〔補足〕アマチュア局特定附属装置
 パソコン、マイク、ファックス、ビデオカメラ、電鍵等が一般に該当するものと考えられますが、当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除きます。）に変更を来すものは除かれます。リニアアンプ、周波数変換装置などは対象外であり、無線局事項書及び工事設計書への記載や変更申請等が必要となります。

7 養成課程におけるe-ラーニングの積極的活用

○ 養成課程の授業について、同時受講型授業と随時受講型授業を組み合わせることができるようにし、対面での受講日数の短縮を可能とするなど、受講者の利便性向上を図る。

授業形態	授業形態の内容
同時受講型授業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 集合形式で講師が対面により行う授業 ➢ 電気通信回線を使用して、複数の教室等に対して同時に行う授業 ➢ 授業の内容を電気通信回線を通じて送信することにより、当該授業を行う教室等以外の場所に対して同時に行う授業
随時受講型授業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 電気通信回線を使用して行う授業であって、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの ➢ 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)による記録に係る記録媒体を使用して行う授業であって、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの
同時・随時受講型授業【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 同時受講型授業と随時受講型授業の組合せによる授業

科目ごとであれば授業形態を変えることが可能だが、**科目内で受講形態の変更ができない。**

科目内で受講形態の変更が可能

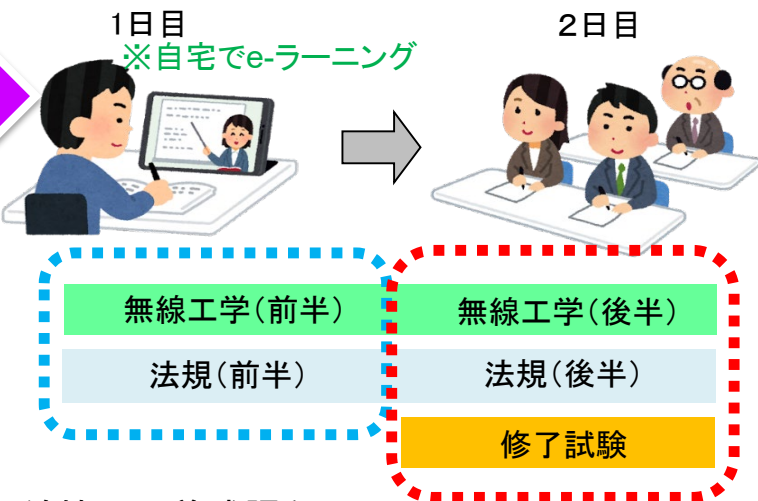
現行制度

全て同時受講型授業(対面式等)

※遠方から都市部に受講に向かう場合、宿泊の必要も。



制度改正後



1日目:
随時受講型授業(e-ラーニング等でも理解しやすい部分)

2日目:
同時受講型授業(対面式でないと理解しづらい部分)

※遠方から都市部に受講に向かうのが1日で済む。

(例) 第四級アマチュア無線技士の養成課程

8 アマチュア局の再免許の申請期間の見直し
 9 非常時や緊急時の通報に関する制度の明確化及び整備

8 アマチュア局の再免許の申請期間の見直し

○ 再免許申請したことの失念や再免許申請後の変更申請などにより、結果として免許人及び総務省の双方において事務が煩雑化していることから、アマチュア局の再免許申請期間（1ヶ月前から**1年前**）を、他の無線局と同様に「1ヶ月前から**6ヶ月前**」とします。

●再免許申請の期間（概要）

区分	改正前	改正後
アマチュア局 (人工衛星等のアマチュア局を除く。)	(免許の有効期間満了前) 1 箇月以上 1年 を超えない期間	(免許の有効期間満了前) 1 箇月以上 6箇月 を超えない期間
特定実験試験局	(免許の有効期間満了前) 1 箇月以上 3 箇月を超えない期間	変更なし
その他	(免許の有効期間満了前) 3 箇月以上 6 箇月を超えない期間	変更なし

9 アマチュア局の非常時や緊急時の通報に係る制度の明確化

○ 国際通信が行われるという観点からの整合性を図るため、国際条約等を踏まえて、非常災害時や緊急時に他人の依頼による通報を行うことができることを明確化します。



※国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（Radio Regulations）25.3 2) Amateur stations may be used for transmitting international communications on behalf of third parties only in case of emergencies or disaster relief. An administration may determine the applicability of this provision to amateur stations under its jurisdiction.
 アマチュア局は、緊急時及び災害救助時に限って、第三者のために国際通信の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

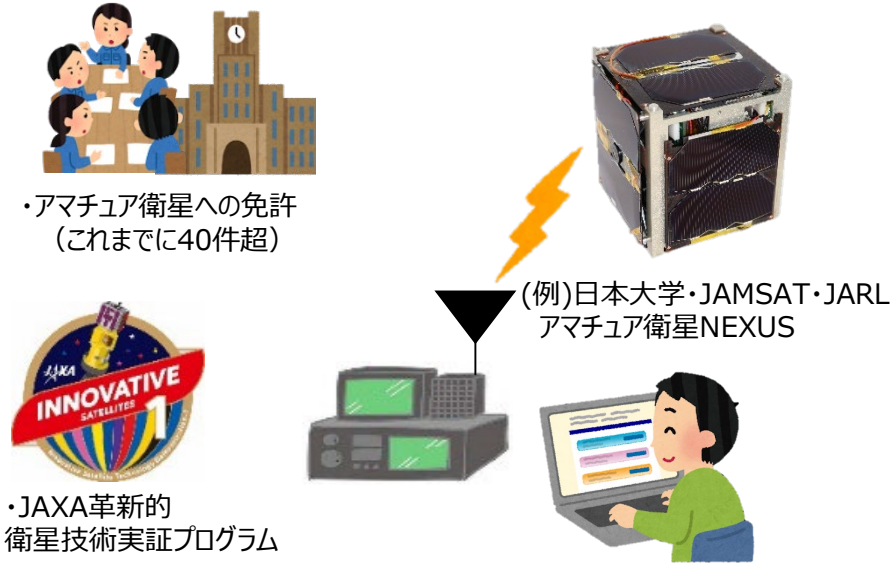
10 人工衛星等のアマチュア局に関する制度の明確化及び整備

- 近年、大学、高専等の関係者による社団局を中心に人工衛星等のアマチュア局※の申請が増加しているところ、人工衛星等のアマチュア局は、国際調整等による個別の周波数等の指定や総合試験などの検査等の実施等、地球局及び人工衛星局等と同様の監視が必要であり、通常のアマチュア局とは態様が大きく異なることから、関係規定の明確化や整備を行います。
(別途、電波法関係審査基準も策定(新設)。)

※人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局

●アマチュア衛星による実験・研究(全国の大学・高専等)

●主な関係法令等(概要)



省令	条項	概要
施行規則	第10条の2(新設)	アマチュア局特定附属装置制度は対象外
	第34条の10	アマチュア無線体験制度は対象外
	(第51条の15)	(従事者免許と局免許の同時申請制度は対象外)
	(別表第二号)	(設置場所の変更検査を要しない場合は対象外)
免許規則	(第10条2第4項、第21条第5項)	(一括表示記号は対象外)
	第15条の5第2項	アマチュア局特定附属装置制度は対象外
運用規則	第20条の13	特例様式は対象外(※諮問対象は、再免許関係部分)
	第259条	他人の依頼による通報を行うことができるように改正
設備規則	第261条	第9章宇宙無線通信の業務の無線局の運用の規定準用
	別表第2号第54	平仄修正
証明規則	第2条第1項第12号	適合表示無線設備の対象外を明確化
(審査基準)		(必要書類、審査内容等について策定(新設))

□ は、電波監理審議会諮問事項。

JAXA革新的衛星技術実証プログラム

JAXA(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構)により、民間企業・大学等による超小型の人工衛星を活用した新たな知見の獲得・蓄積、将来ミッション・プロジェクトの創出、宇宙システムの基幹的部品や新規要素技術の軌道上実証実験などのための機会を提供しているものです。宇宙基本計画上の「宇宙システムの基幹的部品等の安定供給に向けた環境整備」の一環として、超小型の人工衛星を活用した基幹的部品や新規要素技術の軌道上実証を適時かつ安価に実施されています。

11 アマチュア局の周波数測定装置に係る規定の整理

- アマチュア局の送信設備※1には、電波法第31条の周波数測定装置又は代替装置※2を備付けなければならないところ、当該代替装置の規定が電波法施行規則と告示に分かれており、分かりやすさの観点で、これを一本化します。
 - ※1 26.175MHzを超える周波数の電波を使用するもの、空中線電力10ワット以下のものを除く。
 - ※2 送信設備から発射される電波の特性周波数を0.025%（9kHzを超え526.5kHz以下の周波数の電波を使用する場合は、0.005%）以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置

●規定の整理

改正前	改正後（電波法施行規則に 一本化 ）
<p>○電波法施行規則 第11条の3 法第31条の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。 ※各号に掲げるものは、周波数測定装置の備付けは不要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 26.175MHzを超える周波数の電波を使用するもの 2 空中線電力10ワット以下のもの 7 アマチュア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の特性周波数を○・○二五パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの 	<p>○電波法施行規則 第11条の3（同左）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1（同左） 2（同左） 7 アマチュア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の特性周波数を○・○二五パーセント（九kHzを超え五二六・五kHz以下の周波数の電波を使用する場合は、○・○五パーセント）以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
<p>○告示（平成21年総務省告示第262号） 電波法施行規則第十一条の三第七号のアマチュア局の送信設備から発射される電波の特性周波数の測定を行うための装置を定める件 （略）アマチュア局の送信設備から発射される電波の特性周波数の測定を行うための装置を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 九kHzを超え五二六・五kHz以下の周波数の電波を使用する場合は、誤差が○・○○五パーセント以内の測定装置とする。 二 一以外の場合は、誤差が○・○二五パーセント以内の測定装置とする。 	<p>（告示廃止）</p>



(例)周波数測定装置

●参照条文

- 電波法（周波数測定装置の備えつけ）
 第31条 **総務省令※で定める送信設備**には、その誤差が使用周波数の許容偏差の二分の一以下である**周波数測定装置を備えつけなければならない。**
 ※電波法施行規則第11条の3（上記）

- 12 アマチュア局に係る一の構内で行われる遠隔操作についての簡素合理化
- 13 アマチュア局の旧コールサイン申請時の確認書類の簡素合理化
- 14 社団のアマチュア局に係る資料の簡素合理化

12 アマチュア局に係る一の構内で行われる遠隔操作についての簡素合理化

アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）の遠隔操作のうち、電波の送信の地点（設置場所又は常置場所に限る。）と無線設備の操作を行う地点のいずれもが、免許人が所有又は管理する一の構内（自宅地内やマンション等の自室内など）であるものは、無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているものに限り、遠隔操作に含まないこととします。

13 アマチュア局の旧コールサイン申請時の確認書類の簡素合理化

申請者の利便性向上のため、申請者が過去に使用していたアマチュア局のコールサイン（呼出符号）の指定を希望して免許申請等を行う場合において、過去に開設したアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過していないときは、原則として証明書類の提出は不要とする規定を追加。

14 社団のアマチュア局に係る資料の簡素合理化

社団のアマチュア局に係る資料について、公益社団法人その他これに準ずる者であって総務大臣が認めるものは、総務大臣が認めるものの記載を省略することができることとする規定の整理を規定。

補足

○無線設備の変更の工事をする場合の届出について

新たに購入した適合表示無線設備の追加など、総務省令で定める軽微な事項に該当する無線設備の変更の工事をする場合は、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならず、法令に定められた形式上の要件に適合している「届出」が総合通信局等に到達する前に、新たに購入した適合表示無線設備などを運用することはできません。

なお、アマチュア局専用の「電子申請・届出システムLite」では、申請履歴の状態欄が「到達」になれば、総合通信局等に届出が到達しています。

（参照）・電波法第9条第1項、同条第3項、第17条第1項、同条第3項 ・行政手続法第2条第7号、第37条

参考資料 1 ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード（概要）

- ワイヤレス人材の裾野拡大にアマチュア無線の活用が有用であり、アマチュア無線をより活用しやすい環境の整備が求められている。特に未来を担う青少年などの初心者にとって、アマチュア無線を始めやすくなるような環境の整備が必要。

概要

開催：令和4年1月～7月（全7回）

運営：非公開（議事要旨と会議資料を公開）

背景：「デジタル変革時代の電波政策懇談会」報告書(R3.8)において「アマチュア無線を活用したワイヤレス人材の育成」が織り込まれ、意見募集の結果において会合開催を公表。

目的：ワイヤレス人材やデジタル人材の育成、無線技術の実験・研究開発の促進といった観点から、アマチュア無線をより活用しやすい制度・環境の実現に向けて、日本のアマチュア無線に適した、未来を担う青少年などの初心者にとってアマチュア無線を始めやすくなるような環境の整備などについて、有識者からの助言・提言を得る。

検討事項：ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線に係る制度・環境等の実現に向けての助言・提言

提言（概要）（令和4年8月）

- ・イベント、学校や家庭などの様々な場で、アマチュア無線や電波の楽しさ・大切さ・使う責任を知る・学ぶ体験機会を拡大すること。
- ・デジタル化の推進や制度の簡素合理化などにより、申請者の負担軽減やアマチュア無線を始めるまでの期間の短縮を行うこと。
- ・青少年に電波の魅力や楽しさを広めるなどアマチュア無線界においても様々な自主的取組が必要とされること。

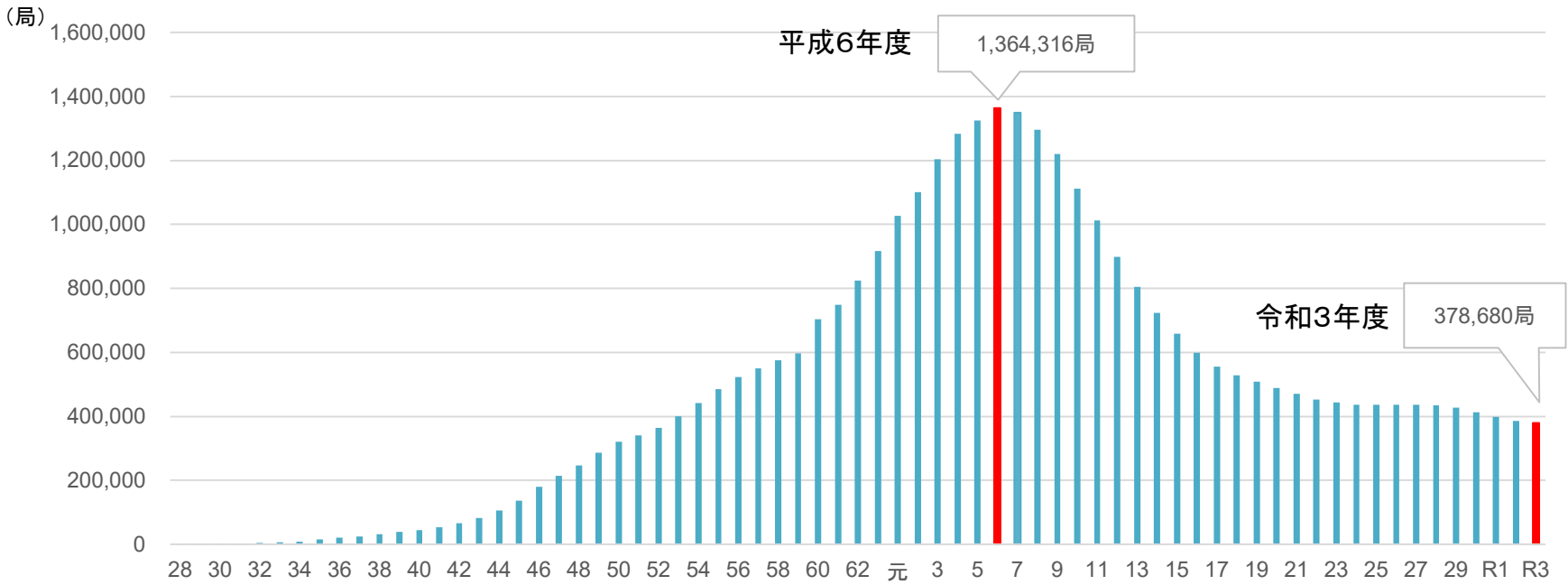
○構成員一覧

座長	藤井 威生（電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）
構成員 （五十音順）	飯塚 留美（一般財団法人マルチメディア振興センターICTリサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター） 櫻田 洋一（CQ出版社取締役兼CQ ham radio編集長） 高尾 義則（一般社団法人日本アマチュア無線連盟会長） 寺田 麻佑（国際基督教大学教養学部上級准教授） 藤原 洋（株式会社ブロードバンドタワー代表取締役会長兼社長CEO） 三木 哲也（一般財団法人日本アマチュア無線振興協会会長）

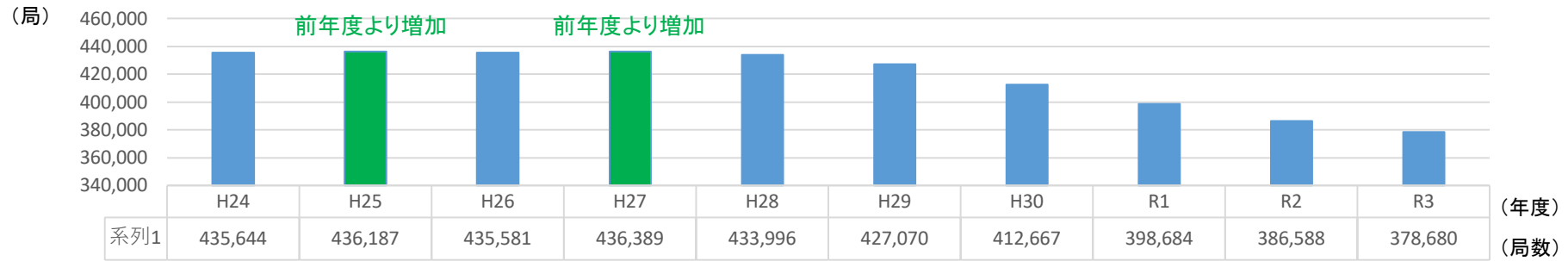
参考資料 2 アマチュア局数の推移

- 我が国のアマチュア局数は、平成6年度をピーク（1,364,316局）に減少傾向。
- 平成20年度代に一時横ばいとなったが、その後再び減少傾向（毎年1万局程度減少。直近年の減少は鈍化傾向。）。

1. 我が国のアマチュア局数の推移



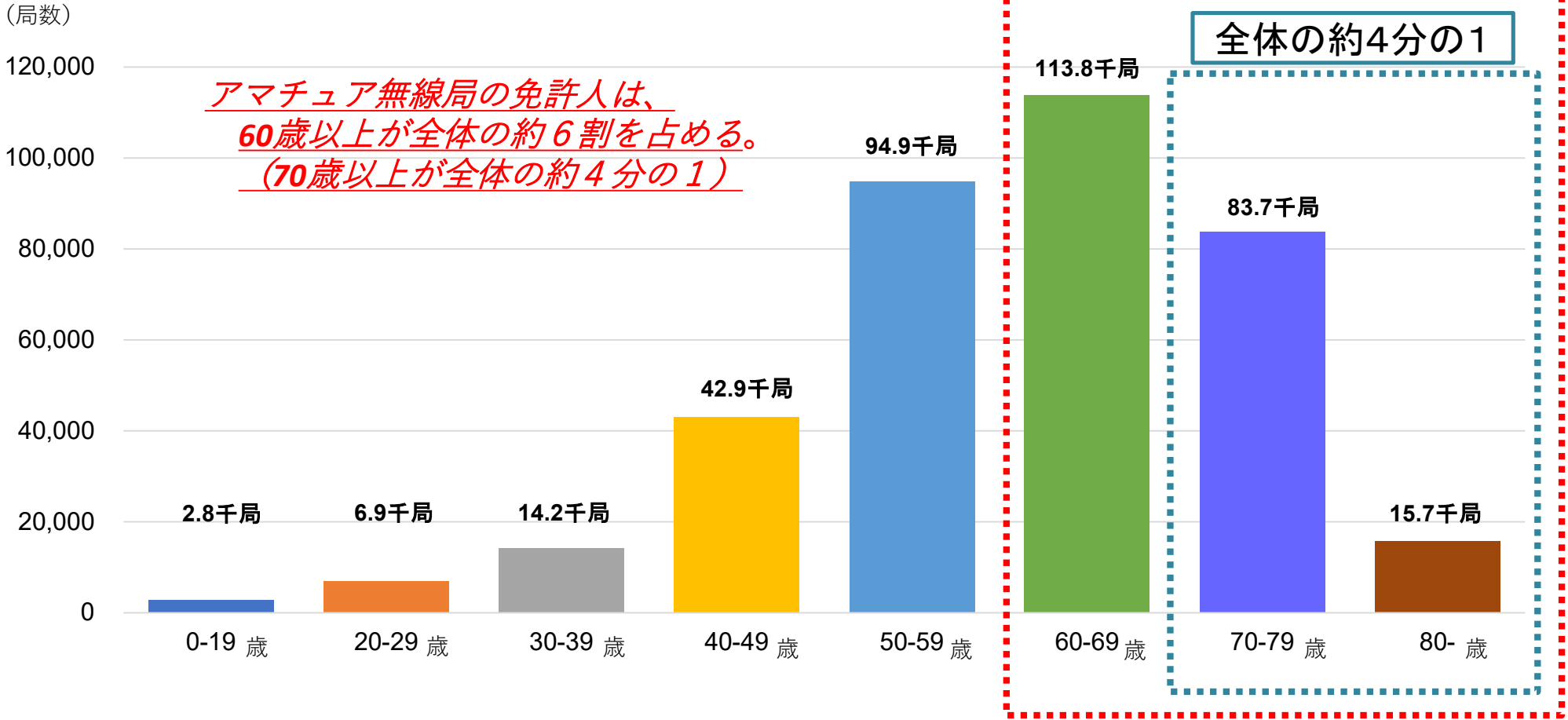
2. 直近10年のアマチュア局数の推移



参考資料3 アマチュア局免許人の年代分布

- アマチュア局の免許人は、60歳以上が全体の約6割を占める（70歳以上が全体の約4分の1）。

○アマチュア無線局の年代分布



参考資料4 アマチュア局の電子申請率

- 各種の取組みの実施により、年々、アマチュア局の電子申請率は向上している。

○アマチュア無線局の電子申請率



※免許申請、再免許申請、変更申請及びその他（廃止の届出や無線局免許状の再交付申請等）の申請及び届出

ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正(案)

【意見募集の結果・概要】

総合通信基盤局電波部移動通信課

令和5年2月8日

意見募集の結果(概要)

1. 実施期間

令和4年11月17日(木)～12月16日(金)(30日間)

2. 意見提出者

合計 183者

(1) 法人・団体: 8者 (2) 個人: 175者

【主な法人・団体(順不同)】

・一般社団法人日本アマチュア無線連盟 ・一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 ・公益財団法人日本無線協会

3. 主な御意見の要旨と総務省の考え方

●次ページ以降のとおりです。(※詳細は別添のとおりです。)

※主な御意見の要旨についてまとめておりますので、詳細は、別添の「提出された御意見及び総務省の考え方」をご覧ください。

※意見公募要領に記載のとおり、御意見につきましては、適宜、整理又は要約して取りまとめており、同趣旨の御意見はまとめて記載しております。また、意見公募要領に記載のとおり、御意見に対する個別の回答はしておりません。

※原則として、意見募集の対象となる御意見について、考え方を示させていただきます。

※便宜上、各項目に分けておりますが、共通する御意見については、いずれかの項目にまとめていることがあります。

※文中の用語(アドバイザーボード、提言書)については、以下のとおりです。

・アドバイザーボード:「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード」(令和4年1月～8月)の略称です。

・提言書:「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用に関する提言」(令和4年8月)の略称です。上記、アドバイザーボードにおいて取りまとめられました。

●本改正案により、アマチュア無線の体験機会や活用機会の拡大、デジタル化の推進、免許手続の迅速化や制度の簡素合理化による申請者の負担軽減や申請処理期間の短縮、行政の効率化等が行われ、科学技術やワイヤレス技術に対する理解と関心を深めるとともに、アマチュア無線や電波に興味・関心をもってもらうことにつながり、ワイヤレス人材育成の裾野が広がることが期待されます。総務省においても、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、本改正案の周知広報に努めてまいります。

●アマチュア無線を活用したワイヤレス人材育成の裾野拡大は、制度改正のみでなされるものではなく、アマチュア無線界の方々の自主的・積極的な仕組みづくりや取組、周知広報等が、これまで以上に重要なものとなってくると考えております。その活動等により、ワイヤレス人材育成の裾野拡大が図られるとともに、アマチュア無線の積極的な活用やその地位向上につながり、地域や社会全体に貢献することが期待されております(提言書も御参照ください。)

4. 今後のスケジュール

・令和5年2月 意見募集の結果の公表

・令和5年3月 公布・施行予定(体験制度など)

・令和5年9月 施行予定(同時申請、一括表示記号、特例様式、アマチュア局特定附属装置、いわゆるバンドプランなど)

※具体的な公布日及び施行日は、官報をご確認ください。

※免許事務処理のシステム改修や制度周知等が必要なため一部の施行が9月予定となります。

※主な事項ごとの施行予定は、改正概要(要旨)の参考資料5を御確認ください。

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する総務省の考え方
<p>【総論】</p> <p>① 改正案に賛成。アマチュア無線界にとってこれまでにない規模の大幅な改正となり、アマチュア無線界が一丸となり有効に活用していきたいと考えます。また、制度改正が行われた際には、周知広報に積極的に努めていきます。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>制度改正の内容等については、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、周知広報に努めてまいります（国家試験や養成課程の授業等にも反映される予定です。）。また、アマチュア無線界においても、制度の活用や周知広報が行われることが期待されるとともに、アマチュア無線の体験が円滑・効果的になされるよう、その取組のベストプラクティスの紹介や共有、マニュアル化なども期待されているものと考えております。</p> <p>なお、一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）からも、周知広報に努めてまいりたいとの御意見をいただいております。</p>
<p>【1(1)アマチュア無線の体験機会の拡大】</p> <p>② 特別に国から許可されたアマチュア局を使って体験運用を行うというアマチュア無線体験局の制度を存続すべきではないか。</p>	<p>アマチュア無線の体験機会の拡大のため、改正案は、体験局の開設という無線局免許の手続等なく、全てのアマチュア局での体験運用を可能とする制度を導入するものであり、これに並行して体験局の制度を併存することはいたしかねます。また体験局は、無資格者が運用すること等を明確にするために、特別な呼出符号（コールサイン）を指定してきましたが、全てのアマチュア局での体験運用が可能となることから、その必要性もなくなります。</p> <p>特別に国から許可されたアマチュア局を使って体験運用を行うという観点においては、いわゆる記念局（記念コールサイン）の制度を、御活用いただきたいと考えます。これまで、体験局と記念局（記念コールサイン）を併せ持ったアマチュア局が運用されてきており、アマチュア無線の体験機会の拡大と併せて、相当の公共性を有する行事等を記念すること及びその意義を広めるとともに、かつ、アマチュア無線に対する理解の増進、アマチュア無線の健全な普及、発展等にも貢献してきております。</p> <p>【補足】特別な呼出符号（コールサイン）について</p> <ul style="list-style-type: none"> 呼出符号は、電波の発射源を明らかにするために総務大臣が指定するものであり、既にアマチュア局に指定されている呼出符号を使用することが基本ですが、アマチュア無線では、従来から、「行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局」（いわゆる記念局（記念コールサイン））について、行事等にふさわしい特別な呼出符号（コールサイン）を指定しております。これにより、行事等を記念すること及びその意義を広めるとともに、かつ、アマチュア無線に対する理解の増進、アマチュア無線の健全な普及、発展等にも貢献してきております。 特別な呼出符号は、特別に指定するものであることから、当該アマチュア局免許人など特定の関係者だけでなく、地域や社会全体に社会的な利益をもたらすものであるなど、「行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局」（審査基準）の要件に適合する、相当の公共性を有するものであることが必要と考えます。 なお、特別な呼出符号の指定は、総務省（総合通信局等）が、当該アマチュア局の運用の後援等をするものではありません（総務省（総合通信局等）の後援等の名義の承認をしているものではありません。）。
<p>【1(1)アマチュア無線の体験機会の拡大】</p> <p>③ モールス符号による通信や連絡の設定及び終了に関する通信操作も体験できるようにするべきではないか。</p>	<p>モールス符号による通信は、電気通信術という特別の技術及びその通信に関する条約等の法規上の知識が必要であることから、無資格者にモールス符号による通信をさせることは適切ではありません。電波法第39条第2項の規定においても、無線従事者でなければ行ってはならない操作と定められております。</p> <p>電波の出所及び免許人（有資格者）の責任の所在を明らかにする必要があること、また、無資格者の無線局の運用は免許人（有資格者）が行う無線局の運用とするものであることから、連絡の設定及び終了に関する通信操作は、電波監理上、指揮・立会いを行う免許人（有資格者）が行う必要があります。</p>

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する総務省の考え方
<p>【1(2)アマチュア無線の活用機会の拡大】</p> <p>④ 教育又は研究活動を行う指導者等が所属機関から給与の支払を受けている場合や、企業等から研究費を受けている場合も、「金銭上の利益のため」には当たらず、アマチュア業務に含まれると考えるべき。</p> <p>一方で、企業等の研究、企業等から研究費を受けた研究をアマチュア無線で実施することを認めるべきではないとの意見あり。</p>	<p>本改正案の教育又は研究活動によるアマチュア無線の使用は、いずれもアマチュア局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に携わり無線通信を行うものであり、その無線通信業務がアマチュア業務に含まれることを定義の告示改正により明確化するものです。</p> <p>教育又は研究活動によるアマチュア無線の使用は、一般に、例えば、学校の授業中や課外活動（クラブ活動）等でアマチュア無線を利用した実演、実習、実験等を行うこと、大学等の研究室等での各種の研究への利用などが考えられるとともに、学校行事（運動会、学園祭）や研究活動時において連絡に使用することが考えられます。一方、学校や研究施設であるからといって、教育又は研究活動に直接関わらない学校や研究施設の運営（施設運営管理等）での連絡に使用することは、アマチュア業務には含まれません。</p> <p>また、教育又は研究活動を行う指導者等が、所属機関から給与の支払を受けていること、企業等から研究費を受けていることのみをもっては、金銭上の利益のために当該無線通信が行われているものとは考えておりません。一方で、<u>教育又は研究活動であっても、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。</u></p> <p>なお、アマチュア業務の範囲については、個々の案件ごとに、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容などについて総合的に判断されるものです（なお、営利性は、有償か無償かで判断するものではありません。）。</p> <p>また、アマチュア無線局の免許は、個人又は社団（アマチュア無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3)）でなければ受けることができません。企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。</p> <p>当然ながら、アマチュア無線の使用に当たっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。</p>
<p>【2(1)同時申請手続の導入】</p> <p>⑤ 同時申請は紙申請に限定すべきではない。</p>	<p>改正案のとおり、無線局の免許申請の申請は電子申請でも紙申請でも行うことができます。総務省では、国全体で進められている「デジタル原則」に沿って、<u>簡単・お得な電子申請での手続をお願いしております。</u>なお、無線従事者免許の申請につきましては、現時点では、紙申請となります。</p> <p>【補足】無線局免許申請・届出の電子申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> アマチュア局の電子申請率は7割弱。多くの方が御利用されている、簡単・お得な「電子申請」を、ぜひ御利用ください。 アマチュア局専用で分かりやすい「電子申請・届出システムLite」を御利用頂くことで、申請手数料が約30%お得、申請の処理状況が分かる、免許までの期間が短くなるなど、申請者の方にメリットもございます。再免許申請については、スマートフォンにも対応しています。 <p>【補足】無線従事者免許の申請の電子化について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に盛り込まれており、現在、導入に向けて作業を進めています。これにより申請者の方の利便性向上及び行政事務の効率化を図ってまいります。
<p>【2(1)同時申請手続の導入】</p> <p>⑥ 上級の無線従事者免許の申請と無線局の変更申請（周波数等の指定事項（一括表示記号）の変更）とを、同時に行えるようにすべき。初心者やライトユーザー※以外の者も、同時申請が行えるようにすべき。</p>	<p>改正案のとおり、いずれも可能となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、第4級アマチュア無線技士の方で周波数等が4 A Mの無線局免許をお持ちの方は、第3級アマチュア無線技士の無線従事者の免許申請と周波数等を3 A Mに変更する無線局免許の変更申請を同時に行うことができます。 初心者やライトユーザー※以外の方（無線局の変更手続により、初心者やライトユーザーに該当しなくなる方を含みます。）の無線局申請（開局・変更）は、通常の様式での申請となります（同時申請は、特例様式限定ではありません。）。 無線従事者免許証の再発行の申請と無線局免許の申請も同時に行うことができます。 <p>※初心者やライトユーザー：空中線電力50W以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）で移動するものの開設・運用を行う個人</p>

提出された主な御意見の要旨と総務省の考え方(3)

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する総務省の考え方
<p>【2(2)一括表示記号の導入】 ⑦ 無線局等情報検索では引き続き、アマチュア局の電波の型式、周波数及び空中線電力が確認できるようにすべきではないか。また、アマチュア局の各周波数帯の使用状況の把握と公表を行うべきではないか。</p>	<p>本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 無線局等情報検索については、情報通信行政の透明性の向上を図るとともに、電波利用の一層の推進を図るため、無線局の「免許状に記載された事項」を公表の対象（電波法第25条第1項）としているものであることから、一括表示記号が公表の対象となります。 アマチュア局が使用可能な周波数帯を含む各周波数帯の利用状況については、電波の利用状況調査などで公表することを考えております。</p>
<p>【2(2)一括表示記号の導入】 ⑧ 落成検査を要する空中線電力200Wを超える局については、1 A Fとは別の一括表示記号により表示するか、又は一括表示記号の対象外とするべきではないか。</p>	<p>以下の「〔補足〕一括表示記号について」のとおり、一括表示記号の導入の趣旨等から、落成検査の要否などによる更なる区分やアマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)の一部を一括表示記号の対象外とすることなどは、考えておりません。 〔補足〕一括表示記号について 一括表示記号は、アマチュア局が多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用しており、かつ、一の規格であること等から、その態様等に鑑みて、いずれのアマチュア局であっても「周波数の割当て可能性」が同じとなることに着目して、アマチュア局として周波数の割当て（割当てに係る空中線電力を含む。）が可能な全範囲について、一括表示記号を導入するものです。一方で、無線従事者資格等の区分に応じた周波数等の制限があることから、全てのアマチュア局に同一の一括表示記号による表示をすることは不合理であるため、結果として、これらの区分に応じた一括表示記号を定めるものとしたものです（無線従事者資格に紐付いて一括表示記号を定めたものではなく、結果として無線従事者資格等の区分に応じた一括表示記号と見えることとなったものに過ぎません。） このため、①あくまでも免許状等の記載上の簡素化等を行うためのものですので、実際には、工事設計書に記載した無線設備が発射可能な周波数等しか用いることはできません。また、②これまでどおり、工事設計書の記載などは必要となります。 ただし、人工衛星等のアマチュア局については、国際調整の結果を踏まえ、個別に周波数等を指定すること等から、一括表示記号の対象外としております。</p>
<p>【2(2)一括表示記号の導入】 ⑨ 移動する局と移動しない局は統合して、同じ一括表示記号とすべきではないか。</p>	<p>以下の「〔補足〕移動する局・移動しない局について」のとおり、これらを同じ一括表示記号とすることは不相当と考えます。 〔補足〕移動する局・移動しない局について 移動しない局は、比較的大きな空中線電力のものが想定され、その設置場所を把握することにより、重要無線通信※など他の無線局に混信を与えたり、テレビ受信等の電子機器や電気機器の誤動作などの影響を与えるといった障害が生じた際には、速やかに発信源を把握することにつながりますが、一方、移動する局は、空中線電力が小さいものが想定されており、50Wを超えるような空中線電力の大きなアマチュア局を認めた場合に、重要無線など他の無線局に混信を与える等といった障害の発信源となっても無線局の特定が困難となることが想定されるとともに、アマチュア局が使用する周波数帯は、アマチュア局のほか空中線電力の小さい無線局と周波数を共用して電波を利用していることから、共用できる無線局を減らすこととなります。 また、電波法令では、人体への影響を防止する観点から、無線設備から発射される電波の強さが基準値を超える場所には取扱者以外が容易に出入りすることができないように安全施設を設けることを義務づけておりますが、移動する局については、電波の発射源が移動するため空間の電波の強さを規定する安全施設の考え方になじまないこと、空中線電力が比較的小さいものが多いこと等を踏まえ、この対象外となっております。 これらのこと等から、電波監理上、移動する局と移動しない局を同じ扱いとすることはできず、また、移動する局の空中線電力を増力することもできません。また、仮に、移動する局と移動しない局を1局とした場合、規制の厳しい移動しない局に規制を合わせざるを得ず、アマチュア局の多くを占める既存の移動する局については、規制の強化につながると考えられるため、制度を維持すべきものと考えております。</p>

※重要無線通信：電気通信業務、放送の業務、人命若しくは財産の保護又は治安の維持、気象業務、電気事業、鉄道事業関係の無線通信

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する総務省の考え方
<p>【2(2)一括表示記号の導入】</p> <p>⑩ アマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項のうち、空中線電力20W以下の送信機の部品に係る工事設計について、無線設備の電気的特性に変更を来さないときに限ることとすべきではない。</p>	<p>制度改正案（概要）にも記載のとおり、一括表示記号の導入に伴って無線局単位ではなく、個々の送信機等ごとに適切な監理、把握を行う等が電波監理上必要となることから、改正案のとおりとします。</p> <p>周波数や空中線電力の変更を来すような部品の変更は、送信機が発射することを予定していない電波を発射するという変更が行われる恐れがあること、また、送信機そのものに変更を加えることと実質的に変わらないこととなるため、国や登録検査等事業者による検査等又は保証業者による保証が必要となります。</p>
<p>【2(3)適合表示無線設備の取替・増設・撤去】</p> <p>⑪ 無線設備の変更の工事をする場合は、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならないこととされているが、無線機の購入後、直ちに当該無線機から電波を発射して他のアマチュア局と交信することができることとなるのか。</p>	<p>以下の「〔補足〕無線設備の変更の工事をする場合の届出について」のとおりです。なお、一般に、「遅滞なく」とは、『「直ちに」及び「速やかに」に比べると時間的即時性が弱い場合が多く、正当な又は合理的な遅滞は許されるもの』と解されています。「遅滞なく」「届出」の定義については、現行規定からの変更点はありません。</p> <p>〔補足〕無線設備の変更の工事をする場合の届出について</p> <p>新たに購入した適合表示無線設備の追加など、総務省令で定める軽微な事項に該当する無線設備の変更の工事をする場合は、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならないが、法令に定められた形式上の要件に適合している「届出」が総合通信局等に到達する前に、新たに購入した適合表示無線設備などを運用することはできません。なお、アマチュア局専用の「電子申請・届出システムLite」では、申請履歴の状態欄が「到達」になれば、総合通信局等に届出が到達しています。</p> <p>（参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波法第9条第1項、同条第3項、第17条第1項、同条第3項 ・行政手続法第2条第7号、第37条
<p>【2(4)アマチュア局特定附属装置】</p> <p>⑫ 外部入力端子に限らず内蔵マイクでの信号入力についても「アマチュア局特定附属装置」に含まれるようにすべきではないか。</p> <p>（送信機のマイクに、発振装置を近づけてモルス符号を送信することや、SSTV信号、DTMF信号等を発生させるスマートフォン等のスピーカーを近づけてSSTV信号、DTMF信号等を送信するなど）</p>	<p>以下の「〔補足〕内蔵マイクからの信号入力について」のとおり、アマチュア局特定附属装置の制度趣旨等から、内蔵マイクでの信号入力を含めることはできません。</p> <p>〔補足〕内蔵マイクからの信号入力について</p> <p>内蔵マイクからの信号入力により当該送信機に係る無線設備の電気的特性に変更を来すものについては、引き続き、工事設計の変更申請等が必要となります（例えば、内蔵マイクからの信号入力により送信機の発射可能な電波の型式にない電波の型式を発射することとなる場合は、当該電波の型式を追加する必要があります。）なお、内蔵マイクからの信号入力は、アマチュア局特定附属装置には含まれません（規定のとおりです。）</p> <p>アマチュア局特定附属装置の制度趣旨は、外部入力端子を具備する送信機については、あらかじめ外部からの信号入力が予定されているものであること、また、その前提で送信機系統図が捉えられていること等から、これらの点を踏まえて簡素合理化を行うこととしたものです。</p> <p>内蔵マイクからの信号入力をアマチュア局特定附属装置と同様に扱った場合、送信機が発射することを予定していない電波を発射するという変更が行われることとなること、また、送信機そのものに変更を加えることと実質的に変わらないこととなるため、変更申請等が必要となります。</p>
<p>【2(6)養成課程におけるe-ラーニングの積極的活用】</p> <p>⑬ 養成課程において、電波法令の遵守を徹底すべきではないか。</p>	<p>養成課程においては、電波法をはじめとする法規の授業があります。不法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、電波の適正な利用環境を確保できるよう、引き続き、養成課程の授業において法規を十分に御理解いただくことにより、電波法令の遵守につなげてまいります。</p>

提出された主な御意見の要旨と総務省の考え方(5)

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する総務省の考え方
<p>【3(1)再免許の申請期間の見直し】</p> <p>⑭ 免許人にとって利点を感じられない（不利益）ため、改正すべきではないのではないか。周知期間として経過措置を設けるべきではないか。</p> <p>一方で、賛成の意見あり。</p>	<p>制度改正案（概要）にも記載のとおり、再免許申請したことでの失念や再免許申請後の変更申請などにより、結果として免許人及び総務省の双方において事務が煩雑化していることから、改正案のとおりとすることで、行政コストの削減につながるのと同時に、手続の迅速化が図られることで、結果として申請者等にメリットがあると考えます。また、申請期間の始期を他の無線局と同様にするものであり、免許人に具体的な大きな不利益が生じるものではないと考えられます。このため、公布後6か月後以降の施行を予定しております。</p>
<p>【3(2)人工衛星等のアマチュア局に関する制度の明確化及び整備】</p> <p>⑮ 適合表示無線設備や保証業者による保証を受けた無線設備の検査等は不要ではないか。</p>	<p>人工衛星等のアマチュア局※については、当該無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、実地通信を行って、その通信の状況等を確認する必要があることから、これまで、国又は登録検査等事業者による検査等を実施しており、改正案は、これを明確化したものです。</p> <p>※人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局</p>
<p>【3(4)電波の型式及び周波数の使用区別の簡素合理化】</p> <p>⑯ 改正の趣旨や検討の経緯・内容を示すべきではないか。</p> <p>法令を初心者やライトユーザーにとって分かりやすいものとするため簡素合理化する一方で、マナーや慣習（JARLアマチュアバンドプラン）を守ってくださいということは相反するのではないか。</p>	<p>改正の趣旨等については、以下の「〔補足〕いわゆるバンドプランの改正案について」のとおりです。</p> <p>アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用して電波を使用していることから、アマチュア局にとって、マナーや慣習（JARLアマチュアバンドプラン）も守ってアマチュア局同士が譲り合って電波を使用することは大切なものと考えております。マナーや慣習（JARLアマチュアバンドプラン）を法令によって規制等するものではありません。</p> <p>〔補足〕いわゆるバンドプランの改正案について</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正案は、初心者やライトユーザー※にとって分かりやすいものとするため簡素合理化を行うものです。アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用するものであること、また、初心者やライトユーザーにとっても必要最小限のものが分かりやすいものであること等から、いわゆるバンドプラン（法令）については、規制・制限は行わないことを基本としつつ、使用区別を設ける場合にあつては、特に専用的な使用区別に関して必要最小限にすべきものと考えております。 これらの趣旨等に基づき、改正案は次の方針により簡素合理化を行ったものです。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規制・制限は行わないことを基本としつつ、使用区別を設ける場合にあつては、特に専用的な使用区別に関して必要最小限とする。 ➢ アマチュア局全体や当該アマチュア局の運用等に影響を与える使用区別（レピーター、衛星通信等）を、専用的な使用区別とする。 ➢ 他の使用区別に対して一定の配慮が必要な使用区別（CW、EME、入門バンドである144MHz帯及び430MHz帯の広帯域(FM)）を、専用的な使用区別とする。 ➢ 上記以外は、全電波型式とする。 ➢ なお、1.8MHz帯、3.5MHz帯、7MHz帯、10MHz帯、18MHz帯及び28MHz帯のCW専用使用区別は、7MHz帯以下は30kHz帯幅に揃え、それ以外は必要最小限のものとする。また、公衆網接続については、その利用の態様に鑑み入門バンドである144MHz帯及び430MHz帯では、必要最小限のものとする。 今後も引き続き、周波数の利用状況等も踏まえ、適宜、適切に見直しを行ってまいります。 <p>※初心者やライトユーザー：空中線電力50W以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）で移動するものの開設・運用を行う個人</p>

提出された主な御意見の要旨と総務省の考え方(6)

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する総務省の考え方
<p>【3(10)その他④電波の強度に対する安全施設】 ⑰ 特定の総合通信局等では、200W以下の「移動しない局」について開局時に資料（立面図・平面図、使用する空中線の利得(dBi)、給電線の種類・長さが分かる資料、設置承諾書）が求められるが、書類の使用目的は何かもはっきりしない資料の提出は廃止されるべき。</p>	<p>現行の免許申請手続においては、無線局免許手続規則別表第2号の3第3の様式に従って、無線設備が電波法第3章に規定する条件に合致することを申請者が確認した上で工事設計書を作成・提出することとしています。電波法施行規則第21条の4の安全施設については、電波法第3章に規定する条件に含まれるものであり、平均電力が20mWを超える移動しないアマチュア局については、申請時点において適合性を確認することが原則となっていますが、その確認内容が適切であるかを審査するために書類等の提示を求めるものです。これを明確化するため、改正案のとおりとしたものです。</p> <p>なお、電波法第7条第6項の規定により、総務大臣は申請の審査に必要な資料の提出を求めることができるとされています。また、基準値への適合確認方法については、「電波防護のための基準への適合確認の手引き」(https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/material/dwn/guidance.pdf)を御参照ください。</p>
<p>【3(10)その他④電波の強度に対する安全施設】 ⑱ 空中線電力200ワット超のアマチュア局に限定すべきではないか。 空中線電力が数10mW程度の低出力な移動しない局も含めて、電波防護指針の書類を求めるのは、極めて不条理であり、自由な実験・研究を著しく阻害するものではないか。</p>	<p>現行の免許申請手続においては、無線局免許手続規則別表第2号の3第3の様式に従って、無線設備が電波法第3章に規定する条件に合致することを申請者が確認した上で工事設計書を作成・提出することとしています。電波法施行規則第21条の4の安全施設については、電波法第3章に規定する条件に含まれるものであり、申請時点において適合性を確認することが既に原則となっていることから、その確認内容について書類等の提示を求めることは、技術基準への適合性確認の新設のような負担を強いるようなものではなく、不条理ではないと考えます。また、自由な実験・研究をはじめとするアマチュア無線通信の目的に追加的な制約を設けるものではありません。</p> <p>なお、電波法施行規則第21条の4第1項各号に掲げる無線設備（例：平均電力が20mW以下の無線局の無線設備、移動する無線局の無線設備）については、安全施設に関する規制の対象外としています。</p>
<p>【その他（処理期間や対応）】 ⑲ 申請や届出について、総合通信局等によって処理期間や対応が異なる。簡素化や迅速化がなされたとしても、地域による差があれば意味がなく、最短の総合通信局等と同様の処理期間で全ての総合通信局等が処理できるための制度と体制とすべきではないか。</p>	<p>申請処理については、電波法令及び電波法関係審査基準により、また、標準処理期間を定め行われており、各総合通信局等において、迅速かつ適正な処理に努めております。本改正案等により、特にライトユーザーの申請処理について一層の迅速化が図られるものと考えておりますが、引き続き、迅速かつ適正な処理を行うよう努めてまいります。</p> <p>総務大臣（総合通信局長等）は、「申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる（電波法第7条第6項）」こととされており、免許や許可をすべきかどうかを判断するため、必要と認められる資料等は、各々の判断で求めることとなります。</p> <p>〔補足〕標準処理期間について 標準処理期間は、あくまで申請の処理にかかる期間の「目安」を定めたものです。総合通信局等では、迅速な処理に努めておりますが、必ず標準処理期間内に申請に対する応答ができるとは限りません。例年、大型連休や夏季休暇、年末年始、年度末・年度始めの前後の時期等については、申請が増加することがありお時間をいただいていることがあります。</p> <p>また、申請者が記載漏れなど不備のある申請を補正するための期間や申請者が総合通信局等から求められた審査のために必要な資料を提出するまでの期間は、標準処理期間に含まれません。</p> <p>（参照） ・行政手続法第6条、第7条</p>

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する総務省の考え方
<p>【その他（いわゆる第三者通信）】</p> <p>② 無資格者による通信は、いわゆる第三者通信に該当するのではないか。いわゆる第三者通信を認めるべきではないか。</p>	<p>本改正案（いわゆるアマチュア無線体験制度）においては、通信の連絡設定及び終了は免許人（有資格者）が行い、その上で当該有資格者の監督（指揮・立会い）の下で通話等を無資格者が行うこととしており、また、当該無資格者の無線局の運用は免許人（有資格者）が行う無線局の運用とするものであることから、第三者のために行う通信にはあたりません。アマチュア無線有資格者の監督（指揮・立会い）の下での無資格者による無線設備の操作による通信は、外国のアマチュア局との通信についても可能です。</p> <p>本改正案においては、非常時又は緊急時及び人工衛星等のアマチュア局の通報については、いわゆる第三者通信を認めることとしております。これら以外については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>【その他（いわゆる自局内の通信）】</p> <p>② 自局内の無線設備同士間の通信を認めるべきではないか。</p>	<p>本意見募集の対象外となりますが、アマチュア局の自局内の通信については、次のとおり認められないものです。</p> <p>電波法は無線局免許制度を採用しており、無線局の免許の単位は、送信設備の設置場所（移動する局については送信装置）ごとに行うこととしており（免許規則第2条第1項）、自局内の通信というものは想定されておりません。なお、移動するアマチュア局は、2以上の送信装置を含めて単一の無線局として申請できる（免許規則第2条第9項）こととしていますが、これは、アマチュア局が個人的な興味によって無線通信を行うために開設するもの（電波法第5条第2項第2号）であり、免許人と操作をする者が一体となった無線局であることに鑑みたまものです。あわせて、自局内の通信は、運用規則第20条（通信方法）等にも適合しておりません（このため、同一人が開設する移動する局と移動しない局との間の通信も認められないものです。）。</p> <p>アマチュア局は、多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用して国内外の他者との通信を行うことを目的とするものであり、技術の探求や実験等についてもその中で行われるものと考えており、これまでもアマチュア局免許人が協力等して草の根で技術の探求や実験等が行われてきたことも、アマチュア局の魅力であると考えられます。</p>
<p>【その他（電波監視）】</p> <p>② 適切な電波利用環境を確保すべき。ワイヤレス人材育成のためにも、電波監視を強化すべきではないか。不法無線局などに対する対策がない改正には反対。</p>	<p>アマチュア局等の違反運用等について申告等があった場合には、遠隔方位測定設備を用いた電波の監視、不法無線局探査車による現地での探査や関連の調査を通じ、個別の案件ごとに慎重に違反の事実を把握し、違法行為、違反運用の事実を確認した場合、規正用無線局による警告などの行政指導、行政処分又は告発を行うとともに概要を公表しております。</p> <p>違反行為等の防止策としては、アマチュア無線局等の適正な利用に向けて、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」を中心に広く一般の方にメディア等も活用した周知、広報を実施するとともに、過去に違法行為や違反運用の事実が確認された業界団体等とも連携し、周知、広報を実施しております。</p> <p>特に今年度は、アマチュア無線を使用する上でのルールを周知する動画を新たに公開したことに加え、アマチュア無線を仕事に使うことはできないことについて、全てのアマチュア局免許人に対して個別に周知しております。</p> <p>引き続き、不法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、電波の適正な利用環境を確保できるよう、取締り、周知等の取組を適切に実施してまいります。</p>
<p>【その他（免許証及び免許状の電子化）】</p> <p>③ アマチュア無線に限らず無線従事者免許証（マイナンバーカードとの一体化）や無線局免許状を電子化して、物理的な発行手続を不要とすべきではないか。</p>	<p>本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>【補足】無線局免許状の電子化について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年1月に予定されている総合無線局監理システムの更改において、書面による免許状の交付を電子化（電子申請により手続を行った者が対象）し、デジタル免許状の交付を選択可能とする予定です。これにより申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図ってまいります。

提出された主な御意見の要旨

御意見に対する総務省の考え方

【その他（さらなる簡素合理化）】

④ さらなる無線局免許制度の簡素合理化を進められたい。（いわゆるアマチュア局の包括免許について、適合表示無線設備を使用する場合は届出不要とすることについて、アマチュア局の保証制度の緩和について、自作機や海外製無線機について 等）

今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。

なお、既に、アマチュア局については他の無線局に比べると簡素化された制度となっているところですが、アマチュア無線を取り巻く我が国の社会環境や電波利用状況等の変化、無線機器の市場・技術動向等の変化等、さらには電波法の目的等も踏まえ、日本のアマチュア無線に適した制度となるよう、制度の適正化については、引き続き、適宜、適切に検討を行ってまいります。

なお、提言書において、以下の考え方が示されたところであり、全ての電波利用者に関わる課題として、引き続き、慎重に検討していく必要があると考えます。

○提言書（P.4）4. アマチュア無線局免許制度の簡素合理化〔無線従事者免許と無線局免許の一体化〕

無線従事者資格には有効期限がなく終身免許（生涯有効）となっている一方で、周波数の再配分を迅速に行う必要から免許の有効期間は5年以内となっており、両免許を一体とすることはできないが、両免許を一体的に運用する方法の一つとして両免許の同時申請ができるようにすることが適切である。同時申請が可能となることにより、無線従事者免許申請、無線局免許申請及び無線機器の購入を同時期に行うことができるようになり、アマチュア無線関係者による初心者へのサービスの充実も期待される。

○提言書（P.4～P.5）4. アマチュア無線局免許制度の簡素合理化〔考え方〕

無線設備の把握を行わず無線設備の検査等を不要とすべきとの意見について、本アドバイザーボードは、国民の生命や生活に多大な影響が生じる可能性など以下の懸念があり、産業界など他の電波利用者や国民からの理解が得られていないと考える。

- 適格な者により無線設備が技術基準に合致すること等を確認しない場合、放送の受信、携帯電話・スマートフォン、ドローンや自動運転車などを始め、航空関係、医療機関、工場や工事現場等の国民の生命や生活に関わる無線局に有害な混信等を与え、社会的に影響を生じる可能性がある。
- アマチュア無線局のように比較的大電力の無線局は、放送の受信、及び携帯電話・スマートフォン、消防、防災、列車無線といった重要無線通信など、他の無線局に有害な混信等を与えやすく、国民の人命の保護や社会生活に影響を生じる可能性が強く懸念される。
- 国が無線設備の把握を行わない場合、検査等により電波法の要件に合致することを確認することや技術基準適合証明等において技術基準不適合機器があった場合の把握が困難となり、電波利用環境の確保が困難になると考えられる。

日本のアマチュア無線制度は、携帯電話・スマートフォンや無線LANなど様々な小電力のIoT無線機器の利用が飛躍的に拡大するSociety5.0の到来という世の中の流れを踏まえると、電波利用環境確保の上で、今後とも必要な制度と考えられる。

「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正案に対する意見募集」 提出された御意見及び総務省の考え方

- 標記につきましては、令和4年11月17日（木）から同年12月16日（金）まで（30日間）御意見を募集したところ、183者（法人・団体8者、個人175者）の御意見をいただきました。ありがとうございました。
いただいた御意見とそれらに対する総務省の考え方は、以下のとおりです。
 - ・ 意見公募要領に記載のとおり、御意見につきましては、適宜、整理又は要約して取りまとめており、同趣旨の御意見はまとめて記載しております。また、意見公募要領に記載のとおり、御意見に対する個別の回答はしておりません。
 - ・ 原則として、意見募集の対象となる御意見について、考え方を示させていただきます。
 - ・ 便宜上、各項目に分けておりますが、共通する御意見については、いずれかの項目にまとめていることがあります。
 - ・ 文中の用語（アドバイザリーボード、提言書）については、以下のとおりです。
 - ・ アドバイザリーボード：「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザリーボード」（令和4年1月～8月）の略称です。
 - ・ 提言書：ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用に関する提言」（令和4年8月）の略称です。上記、アドバイザリーボードにおいて取りまとめられました。
- 本改正案により、アマチュア無線の体験機会や活用機会の拡大、デジタル化の推進、免許手続の迅速化や制度の簡素合理化による申請者の負担軽減や申請処理期間の短縮、行政の効率化等が行われ、科学技術やワイヤレス技術に対する理解と関心を深めるとともに、アマチュア無線や電波に興味・関心をもってもらうことにつながり、ワイヤレス人材育成の裾野が広がることが期待されます。総務省においても、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、本改正案の周知広報に努めてまいります。
- アマチュア無線を活用したワイヤレス人材育成の裾野拡大は、制度改正のみでなされるものではなく、アマチュア無線界の方々の自主的・積極的な仕組みづくりや取組、周知広報等が、これまで以上に重要なものと考えております。その活動等により、ワイヤレス人材育成の裾野拡大が図られるとともに、アマチュア無線の積極的な活用やその地位向上につながり、地域や社会全体に貢献することが期待されております（提言書も御参照ください。）。

意見募集の結果

○実施期間 令和4年11月17日(木)～同年12月16日(金)(30日間)

○意見提出者 合計 183者

(1) 法人・団体: 8者 (2) 個人: 175者

【主な法人・団体(順不同)】

・一般社団法人日本アマチュア無線連盟 ・一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 ・公益財団法人日本無線協会

●**主な法人・団体からの御意見** ※御意見は適宜、整理又は要約しており、また、適宜の項目に取りまとめております。

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>○提言書をふまえた、この度の制度改正案につきまして、ご尽力いただきました関係者各位にこの場をお借りしましてお礼を申し上げます。</p> <p>○この度の制度改正は、アマチュア無線界にとってこれまでにはない規模の大幅な改正となり、アマチュア無線界が一丸となり有効に活用していきたいと考え、是非とも早急な制度の改正手続きを希望するとともに、この制度改正が行われた際には、当連盟としても積極的に周知・広報に積極的に努めて参ります。</p> <p>○当連盟としましては、この度の改正案に賛成するとともに、より有効な制度となるように次のとおり意見を述べさせていただきます。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>総務省においても、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、本改正案の周知広報に努めてまいります。</p>	無
	<p>○1. アマチュア無線や電波の楽しさ等を知る・学ぶ体験機会や活用機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーボードにおいて当連盟として提案させていただきました、アマチュア無線の体験機会の拡大やアマチュア無線の教育・研究での活用について、明確化されることに賛成いたします。 ・より一層の体験機会拡大により、草の根での機会拡大が期待される所です。体験局の継続を望む意見も伺っていますが、当連盟としましては、無資格者の方にアマチュア無線を知っていただく様々な機会が増えるように公開運用等を通じて周知・広報に努めて参りたいと考えております。 ・社会貢献活動でのアマチュア無線の活用に続き、教育・研究の場においてもアマチュア無線の活用が明確化されることで、より一層、アマチュア無線の活用が広まることにも期待している所です。 	<p>賛成の御意見として承ります。</p>	無

<p>○2. アマチュア局の開設・運用までの迅速化及び免許制度の簡素合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーボードにおいて当連盟として提案させていただきました、従事者免許と局免許の同時申請及びライトユーザー向けの特例様式の導入について賛成いたします。 ・これまでは従事者免許取得後に局免許申請となり実際に運用できるまでに時間を要していましたが、同時申請が可能となることにより、免許取得から実際のアマチュア無線の運用を開始できるまでの期間が大幅に短縮されることは、新規にアマチュア無線を始める方にとっては大変有益な改正になるものと考えます。 ・初心者やライトユーザーの方には、現状の申請書の記入は大変難しく無線局開設を躊躇する理由ともなりかねませんでした。今回の改正では初心者やライトユーザーの方にも分かりやすい内容となっていることから早急に制度改正が行われることを希望いたします。 	<p>賛成の御意見として承ります。 制度改正は、速やかに行いたいと考えております。</p>	<p>無</p>
<p>○3(4) アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別の簡素合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この度の簡素合理化について理解いたします。 ご承知のとおりアマチュア無線は帯域で免許を受けて多くの方が同じ周波数帯を共有して使用していますので、今後も利用状況等をふまえて、適宜・適切に見直しを行っていただきますようお願いいたします。当連盟としましても、今回の改正を受けていわゆるバンドプランを策定するとともに、周波数の有効利用の観点からも調整を図っていきたいと考えております。 ・制度改正後に、免許人が混乱等をせずに安心してアマチュア無線を楽しんでいただけるよう当連盟も周知・広報に努めて参ります。引き続き、違法局及び不法局に監視業務等へのご理解・ご協力をお願いいたします。 ・改正案中、備考6、注10及び注15の内容については整理が必要と思われるので、誤解を生じないようにご検討をお願いいたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成の御意見として承ります。引き続き、周波数の利用状況等も踏まえ、適宜、適切に見直しを行ってまいります。 ・引き続き、不法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、電波の適正な利用環境を確保できるよう、取締り、周知等の取組を適切に実施してまいります。 ※意見募集の結果（概要）の㉓も御確認ください。 ・御意見等を踏まえて修正します。 	<p>無</p> <p>無</p> <p>有</p>
<p>○3(5) 行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年へのアマチュア無線普及・促進の観点から、大学などの学校が主催する行事等においても、その行事等を記念した特別コールサインのアマチュア局を円滑に開設し運用することができるように明確にさせていただくようご検討をお願いいたします。 ・「当該行事等の主催者は、当該行事等を主催するものとして適切なものであること。」とありますが、主催者に限らず、後援、協賛等についても同様に適切なものである必要があると考えま 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見等を踏まえて修正します。 ・御意見等を踏まえて修正します。 	<p>有</p> <p>有</p>

	<p>すので、ご検討をお願いいたします。</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案（アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める告示）中、「電波の型式」「A1A」の「備考欄」の注1の削除のご検討をお願いいたします。135kHz帯及び475kHz帯の無線設備はメーカー製無線がないため、アマチュア無線家の多くは、この周波数帯の無線設備を自作するために、他の周波数帯同様に占有周波数帯幅の許容値はこれまでどおりに500Hzでのご検討をお願いいたします。 ・改正案（電波法関係審査基準別紙1・第15-1個人が開設するアマチュア局(2)）については、これまで同様に、機器の製造等の関係から資格の操作範囲外の周波数の除去が困難と認められるものについては、当該操作範囲を超える周波数及び電波型式も認めることができるようにご検討をお願いいたします。 ・改正案（電波法関係審査基準別紙1・第15-8受信装置）については、自局が発射可能な周波数すべてが受信可能であることも明確にする必要があるものと考えますので、ご検討をお願いいたします。 ・免許手続規則第5条の改正を行う場合には、あわせて無線従事者選解任届についても整備が必要かと考えますので、ご検討をお願いいたします。 <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見等を踏まえて修正します。 ・御意見等を踏まえて修正します。 ・御意見等を踏まえて修正します。 ・御意見等を踏まえて修正します。 	<p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p>
2	<p>○1(1)アマチュア無線の体験機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本改正案に賛成します。これまでアマチュア無線の体験機会が順次拡大されてきましたが、これまで適切に運用等がなされており、大きな問題も発生していないと推察しているところです。この一層の拡大・簡便化は、アマチュア無線への興味を抱く者の増加、また無線従事者資格取得希望者の更なる増加が期待でき、ひいてはワイヤレス人材育成の裾野が広がる取組として大きな意義がある施策であると考えます。 <p>○2(1)アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許の同時申請手続の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本改正案は、アマチュア無線の利用拡大に資するものであり、賛成します。ただし、運用に当たっては、アマチュア無線従事者養成課程講習会の実施者（認定施設者）の更なる負担の増加につながることはないよう、十分な配慮をお願いします。 <p>○上記以外の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賛成の旨又は特段の意見なし。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本改正案全般の趣旨に関連し、ワイヤレス人材育成が重要な課題であることを共通認識とした上で、当該育成のためアマチュア無線の活用を図る取組は、我が国の電波利用全般に受益 	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>御要望については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

	<p>が及ぶものと考えられることから、とりわけ青少年等がアマチュア無線資格取得のため養成課程講習会を受講する際の受講料(国家試験受験料も同様)の負担軽減について、国としても支援措置を講じていただくよう引き続きお願いします。</p> <p>本件については、これまで当財団として独自に減額措置等の支援策を講じていますが、民間のみの施策では財源等に限界があり、公的な制度の創設を早急をお願いするものです。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 (JARD)】</p>		
3	<p>○1 (1) アマチュア無線の体験機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無資格者が体験できる機会が増加することは、無線に関する理解、関心を高め、技能も習得でき裾野を広げることから賛成します。なお、単に体験させるだけではなく、体験者の中から無線従事者免許取得者が多数出てくるよう適切な働きかけに努めていただきたい。 <p>○2 (1) アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許の同時申請手続の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア局の開設、運用までの期間が大幅に短縮され、アマチュア無線への興味、関心が高まり、もってワイヤレス人材の育成が期待されることから賛成します。また、併せて変更の同時申請手続も導入されることから、アマチュア初心者のみならず、上級者にとっても利便性が向上するものと考えます。 <p>○2 (6) 養成課程におけるeラーニングの積極的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成課程の選択肢が増え、受講者の利便性向上に資すると考えます。 <p style="text-align: center;">【公益財団法人日本無線協会】</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>総務省においても、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、本改正案の周知広報に努めてまいります。</p>	無

● 総論

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>○改正案に賛成。アマチュア無線界にとってこれまでにはない規模の大幅な改正となり、アマチュア無線界が一丸となり有効に活用していきたいと考えます。また、制度改正が行われた際には、周知広報に積極的に努めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢時代による人口減少の中、理工系人材の確保・育成することは喫緊の課題であり、日本の技術力向上を図る上で、「アマチュア無線」が身近に活用しやすくなるため賛成。 ・ アマチュア無線の利用に関わる諸手続きを現行よりも簡素化し、免許人の利益に資するもので歓迎します。アマチュア無線家が減少している現状において、今回の改正案は、より多くの人にアマチュア無線への門戸を広くするものであると評価いたします。 ・ 事実上の包括免許化となり、大幅な簡素化が図られる。申請者側にも、政府側にも大きなメリットが感じられるのではないだろうか。 ・ 免許の申請等が簡略化されることにより、アマチュア無線を始めるためのハードルが下がり、ワイヤレス人材の育成促進に一定程度つながるものと認識する。 	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>制度改正の内容等については、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、周知広報に努めてまいります（国家試験や養成課程の授業等にも反映される予定です。）。また、アマチュア無線界においても、制度の活用や周知広報が行われることが期待されるとともに、アマチュア無線の体験が円滑・効果的になされるよう、その取組のベストプラクティスの紹介や共有、マニュアル化なども期待されているものと考えております。</p> <p>なお、一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）からも、周知広報に努めてまいりたいとの御意見をいただいております。</p>	無

● 1. アマチュア無線や電波の楽しさ等を知る・学ぶ体験機会や活用機会の拡大

1 (1) アマチュア無線の体験機会の拡大

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>○改正案に賛成。制度の周知広報活動が大切ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡単に、アマチュア無線が体験できることは、無線通信をはじめ電波の研究などへの動機付けとなる。 ・ 青少年にアマチュア無線の楽しさ、電波の素晴らしさを伝えることに資する。 ・ 申請側も総務省（総合通信局等）側も処理が不要となり体験局を開設しなくてよいのは、手続簡素化として、とてもよい。 ・ 今まで特別な機会がないと体験できなかったことが、興味を持ったらいつでもどこでも体験することができるようになります、それによ 	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>制度改正の内容等については、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、周知広報に努めてまいります（国家試験や養成課程の授業等にも反映される予定です。）。また、アマチュア無線界においても、制度の活用や周知広報が行われることが期待されるとともに、アマチュア無線の体験が円滑・効果的になされるよう、その取組のベストプラクティスの紹介や共有、マニュアル化なども期待されているものと考えております。</p> <p>なお、一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）からも、周知広報に努めてまいりたいとの御意見をいただいております。</p>	無

	<p>リアマチュア無線界の認知度の発展に大きくつながることになり社会的地位の向上にもつながると確信。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より一層の体験機会拡大により、草の根での機会拡大が期待される。無資格者の方にアマチュア無線を知っていただく様々な機会が増えるように公開運用等を通じて周知・広報に努めたい。 ・ゲストオペレーター制度と同様に、各種の無資格者運用制度について公式呼称を設定頂くことで、認知度も上がり、体験機会の活性化につながる。 ・報道及び関係団体連携などと連携をとり広く周知させることは当然、免許取得の際の国家試験・講習会などでも反映すべき。 ・有資格者であれば、体験活動の実施ができるというのは、とても良いと思う。 ・誤った解釈で運用が行われないように、周知していくことが大切。 	<p>周知広報方法の御提案については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
2	<p>○特別に国から許可されたアマチュア局を使って体験運用を行うというアマチュア無線体験局の制度を存続すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共の場でイベントとして体験機会を提供するには地方自治体などに理解と協力をいただく必要があるが、その場合に「体験局」という特別なアマチュア無線局であることでスムーズに正しく認識していただくことができると考える。 また、特別なコールサインの付与により多くのアマチュア局から呼ばれるため交信機会が多くなる効果もある。 ・体験局制度が廃止されるとイベントなどでブースの出展が困難になり、アマチュア無線の体験機会やデモンストレーション機会が減ることが懸念される。 ・地方公共団体等の公的機関や学校等での体験活動に、一市民が開設する個人局や一般の社団局を用いることは、主催者の抵抗が大きいのではないか。 ・特別に国から許可されたアマチュア局を使って体験運用を行うことで主催者の理解が得られ、ブース出展の許可を得ていた。一般のアマチュア局では、出展の許可が得づらくなることが予想される。また、自局のコールサインでの体験運用は、あまり実施しないのではないか。 	<p>アマチュア無線の体験機会の拡大のため、改正案は、体験局の開設という無線局免許の手続等なく、全てのアマチュア局での体験運用を可能とする制度を導入するものであり、これに並行して体験局の制度を併存することはいたしかねます。また体験局は、無資格者が運用すること等を明確にするために、特別な呼出符号(コールサイン)を指定してきましたが、全てのアマチュア局での体験運用が可能となることから、その必要性もなくなります。</p> <p><u>特別に国から許可されたアマチュア局を使って体験運用を行うという観点においては、いわゆる記念局(記念コールサイン)の制度を、御活用いただきたいと考えます。</u>これまでも、体験局と記念局(記念コールサイン)を併せ持ったアマチュア局が運用されてきており、アマチュア無線の体験機会の拡大と併せて、相当の公共性を有する行事等を記念すること及びその意義を広めるとともに、かつ、アマチュア無線に対する理解の増進、アマチュア無線の健全な普及、発展等にも貢献してきております。</p> <p>〔補足〕特別な呼出符号(コールサイン)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼出符号は、電波の発射源を明らかにするために総務大臣が指定するものであり、既にアマチュア局に指定されている呼出符号を使用することが基本ですが、アマチュア無線では、従来から、「行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局」(いわゆる記念局(記念コールサイン))について、行事 	無

<ul style="list-style-type: none"> ・特別な呼出符号（コールサイン）は、多くの局から呼ばれ体験者にも交信機会が増えるが、一般の局のコールサインでは呼ばれる機会も少なくなり、体験者が交信する機会も減少するのではないか。特別なコールサインに対しては、応答率も多くなる傾向があるため、体験者が受け取るアマチュア無線の魅力もより広く、深くなる可能性がある。 ・特別な呼出符号で運用したアマチュア局は、アマチュア無線界や主催団体、開催場所等での運用で広く一般社会への認知度の向上も図られる。更に、アマチュア無線を利用しての人材育成効果に繋がっている。 ・体験局制度は、アマチュア無線界に定着しており、体験局を核としたグループによる体験運用が活発に行われている。体験局は、体験運用の主催者のモチベーション・外部への説明という点で極めて重要。 ・アマチュア無線人口を拡大するために、現在実施している体験局がもっとも合理的。体験局制度廃止はアマチュア無線の普及に逆行する。 ・体験局制度は初心者に対して経験者のもと通信の仕方、機器等について学ぶことが出来る良い制度と思う。 ・体験局制度自体の廃止はやむを得ないが、「主として体験運用を行う局」については、特別なコールサインを認めていただきたい。 ・「行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局」に体験運用局も含めることが効果的である。 	<p>等にふさわしい特別な呼出符号（コールサイン）を指定しております。これにより、行事等を記念すること及びその意義を広めるとともに、かつ、アマチュア無線に対する理解の増進、アマチュア無線の健全な普及、発展等にも貢献してきております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な呼出符号は、特別に指定するものであることから、当該アマチュア局免許人など特定の関係者だけでなく、地域や社会全体に社会的な利益をもたらすものであるなど、「行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局」（審査基準）の要件に適合する、相当の公共性を有するものであることが必要と考えます。 ・なお、特別な呼出符号の指定は、総務省（総合通信局等）が、当該アマチュア局の運用の後援等をするものではありません（総務省（総合通信局等）の後援等の名義の承認をしているものではありません。）。 	
<p>3 ○体験運用は、立会いに限定すべきではないか。インターネットやスマートフォンからのリモート運用ができる環境が一般化していることから、リモートでの運用も可能ではないのか。</p>	<p>免許人（有資格者）が、無資格者が行っている無線設備の操作の状況を適切に把握でき、かつ、無資格者の操作を直ちに替わることができる状態である必要があることから、立会い（対面）を要件としています。立会いに相当する適切な措置を執ることができるものは含まれることとしていますが、その場合であっても、施行規則第34条の10の各条件を満たす必要があります。例えば、沖縄にアマチュア局免許人がおり、無資格者が東京からリモートで沖縄のアマチュア局を体験運用することは、一般には、当該省令で述べるところの「指揮」が及んでいないとみなすのは難しいと考えられる</p>	<p>無</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・車同士で前後に走っている、同じ構内の中だから問題ない、という誤った解釈で運用が行われなようにすべき。 ・有資格者が管理できる状況にあつて無資格者がハンディ機を持って有資格者から離れて運用する場合において通信設定をした上で運用する場合など明確にすべき。 	<p>など、当該省令の条件に適合しないものと考えられます。</p> <p>上記のとおりであり、御提示の例は、一般には、当該省令の条件に適合しないものと考えられます。</p> <p>上記のとおりです。</p>	無
4	<p>○「一時的」についてより具体的に定めるべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無免許者への名義貸し運用にならない「具体的歯止め」が必要。「一時的に」とあるが、「全て」でなければ、どんなに長くても「一時的」と言え曖昧ではないか。 ・一時的とは具体的な頻度はどれくらいを想定しているのか。 ・体験は何回でも、何日間でも体験者の納得のいくまで体験させることが可能なのか明確にすべき。 	<p>一時的とは、特定の無資格者に対して、経常的又は常時行うものではないものであり、一般に長期間、長時間行われるものではないものです。本制度の趣旨、目的、免許人の責務等を踏まえて、アマチュア局免許人の監督（指揮・立会い）と責任の下でアマチュア無線の体験は行われるものと考えており、回数や時間等の具体的な制限をすることは、事実上困難であるとともに、かえって体験運用の可能性を制限するため、改正案の規定のとおりとすることが適当と考えます。</p>	無
5	<p>○モールス符号による通信や連絡の設定及び終了に関する通信操作も体験できるようにするべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無資格者のゲストオペレーター制度を導入すべき。 	<p>モールス符号による通信は、電気通信術という特別の技術及びその通信に関する条約等の法規上の知識が必要であることから、無資格者にモールス符号による通信をさせることは適切ではありません。電波法第39条第2項の規定においても、無線従事者でなければ行ってはならない操作と定められております。</p> <p>電波の出所及び免許人（有資格者）の責任の所在を明らかにする必要があり、また、無資格者の無線局の運用は免許人（有資格者）が行う無線局の運用とするものであることから、連絡の設定及び終了に関する通信操作は、電波監理上、指揮・立会いを行う免許人（有資格者）が行う必要があります。</p>	無
	<ul style="list-style-type: none"> ・第三級アマチュア無線技士の有資格者が、例えば第二級アマチュア無線技士の有資格者の監督（指揮・立会い）の下、空中線電力100Wの無線設備を使用しモールス符号による通信操作を体験することは認めるべきではないか。 	<p>改正案の規定のとおり、アマチュア無線の体験制度はモールス符号による通信を対象外としております。</p> <p>アマチュア局の無線設備の操作は、無線従事者が行うことが原則であり、アマチュア無線の体験制度は、アマチュア無線や電波に興味・関心を持つ「きっかけ」をつくることで、科学技術やワイヤレス技術に対する理解と関心を深め、ワイヤレス人材育成の裾野を広げることを目的としております。</p> <p>上記「モールス符号による通信や連絡の設定及び終了に関する通信操作も体験できるようにするべきではないか」の「御意見に対する総務省の考え方」についても御確認ください。</p>	無

6	<p>○施行規則第 34 条の 10 第 1 項第 2 号の臨時に開設するアマチュア局の告示について、どのようなものか示すべきではないか。当該規定による告示で、モールス符号による通信や無資格者による連絡の設定及び終了も体験できるように認めるべきではないか。</p>	<p>これまでのアマチュア無線体験制度（ARISS 局、体験局、家庭や学校での体験運用）（※ 1）は、改正案の施行規則第 34 条の 10 第 1 項第 1 号及び第 2 項により行うこととなります。</p> <p>施行規則第 34 条の 10 第 1 項第 2 号は現行規定のとおりですが、改正案では、これまでのアマチュア無線体験制度が施行規則第 34 条の 10 第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定されることとなったことから、現時点で告示を予定しているものではありません。また、このことから、今後、第 1 項第 2 号に基づいて制度の告示を定めることは適当でないと考えます。</p> <p>今後、特別な事例（※ 2）のとおり、個別具体の案件を告示することが考えられますが、当然ながら、電波法第 39 条の 13 等の立法趣旨等（一般に、施行規則第 34 条の 10 第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定が基本となってきます。上記 5「モールス符号による通信や連絡の設定及び終了に関する通信操作も体験できるようにするべきではないか」の「御意見に対する総務省の考え方」も御確認ください。）に沿わない告示は、電波監理上の問題等が考えられ、適当でないと考えます（例えば、無資格者のモールス符号による通信、全くの無資格者による連絡の設定及び終了を認めるといったことは適当でないと考えます。）。</p> <p>※ 1 現行規定を参照（施行規則第 34 条の 10、令和 3 年総務省告示第 92 号。）</p> <p>※ 2 特別な事例：平成 27 年総務省告示第 166 号第 1 項 第 23 回世界スカウトジャンボリーの会場内において日本ボーイスカウトアマチュア無線クラブが臨時に開設するアマチュア局について、当該クラブ局の有資格者の指揮の下で、日本と相互承認を結んでいない外国政府のアマチュア無線の資格を有している参加者の当該アマチュア局の無線設備の操作を可能としたもの。</p> <p>なお、第 23 回世界スカウトジャンボリーは、関係行政機関が必要な協力を行うこととすることが閣議了解されていたもの。</p>	無
	<p>・施行規則第 34 条の 10 第 2 項（適切な働きかけ）について、第 1 項第 2 号も対象としてはどうか。</p>	<p>告示を制定する際に、適宜、適切に検討した上で規定がなされるものです。上記についても御確認ください。</p>	無
	<p>・熟練した指導者の監督（指揮・立会い）を条件として、体験者がモールス符号による通信や連絡の設定及び終了を行えるという体験局を認めるべきではないか。</p>	<p>上記 5「モールス符号による通信や連絡の設定及び終了に関する通信操作も体験できるようにするべきではないか」の「御意見に対する総務省の考え方」及び上記のとおり、いずれも適当でないと</p>	無

		考えます。	
7	<p>○体験制度の拡大には反対。監督（指揮・立会い）する有資格者は、成年者や一定の経験を持つものに限定するなど対象は制限すべきではないか。有資格者が違反した場合の罰則を強化すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無資格者による濫用を防ぐためにも、区別するほうがよい。 ・無線従事者資格を取得し間もない者は、経験が浅く、適切な監督が行えないことから、一定の経験を持つものに限定すべきではないか。 ・未成年の免許人は無資格者への体験運用は実施できないよう年齢制限を加えるべき。 ・ワイヤレス人材育成のため「一般のアマチュア無線局がそれを担う」発想はどこからきたのか不明。指導者には一定のスキルや社会人としてのモラルが必要。 ・アマチュア無線技士免許証・アマチュア局免許状の交付をもって、すべてアマチュア無線技士に対し責任を持たせて運用管理することは困難。なお、体験機会の拡大そのものについては理解できるが、指導監督するアマチュア無線技士は、一定の指導・養成にかかわるものが行うべき。 	<p>アマチュア無線や電波に興味・関心を持つ「きっかけ」をつくることは、科学技術やワイヤレス技術に対する理解と関心を深め、ワイヤレス人材育成の裾野を広げることにつながるため、アマチュア無線や電波の楽しさ・大切さ・使う責任を知る・学ぶ体験機会を拡大することが適当と考えます。（提言書も御確認ください。）</p> <p>アマチュア無線は、これまで多くの方が科学技術や無線技術への興味・関心を持つ「きっかけ」になったものと考えており、趣味の一つとして多くの方にも知られています。先達である多くのアマチュア無線局免許人のサポートにより、継続的な人材育成に御貢献いただけるものと考えております。</p> <p>また、いつでも・どこでも身近なアマチュア無線局免許人による「アマチュア無線体験運用」ができるようにすることで、アマチュア無線や電波に触れる機会をより増やしていくことができると考えております。</p> <p>無資格者の操作範囲を、監督（指揮・立会い）する無線従事者の操作範囲内とすることで、無資格者がより多くの電波の利活用の可能性や楽しさを体験でき、ひいてはワイヤレス人材の裾野を拡大に寄与するものと考えております。また、監督（指揮・立会い）する無線従事者の操作範囲内の運用であるため、その能力は担保されていると判断しており、多くの機会が創出できるようにするため、監督（指揮・立会い）する有資格者の資格、年齢、経験年数等を限定しないものです。</p> <p>罰則の強化については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
8	<ul style="list-style-type: none"> ・海外交信やデータ通信も体験運用を可能とすべき。 	<p>改正案のとおり、海外との交信やデータ通信も、要件を満たす限り認められております。なお、一般には、アマチュア無線の体験については無線電話が効果的ではないかと考えられます。</p>	無
9	<ul style="list-style-type: none"> ・体験者の中には外国籍の生徒、学生も考えられるため、日本国籍がない方も体験できる制度とすべきではないか。 	<p>体験者は日本国籍がない方でも認められております。</p>	無
10	<ul style="list-style-type: none"> ・体験運用を行う場合には、無資格者自身が免許人の呼出符号を明示して通報する義務を負うこと、免許人は運用するその場に同席することを要件とすべきではないか。 	<p>改正案のとおり、連絡の設定及び終了に関する通信操作については、免許人（有資格者）が行うこととなっており、運用するアマチュア局の呼出符号を使用しなければならず、また、体験運用は、免許人（有資格者）の監督（指揮・立会い）の下で行わなければなりません。同席については、1(1)No. 3を御確認ください。</p>	無

11	<p>・無線局を既に開設している体験者がその呼出符号で体験することができるようにしてはどうか。体験制度やゲストオペレーター制度において、運用者の識別信号で運用できるようにしてはどうか。</p>	<p>アマチュア局の無線設備の操作は、無線従事者が行うことが原則であり、体験制度は、アマチュア無線や電波に興味・関心を持つ「きっかけ」をつくることで、科学技術やワイヤレス技術に対する理解と関心を深め、ワイヤレス人材育成の裾野を広げることを目的としております。</p> <p>また、無資格者やゲストによる無線局の運用は、当該無線局の免許人（有資格者）が行う無線局の運用とするものであり、また、電波の出所及び免許人（有資格者）の責任の所在を明らかにする必要があるので、電波監理上、当該無線局の呼出符号により運用を行う必要があります（運用者の呼出符号での運用は認められないものです。）。</p>	無
	<p>・無線従事者の資格の範囲内で、他の無線局の無線設備を運用することを認めるべきではないか。第一級アマチュア無線技士が、他の局の1kW局を運用体験できるようにすべき。</p>	<p>ゲストオペレーター制度を御活用ください。なお、呼出符号については、上記のとおりです。</p>	無
12	<p>・体験運用にあたっては、一般局と体験実施局と区別できるような文言を送出させるべきではないか。</p>	<p>体験運用における呼出しについては、電波法令を遵守した上で、アマチュア無線界において慣習やマナーとしてなされるものと考えます。</p>	無
13	<p>・「連絡の設定及び終了に関する通信操作」は、相手局1局ごとに有資格者が行わなければならないのか。</p>	<p>「連絡の設定及び終了に関する通信操作」は、相手局1局ごとに免許人（有資格者）が行うこととなります。免許人（有資格者）が連絡の終了・連絡の設定を行わないうちに次の局からの交信を体験者が行うことはできません。体験者は連絡の設定後から終了前までの通信操作を行うことができます。</p>	無
14	<p>・通信の設定（各局あて（CQ）又は直接の相手局の呼び出し）と通信の終了は必ず免許人・無線従事者免許保持者が行き、体験者は、通信の「中身のみ」を伝送することができるということか。</p>	<p>規定のとおりです。</p>	無
15	<p>・ビーコンや「FT8」等のモードの運用にあつては、(a)本制度の想定外であり、通信の中身のみを体験者に運用させることができないと考えられるため、(b)体験運用のあり方として会話的なモードのみということに限られるか。</p>	<p>規定のとおりであり、電波法令の要件を満たすものであれば認められます。</p> <p>なお、一般には、アマチュア無線の体験については無線電話が効果的ではないかと考えられます。</p>	無
16	<p>・第一級アマチュア無線技士の指揮・立会いの下に実施されるARISSスクールコンタクトに第四級アマチュア無線技士が参加し、その操作範囲を超える50W機での交信は可能か。</p>	<p>電波法令の要件を満たす限り可能です。</p>	無
17	<p>・「23 国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うために臨時に開設するアマチュア局（ARISS局）」に関連した規定が削除されている。これまでは臨時に開設するアマチュア局であったが、</p>	<p>これまでのアマチュア無線体験制度（ARISS局、体験局、家庭や学校での体験運用）は、改正案の施行規則第34条の10第1項第1号及び第2項により行うこととなります。このため、ARISS局の</p>	無

	<p>今後はいわゆるゲストオペレーター制度又は行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局として開設するという2つの方法が選択できるようになったのか。</p>	<p>開設という特別の手続なく、既設又は新設のアマチュア局の免許人（有資格者）の監督（指揮・立会い）の下で、アマチュア無線の体験を行うことができるものです。</p> <p>特別な呼出符号によりアマチュア局の運用を行う場合には、「行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局」として行うこととなります（申請手続が必要であり、所要の要件に合致する必要があります。）。</p>	
18	<ul style="list-style-type: none"> ・体験運用を実施するに当たって体験者に報酬や対価を求めてはならないと明記すべきではないか。 	<p>一般に、体験運用に当たり必要な実費に相当する額の範囲内であれば問題ありません。</p>	無
19	<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の促進をすべきではないか。 ・小学生・中学生に対して、他省庁とも連携して、より積極的に進めていくべき。 ・個人での体験はもちろんですが、今後は記念局などで体験させることが進むと考える。 ・単に体験させるだけではなく、体験者の中から無線従事者免許取得者が増えるよう適切な働きかけに努めていただきたい。 ・コミュニケーションの面からだけではなく、ものづくりの面からも重視する。また、適切な教育プログラムの提案もお願いしたい。 ・体験者の交信内容がアマチュア業務の目的に逸脱しないよう責任をもって行う必要があると考える。 ・アマチュア無線をお手軽に一般の人が体験するなら、とりあえず電話ではないか。 ・三密を軽視した、今のコロナの感染状況、至極当然のように感染者は急拡大です。 ・体験運用とは何か不明瞭な点も多い。 	<p>今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>制度改正の内容等については、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、周知広報に努めてまいります（国家試験や養成課程の授業等にも反映される予定です）。また、アマチュア無線界においても、制度の活用や周知広報が行われることが期待されるとともに、アマチュア無線の体験が円滑・効果的になされるよう、その取組のベストプラクティスの紹介や共有、マニュアル化なども期待されているものと考えております。</p>	無
	<ul style="list-style-type: none"> ・利益供与の規制が不足しているのではないか。 	<p>今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、アマチュア業務の範囲については、個々の案件ごとに、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容などについて総合的に判断されるものです（なお、営利性は、有償か無償かで判断するものではありません。）。</p> <p>また、アマチュア無線局の免許は、個人又は社団（アマチュア無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3)）でなければ受けることができません。企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。</p>	無

<p>・制度改正案(概要)1(1)について、「アマチュア無線や電波を知らない」を「アマチュア無線を知らない」に修正すべき。また、1(1)ワイヤレス人材へのより多くの方の取り込みについて、無線での通信やアマチュア無線の競技(コンテスト)等、無線技術以外の楽しみも興味に付け加えてはどうか。</p>	<p>当然ながら、アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。</p> <p>今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。なお、記載は、提言書に沿ったものとなっております。</p>	<p>無</p>
---	---	----------

1(2) アマチュア無線が教育・研究活動で活用できることの明確化

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>○改正内容に賛成です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業科に限らず、物理学の授業など、多くの教育機関にて展開されることを期待する。 ・体験の機会を教育活動の中に組み込むことが可能であると明記されたことは大変有意義であり、今後の活動に生かせるものとする。また、大学のアマチュア衛星についても教育の一環で実施されており、明確にされたことも大きな改革だと考える。 ・「金銭上の利益を目的とせず」を過度に解釈し、学校教員等がアマチュア無線クラブに関わることや、研究で利用することを疑問視される風潮に疑問に感じていた。明確化されるのはよいと考える。 ・教育研究への利用が含まれることが明確になることにより、ワイヤレス人材育成に効果の大きい初等中等教育、高等教育などにおいて、電磁波の性質、無線通信の原理などワイヤレスへの理解度が高まるとともに、無線従事者資格取得へのきっかけとなる効果は非常に大きい。 ・アマチュア無線の活用が明確化されることで、より一層、アマチュア無線の活用が広まることにも期待している。 	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>制度改正の内容等については、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、周知広報に努めてまいります(国家試験や養成課程の授業等にも反映される予定です)。また、アマチュア無線界においても、制度の活用や周知広報が行われることが期待されるとともに、アマチュア無線の体験が円滑・効果的になされるよう、その取組のベストプラクティスの紹介や共有、マニュアル化なども期待されているものと考えております。</p>	<p>無</p>
2	<p>○これまでも教育又は研究活動のために行う業務にアマチュア無線は活用されており、改めて定義を規定する必要はないのではないか。</p>	<p>提言書において「アマチュア無線が教育や研究で活用できることの明確化を検討すべき」との御提言をいただいております。「教育や研究の場でIoTや無線技術を学ぶツールの一つとしてアマチュア無線を活用することができることを明確化することは、教育や研究の場でアマチュア無線の活用が進むとともに、アマチュア無線や電波を知る・学ぶ・始める機会を拡大することにつながる」(提</p>	<p>無</p>

		言書) ことを踏まえて、定義の明確化を行うものです。	
3	<p>○「教育又は研究活動」が明確になるようにすべきではないか。拡大解釈がなされないようにすべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育又は研究活動」が明確になるよう法令を修正すべき。条約違反や拡大解釈を招くおそれがあることから反対。 ・学校行事、研究活動の具体的な内容を示すべきではないか。 ・教育・研究活動の定義が広く、あいまいであるため、想定しうる例示を今後検討すべき。 ・運動会などの学校行事における連絡利用(教職員間、教員・児童生徒間)、あるいは遠隔授業(教員対児童生徒)などの利用を想定しているのか明確にすべきではないか。 ・教育活動のためであれば、アマチュア無線機が無免許でアマチュア業務以外の連絡業務に利用できるという誤解を招くのではないか。 ・教育という名目で改正趣旨にそぐわない活動に利用されないか心配。 ・学校教育法で定める学校と限定してはどうか。 ・無線通信技術に関する教育、研究活動に限定すべきではないか。 ・教育活動は学校教育だけでなく社会教育を含むことを明確にすべきではないか。 ・報道及び関係団体などと連携を取り、広く周知をするべき。また、国家試験や養成課程などにも反映すべき。 ・既存通信に影響を及ぼさないようにすべき。 ・教育又は研究活動のために行う業務に対する支援や認可を法令に則って積極的に行っていくべきではないか。 ・研究目的の通信であるかを事前に審査し、特別な呼出符号を付して免許するべき。 	<p>いずれも、法令においても使用されている一般的な用語であり、改めて定義する必要はないと考えています。</p> <p>また、アマチュア無線の教育又は研究活動での活用は、諸外国においても行われている現状等を踏まえ、アマチュア業務の定義に含まれる範囲を明確化したものであり、「無線通信規則」及び「電波法」の定義を変更するものではありません。</p> <p>本改正案の教育又は研究活動によるアマチュア無線の使用は、いずれもアマチュア局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に携わり無線通信を行うものであり、その無線通信業務がアマチュア業務に含まれることを定義の告示改正により明確化するものです。</p> <p>教育又は研究活動によるアマチュア無線の使用は、一般に、例えば、学校の授業中や課外活動(クラブ活動)等でアマチュア無線を利用した実演、実習、実験等を行うこと、大学等の研究室等での各種の研究への利用などが考えられるとともに、学校行事(運動会、学園祭)や研究活動時において連絡に使用することが考えられます。一方、学校や研究施設であるからといって、教育又は研究活動に直接関わらない学校や研究施設の運営(施設運営管理等)での連絡に使用することは、アマチュア業務には含まれません。</p> <p>より多くの電波の利活用の可能性につながることから、学校教育法で定める学校や無線通信技術には限定しないものです。なお、教育活動は、学校教育だけでなく社会教育を含むものと考えます。</p> <p>制度改正の内容等については、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、周知広報に努めてまいります(国家試験や養成課程の授業等にも反映される予定です。)。また、アマチュア無線界においても、制度の活用や周知広報が行われることが期待されるとともに、アマチュア無線の体験が円滑・効果的になされるよう、その取組のベストプラクティスの紹介や共有、マニュアル化なども期待されているものと考えております。</p> <p>周知広報の方法等その他の御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
4	○教育又は研究活動を行う指導者等が所属機関から給与の支払を受	本改正案の教育又は研究活動によるアマチュア無線の使用は、	無

<p>けている場合や、企業等から研究費を受けている場合も、「金銭上の利益のため」には当たらず、アマチュア業務に含まれると考えるべき。</p> <p>一方で、企業等の研究、企業等から研究費を受けた研究をアマチュア無線で実施することを認めるべきではないとの意見あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業や公的機関から利益供与を受けてアマチュアバンドで研究するような利益供与を受ける研究は、アマチュア局ではなく実験局で行うべき。 ・ 研究の成果が営利目的であっても、通信その物が営利目的でなければ許容されると明確にすべき。 ・ 改正案には営利目的の利用に制限がないのではないか。運用の主体を非営利の法人に限定すべき。 ・ 利益供与の規制が不足しているのではないか。 	<p>いずれもアマチュア局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に携わり無線通信を行うものであり、その無線通信業務がアマチュア業務に含まれることを定義の告示改正により明確化するものです。</p> <p>教育又は研究活動によるアマチュア無線の使用は、一般に、例えば、学校の授業中や課外活動（クラブ活動）等でアマチュア無線を利用した実演、実習、実験等を行うこと、大学等の研究室等での各種の研究への利用などが考えられるとともに、学校行事（運動会、学園祭）や研究活動時において連絡に使用することが考えられます。一方、学校や研究施設であるからといって、教育又は研究活動に直接関わらない学校や研究施設の運営（施設運営管理等）での連絡に使用することは、アマチュア業務には含まれません。</p> <p>また、教育又は研究活動を行う指導者等が、所属機関から給与の支払を受けていること、企業等から研究費を受けていることのみをもっては、金銭上の利益のために当該無線通信が行われているものとは考えておりません。一方で、教育又は研究活動であっても、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。</p> <p>なお、アマチュア業務の範囲については、個々の案件ごとに、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容などについて総合的に判断されるものです（なお、営利性は、有償か無償かで判断するものではありません。）。</p> <p>また、アマチュア無線局の免許は、個人又は社団（アマチュア無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3)）でなければ受けることができません。企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。</p> <p>当然ながら、アマチュア無線の使用に当たっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。</p>	
---	--	--

2. アマチュア局の開設・運用までの迅速化及び免許制度の簡素合理化

2(1) アマチュア無線受持者免許とアマチュア局免許の同時申請手続の導入

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	○改正内容に賛成です。	賛成の御意見として承ります。	無

	<ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア局の開設、運用までの期間が大幅に短縮され、アマチュア無線への興味、関心が高まり、もってワイヤレス人材の育成が期待される。また、併せて変更の同時申請手続きも導入されることから、アマチュア初心者のみならず、上級者にとっても利便性が向上するものと考えます。 ・これまでは従事者免許取得後に局免許申請となり実際に運用できるまでに時間を要していたが、免許取得から実際のアマチュア無線の運用を開始できるまでの期間が大幅に短縮されることは、新規にアマチュア無線を始める方にとっては大変有益な改正になるものと考えます。 ・無線従事者資格合格者に対して、制度や申請手続等について、より丁寧に説明するべき。 	<p>制度改正の内容等については、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、周知広報に努めてまいります（国家試験や養成課程の授業等にも反映される予定です。）。</p>	
2	<p>○同時申請は紙申請に限定すべきではない。</p>	<p>改正案のとおり、無線局の免許手続の申請は電子申請でも紙申請でも行うことができます。総務省では、<u>国全体で進められている「デジタル原則」に沿って、簡単・お得な電子申請での手続をお願いしております。</u>なお、無線従事者免許の申請につきましては、現時点では、紙申請となります。</p> <p>〔補足〕無線局免許手続の申請・届出の電子申請について アマチュア局の電子申請率は7割弱。多くの方が御利用されている、簡単・お得な「電子申請」を、ぜひ御利用ください。 アマチュア局専用で分かりやすい「電子申請・届出システム Lite」を御利用頂くことで、申請手数料が約30%お得、申請の処理状況が分かる、免許までの期間が短くなるなど、申請者の方にメリットもございます。再免許申請については、スマートフォンにも対応しています。</p> <p>〔補足〕無線従事者免許の申請の電子化について 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に盛り込まれており、現在、導入に向けて作業を進めています。これにより申請者の方の利便性向上及び行政事務の効率化を図ってまいります。</p>	無
3	<p>○上級の無線従事者免許の申請と無線局の変更申請（周波数等の指定事項（一括表示記号）の変更）とを、同時に行えるようにすべき。初心者やライトユーザー※以外の者も、同時申請が行えるようにす</p>	<p>改正案のとおり、いずれも可能となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、第四級アマチュア無線技士の方で周波数等が4 AMの無線局免許をお持ちの方は、第三級アマチュア無線技士の無線従事 	無

	べき。	<p>者の免許申請と周波数等を3AMに変更する無線局免許の変更申請を、同時に行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 初心者やライトユーザー※以外の方（無線局の変更手続きにより、初心者やライトユーザーに該当しなくなる方を含みます。）の無線局申請（開局・変更）は、通常の様式での申請となります（同時申請は、特例様式限定ではありません。）。 • 無線従事者免許証の再発行の申請と無線局免許の申請も同時に行うことができます。 <p>※初心者やライトユーザー：空中線電力 50W 以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）で移動するものの開設・運用を行う個人</p>	
4	<p>○無線従事者国家試験の受験申請と無線従事者免許申請との一体化、これらと無線局免許との一体化についても検討すべきではないか。</p> <p>・アマチュア無線従事者試験出願時に、その合格時のみ有効となるアマチュア無線従事者免許申請とアマチュア局免許申請も同時にできるようにすべきではないか。</p>	<p>今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、国家試験は指定試験機関が実施しており申請先が国（総務省・総合通信局等）とは異なること、一体的な手続きの利用ニーズ、手続きの一体化が申請者の利便性向上や手続きの迅速化、行政コストの削減に資するのかが等の点を踏まえて検討する必要があると考えます。</p>	無
5	○在住地以外の受験者・受講者が現行どおりのアマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許を個別に発給希望してそれぞれの総合通信局等へ申請することができるようにすべき。	同時申請を希望されない場合は、これまでどおりの手続きとなります。	無
6	○同時申請により、無線機器販売目的の養成課程が行われる危惧があり、認定施設者に条件を付すべきではないか。	認定施設者の認定にあたっては、無線従事者規則第 21 条第 1 項第 2 号の基準に適合するものとして、当該養成課程の実施に係る業務以外の業務を行うことによって公正さを欠くおそれがないものであることという条件が付されています。	無
7	○同時申請した場合、無線従事者免許証と無線局免許状は同時に交付されるのか。	<p>無線局に係る手続きと無線従事者に係る手続きはそれぞれ個別の手続きであること、無線局免許には無線従事者免許が必要であることから、同時並行で手続きは行われますが最終的には、無線従事者免許に係る手続き後に無線局免許に係る手続きを行うこととなります。</p> <p>同時申請は無線従事者の国家試験に合格又は養成課程を修了していることにより無線従事者免許証が発給されることを前提に、無線局の申請を受け付けることとするものです。</p> <p>その他の具体的な手続き等については、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、今後周知を行ってまいります。</p>	無
8	○同時申請により、処理の期間はどの程度短縮されるのか。無線従事	無線従事者免許証が発給されてから無線局免許申請書が総合通	無

	者資格試験合格から無線局免許状交付までの期間を大幅に短縮すべき。	信局等に到達するまでの期間及び同時申請により無線局免許申請の審査を無線従事者免許の手続と並行して行うことによる期間が、短縮されることを想定しております。 本改正案等により、特にライトユーザーの申請処理について一層の迅速化が図られるものと考えておりますが、引き続き、迅速かつ適正な処理を行うよう努めてまいります。	
9	○同時申請の運用に当たっては、認定施設者の更なる負担の増加につながることはないよう、十分な配慮をお願いする。	認定施設者の更なる負担の増加を抑えることについては、配慮したいと考えております。	無
10	○その他 ・無線従事者免許について、即日採点、即日交付を検討すべき。 ・電子申請で同時申請を行う際、申請者の住所・氏名・無線従事者資格等を重複入力しなくてすむようにすべき。 ・従事者免許証発行時に、電子申請の ID とパスを発行すべきでないか。 ・電子申請用のアカウントについて、マイナンバーカードを使うと即時発行できるとよいのではないか。	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無

2 (2) アマチュア局に係る電波の型式、周波数及び空中線電力の一括表示記号の導入

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	○改正内容に賛成です。 ・現行制度では分かりにくかった記号が免許の範囲でできるようになった。 ・保有資格別に指定可能なすべての電波の型式、周波数及び空中線電力が一括表示により指定されることはありがたい。	賛成の御意見として承ります。	無
2	○無線局等情報検索では引き続き、アマチュア局の電波の型式、周波数及び空中線電力が確認できるようにすべきではないか。また、アマチュア局の各周波数帯の使用状況の把握と公表を行うべきではないか。	本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 無線局等情報検索については、情報通信行政の透明性の向上を図るとともに、電波利用の一層の推進を図るため、無線局の「免許状に記載された事項」を公表の対象（電波法第 25 条第 1 項）としているものであることから、一括表示記号が公表の対象となります。 アマチュア局が使用可能な周波数帯を含む各周波数帯の利用状	無

		況については、電波の利用状況調査などで公表することを考えております。	
	・一括表示記号だけでなく無線従事者資格も表示すべき。	上記のとおりです。	無
3	○無線局等情報検索で、電波の型式、周波数及び空中線電力が表示されなくなることから、変更申請や変更届が行われない運用や失効等による違法・不法無線局が増えないか懸念される。	<p>提言書において「電波の型式、周波数及び空中線電力の指定について、アマチュア無線局に指定可能な範囲を一括記号により表示することができるように検討すべき」との御提言をいただいております。「より容易にアマチュア無線局の申請を行うことができることにつながり、アマチュア無線局を開設・運用する際の手続の簡素合理化につながる。これらは特に、青少年などの初心者やライトユーザー※にとって、アマチュア無線を始めやすく・続けやすくなることにつながる」（提言書）ことを踏まえて、一括表示記号の導入を行うものです。</p> <p>アマチュア局免許人により、その責務として、適正な無線局の管理、運用等が行われるものと考えております。</p> <p>※初心者やライトユーザー：空中線電力 50W 以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）で移動するものの開設・運用を行う個人</p>	無
4	<p>○落成検査を要する空中線電力 200W を超える局については、1 A F とは別の一括表示記号により表示するか、又は一括表示記号の対象外とするべきではないか。</p> <p>・免許状には許可された電力の記載は残すべき。電力の記載がなくなると、第一級アマチュア無線技士で許可されているのが 200W なのか 1000W なのかの判断ができなくなる。電力表記がなければオーバーパワーがやりやすくなる。</p> <p>・オーバーパワー運用の抑止の観点から、落成検査を要する 200W を超える局が、無線局等情報検索で区別できる方がよい。</p>	<p>以下の「〔補足〕一括表示記号について」のとおり、一括表示記号の導入の趣旨等から、落成検査の要否などによる更なる区分やアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）の一部を一括表示記号の対象外とすることなどは、考えておりません。</p> <p>〔補足〕一括表示記号について 一括表示記号は、アマチュア局が多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用しており、かつ、一の規格であること等から、その態様等に鑑みて、いずれのアマチュア局であっても「周波数の割当て可能性」が同じとなることに着目して、アマチュア局として周波数の割当て（割当てに係る空中線電力を含む。）が可能な全範囲について、一括表示記号を導入するものです。一方で、無線従事者資格等の区分に応じた周波数等の制限があることから、全てのアマチュア局に同一の一括表示記号による表示をすることは不合理であるため、結果として、これらの区分に応じた一括表示記号を定めるものとしたものです（無線従事者資格に紐付いて一括表示記号を定めたものではなく、結果として無線従事者資格等の区分に応じた一括表示記号と見えることとなった</p>	無

		ものに過ぎません。) このため、①あくまでも免許状等の記載上の簡素化等を行うためのものですので、実際には、工事設計書に記載した無線設備が発射可能な周波数等しか用いることはできません。また、②これまでどおり、工事設計書の記載などは必要となります。 ただし、人工衛星等のアマチュア局については、国際調整等の結果を踏まえ、個別に周波数等を指定すること等から、一括表示記号の対象外としております。	
	・空中線電力 200 ワットを超えるアマチュア局は、落成検査（国又は登録検査等事業者による検査等）合格を必須とすることは明確にしていきたい。	ご見解のとおり必須です。	無
	・一括表示記号に空中線電力を並記するのか（1kW の局は「1 A F 1000W」と記載する等）。	改正案の規定のとおり、「1 A F」となります。	無
5	○一括表示記号を超えるものは免許されないのか。	意見募集の結果（概要）の⑧の「〔補足〕一括表示記号について」のとおりです。一括表示記号は、アマチュア局として周波数の割当（割当に係る空中線電力を含む。）が可能な全範囲となっております。アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用しており、今後は、周波数の利用状況等も踏まえ、適宜、適切に制度の見直しを行ってまいります。	無
6	○移動する局と移動しない局は統合して、同じ一括表示記号とすべきではないか。 ・無線局（基幹放送局を除く。）開設の根本的基準の「移動するアマチュア局の無線設備は、空中線電力が 50W 以下であること。」を削除すべき。 ・「1, 280MHz 帯を常置場所以外で使用する場合は、空中線電力は、1W 以下に限る。」と同様に「常置場所以外での運用は、空中線電力 50W 以下に限る。」とすればよいのではないか。	以下の「〔補足〕移動する局・移動しない局について」のとおり、これらを同じ一括表示記号とすることは不相当と考えます。 〔補足〕移動する局・移動しない局について 移動しない局は、比較的大きな空中線電力のものが想定され、その設置場所を把握することにより、重要無線通信※など他の無線局に混信を与えたり、テレビ受信等の電子機器や電気機器の誤動作などの影響を与えるといった障害が生じた際には、速やかに発信源を把握することにつながりますが、一方、移動する局は、空中線電力が小さいものが想定されており、50W を超えるような空中線電力の大きなアマチュア局を認めた場合に、重要無線など他の無線局に混信を与える等といった障害の発信源となっても無線局の特定が困難となることが想定されるとともに、アマチュア局が使用する周波数帯は、アマチュア局のほか空中線電力の小さい無線局と周波数を共用して電波を利用していることから、共用できる無線局を減らすこととなります。	無

		<p>また、電波法令では、人体への影響を防止する観点から、無線設備から発射される電波の強さが基準値を超える場所には取扱者以外が容易に出入りすることができないように安全施設を設けることを義務づけておりますが、移動する局については、電波の発射源が移動するため空間の電波の強さを規定する安全施設の考え方になじまないこと、空中線電力が比較的小さいものが多いこと等を踏まえ、この対象外となっております。</p> <p>これらのこと等から、電波監理上、移動する局と移動しない局を同じ扱いとすることはできず、また、移動する局の空中線電力を増力することもできません。また、仮に、移動する局と移動しない局を1局とした場合、規制の厳しい移動しない局に規制を合わせざるを得ず、アマチュア局の多くを占める既存の移動する局については、規制の強化につながると考えられるため、制度を維持すべきものと考えております。</p> <p>※重要無線通信：電気通信業務、放送の業務、人命若しくは財産の保護又は治安の維持、気象業務、電気事業、鉄道事業関係の無線通信</p>	
7	○アマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項のうち、空中線電力 20W 以下の送信機の部品に係る工事設計について、無線設備の電気的特性に変更を来さないときに限ることとすべきではない。	<p>制度改正案（概要）にも記載のとおり、<u>一括表示記号の導入に伴って無線局単位ではなく、個々の送信機等ごとに適切な監理、把握を行う等が電波監理上必要となること</u>から、改正案のとおりとします。</p> <p>周波数や空中線電力の変更を来すような部品の変更は、送信機が発射することを予定していない電波を発射するという変更が行われる恐れがあること、また、送信機そのものに変更を加えることと実質的に変わらないこととなるため、国や登録検査等事業者による検査等又は保証業者による保証が必要となります。</p>	無
8	○記号について <ul style="list-style-type: none"> ・1AMと2AMは一括表示記号の内容が同じであり、区別する必要がないのではないかと。 ・「OAF」は「移動しない局 (Stationary Station)」から「OAS」と、また、「OAM」についても、アマチュア局の慣習から移動運用時の「ポータブル (Portable)」から「OAP」とすべき。 ・一括表示記号の頭の1～4の数字を従事者免許証の頭の文字（例え 	<p>いずれも御意見として承ります。原案のとおりとします。</p> <p>なお、一括表示記号は、〔補足〕一括表示記号についてのとおりアマチュア無線従事者資格等に応じた記号としております。また、「F」「M」については、無線通信規則の周波数分配表などにおいて、固定はFixed、移動はMobileと規定されており、本改正案ではこれらの規定を参照しているものです。</p>	無

	ば第一級総合無線通信士はA、第一級陸上無線技術士はF)などと表示させれば警察官が照合する際の負担も軽くなり、事務が円滑に進むのではないか。		
9	○AMの免許を受けている場合、第一級アマチュア無線従事者免許を受けた場合、1AMへの変更申請を行わなければならないか、必ずしも行う必要はないか、または自動で読み替えるのか。	申請は任意となります。また、自動での読替えはいたしません。	無
10	○レピーター(「ATR」)について、新たなデジタルレピーター(C4FM・DMR)も対象に含まれるのか。	意見募集の結果(概要)の⑧の「[補足]一括表示記号について」のとおりです。一括表示記号は、アマチュア局として周波数の割当て(割当てに係る空中線電力を含む。)が可能な全範囲となっており、技術方式を制限しているものではありません。	無
11	○相互運用協定を使用した外国資格は日本の従事者免許とは違って有効期限のあるものも多いので、より免許情報の透明性の確保のため外国資格を使用するアマチュア無線を開設する場合は2AMや1AFといった国内向けのものではなく別の一括記号を割り当てるべきではないか。	アマチュア無線技士の資格の相互承認は、承認を締結した国の資格について、わが国の各アマチュア無線技士の資格相当としてアマチュア局の無線設備の操作を認めるものであることから、周波数等について、その操作範囲に沿った一括記号の表記による免許を行うことは妥当であり、原案のとおりとします。なお、アマチュア局の免許取得後、外国資格を失効した場合には、アマチュア局の無線設備の操作はできません。	無
12	○現在の免許状の備考に記載される各種文言、(長波帯の空中線電力、50MHz帯の1kW(1AFの免許に限る)、1280MHz帯の空中線電力(移動する局の場合は「常置場所では10W以下とする」、1280MHz～10.4GHzなどアマチュアが二次業務である周波数帯の一次業務優先であることの注釈など)は、免許状に記載されるのか。	免許状には一括表示記号が記載されます。一括表示記号の内容については、告示案に定められているとおりであり、当該内容(附款(別記)も含みます。)が無線局免許状記載事項となります。なお、これを逸脱した運用は電波法第52条から第55条の規定に違反となる場合があります。	無
13	○「この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない」と「この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない」の規定があり、許容と容認を分ける理由はなくどちらかに統一すべき。	「許容」の規定に関しては電波法、「容認」の規定に関しては周波数割当計画の規定を参考にしているものであり、原案どおりとします。	無
14	○一括表示コード告示の附款(別記)に、475.5kHz帯におけるいわゆる200m規制が規定されています。改正前は、局免に記載された200m規制を満たす運用地でしか475.5kHz帯の運用は認められませんでした。今後は、局免にそのような制約は記載されず、運用者の責任で200m規制を満たすことが確認できた場所であれば、事前の手続なしに運用を行ってよいことになると理解してよいのか。	一括表示記号の内容については、告示案に定められているとおりであり、当該内容(附款(別記)も含みます。)が無線局免許状記載事項となります。これを逸脱した運用は電波法第52条から第55条までの規定に違反となる場合があります。 このため、475.5kHz帯の周波数の使用にあたっては、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しないことを事前に確認すること等を行う必要があります。 なお、総合通信局等において、総務大臣(総合通信局長等)は、	無

		「申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる（電波法第7条第6項）」こととなり、免許や許可をすべきかどうかを判断するため、必要と認められる資料等は、各々の判断で求めることとなります。	
15	○1次業務への影響と運用規則第258条の周知が必要と思います。	制度改正の内容等については、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、周知広報に努めてまいります。法令の理解・遵守は免許人の責務であり、引き続き、アマチュア局免許人により、その責務として、適正な無線局の管理、運用等が行われるものと考えております。	無
16	○135kHz帯及び475kHz帯においても、1.9MHz帯以上と同じように、無線局設置者の責任において、空中線と現住建造物の距離に係る総務省の審査を受けることなく、運用しても差し支えないと解してよいか。	一括表示記号の内容については、告示案に定められているとおりであり、当該内容（附款（別記）も含まれます。）が無線局免許状記載事項となります。これを逸脱した運用は電波法第52条から第55条までの規定に違反となる場合があります。 このため、135kHz帯の周波数の使用にあたっては、電波の送信の地点から100m以内に鉄道線路の有無を事前に確認し、鉄道線路がある場合は等価等方輻射電力を調整する必要があります。また、475.5kHz帯の周波数の使用にあたっては、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しないことを事前に確認すること等を行う必要があります。 なお、総合通信局等において、総務大臣（総合通信局長等）は、「申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる（電波法第7条第6項）」こととなり、免許や許可をすべきかどうかを判断するため、必要と認められる資料等は、各々の判断で求めることとなります。	無
17	○「中波放送を受信しないことに関して了解している場合」を従前どおり「中波放送の受信に関し了解が得られている場合」に修正すべき。「受信しないことに了解」だと、受信する権利を放棄することを求めるものであり不適切です。中波放送は災害時等に貴重な情報入手手段となる場合も多いことを勘案すると了解を得るのが困難な場合があるとされます。総務省として中波放送の全面廃止を考えておられるのであれば、「3年以内に全面廃止」等の情報を公開してください。	原案のとおりとします。 当該周波数帯におけるアマチュア業務は二次業務の分配となっており、中波放送など他の一次業務の無線局に有害な混信を生じさせてはなりません。 このため、当該周波数を使用しようとするアマチュア局周辺の中波放送の受信者との事前調整を必要とするものであり、本改正案は、了解の対象を明確化するものです。	無
18	○第一級アマチュア無線技士が移動しないアマチュア局を開設した場合、たとえVUHF無線機のみだったとしてもHF帯はすべての周波	一括表示記号は、あくまでも無線局免許状等の記載上の簡素化等を行うためのものですので、実際には、工事設計書に記載した無	無

	<p>数1kWの免許が下りると解釈しています。その場合、200W超えの設備を増設又は変更を行った場合、総務省による検査で合格時に合格証明書のようなものを無線機ごとに交付されるかわかるようにすべき。</p> <p>また、登録検査等事業者等が発行した点検結果通知書を総合通信局等が受理した瞬間、又は受理後に合格証明書のようなものを郵送して初めて200W超えの設備を使用することができるようになるのか。これに合わせて、今までは新設の場合電波法第10条2項、変更の場合は電波法第18条2項でしたがこれに変更はあるか。</p>	<p>線設備が発射可能な周波数等しか用いることはできません。</p> <p>なお、200Wを超える無線設備について、申請者等が、総合通信局等の検査又は登録検査等事業者が発行する点検結果通知書による総合通信局等の検査により合格の判定が記された、無線局検査結果通知書を受理後に、当該無線設備による運用が可能となります。無線局検査結果通知書は、無線局予備免許通知書・無線局変更許可通知書等に対応して発給されます。</p>	
19	<p>○登録点検での対応について、これまでは変更する（空中線電力）部分のみを検査対象としていましたが（例1.9MHz-430MHzまですでに許可されており、1.9MHz-28MHzのみ200W超えの場合は1.9-28MHzのみ変更検査の対象）、今回の改正によって200Wを超えない周波数帯（144MHz 430MHz）も変更検査の対象となるか。</p>	<p>具体的な変更内容が不明のため回答は差し控えさせていただきます。</p> <p>なお、今回の改正により、変更申請に係る変更検査の範囲の考え方に変更はありません。</p>	無
20	<p>○（別表第二号の三第3）について、「□指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力」の□（チェックボックス）にレ印を付けないと従来の型式（ex. 3VA 52MHz 10W）で指定されるのか。従来の型式による表示は認められないのか。全ての局の免許状が新表示に移行されるのであれば、□（チェックボックス）は不要ではないか。</p>	<p>改正後は、すべて一括表示記号による表示となります（従来の型式による表示は行いません。）。</p> <p>また、申請にあたっては、電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力を申請事項として記載する必要があることからチェックボックスは必要と考えます。このため、原案のとおりとします。</p>	無
21	<p>○アマチュア局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、紙の免許状に指定ではなく、一括表示記号で指定されていることを、全てのアマチュア局および関係機関・関係団体へ周知徹底すべき。</p>	<p>今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。なお、一括表示記号へのみなしは、法令により定められるものです。</p>	無
22	<p>○無線局等情報検索システムの電波の型式、周波数及び空中線電力は、施行日当日から一括表示記号で表示すべき。</p>	<p>本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
23	<p>○再免許手続の際には、申請者が電波の型式、周波数及び空中線電力の指定を意識せずに、一括表示記号で表示した免許状を交付すべき。</p>	<p>再免許申請の場合、無線局事項書及び工事設計書などの添付書類の内容に変更がない場合は、再免許申請書のみを提出すればよいこととなっております。</p>	無
24	<p>○ライトユーザーがアマチュア無線の業務使用をしないよう、無線局免許状に注意書きを記すべきではないか。</p>	<p>今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>※意見募集の結果（概要）の㉔も御確認ください。</p>	無
25	<p>○無線局免許状の指定事項や無線従事者資格の操作範囲に違反した操作を、気づかずに行う免許人、一括表示により無線設備を取替、増設、撤去、変更等をして無線局免許状の内容が変わらないなら申請または届出をしなくていいだろうと考える免許人、届出まで不</p>	<p>制度改正の内容等については、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、周知広報に努めてまいります。</p> <p>なお、法令の理解・遵守は免許人の責務であり、引き続き、アマチュア局免許人により、その責務として、適正な無線局の管理、運</p>	無

	<p>要になるものだと勘違いして必要な申請又は届出を怠る免許人の増加が懸念される。</p> <p>これらの懸念を払しょくするためには、工事設計書で指定したことになる具体的な周波数、電波型式、空中線電力の一覧表を無線局免許状と一緒に掲げることが義務化するなどの対応をすべきではないか。</p>	<p>用等が行われるものと考えております。</p> <p>工事設計書の掲示等のご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
26	<p>○一括表示記号の導入には反対。</p> <p>アマチュア無線局が実際に使う周波数のみを申請・免許されることは、どの周波数帯がどのように使用されているかを評価する重要な情報。アマチュアといえど立派な一つの無線局であり、また、有限である電波資源を効率的に利用するにはそれらの情報は必要不可欠です。</p> <p>使用する周波数や形式などを考慮・把握し、責任を持って申請し免許を受けるなどといった感覚や経験も立派な無線人材の「経験値」の一つであり、これらの行政手続も含めた上でアマチュア無線を通じた電波/ワイヤレス人材の育成と考えるべき。</p> <p>アマチュア無線では趣味としての要素から、上下関係のような構図が生み出されがちであり、資格が分かるような状態では良好な趣味社会の環境が維持出来るとは思えない。資格を取得して運用する「無線局」の入口という性質を鑑みるに、最低限自分が運用する周波数と出力だけでも個別に申請させることが、無線家の育成につながると思われる。</p>	<p>提言書において「電波の型式、周波数及び空中線電力の指定について、アマチュア無線局に指定可能な範囲を一括記号により表示することができるように検討すべき」との御提言をいただいております。「より容易にアマチュア無線局の申請を行うことができることにつながり、アマチュア無線局を開設・運用する際の手続の簡素合理化につながる。これらは特に、青少年などの初心者やライトユーザー※にとって、アマチュア無線を始めやすく・続けやすくなることにつながる」（提言書）ことを踏まえて、一括表示記号の導入を行うものです。</p> <p>当然ながら、アマチュア無線や電波の大切さや使う責任を十分に認識いただくことは非常に大切なことであり、引き続き、アマチュア局免許人により、その責務として、適正な無線局の管理、運用等が行われるものと考えております。また、無線従事者は、無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るように努めなければならないこととされております（無線従事者規則第47条）。</p> <p>※初心者やライトユーザー：空中線電力 50W 以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）で移動するものの開設・運用を行う個人</p>	無
27	<p>○開局時に「資格にあった無線機を使うことの宣誓」をするなど、法令を遵守することに一層の意識を持つような仕組みとすべき。</p> <p>○虚偽の内容による申請は関係法令により罰せられます旨の記載を追加、または申請画面内などで注意喚起を表示し、適正な無線局管理を各無線局に周知・徹底させるべき。</p>	<p>今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、法令の理解・遵守は免許人の責務であり、引き続き、アマチュア局免許人により、その責務として、適正な無線局の管理、運用等が行われるものと考えております。</p>	無
	●占有周波数帯幅関係		
1	<p>○占有周波数帯幅の許容値を定める告示の改正案の中で「電波の型式」「A1A」の「備考欄」の注1を削除すべき。</p> <p>135kHz帯及び475kHz帯の無線設備はメーカー製無線機がないため、アマチュア無線家の多くが無線設備を自作するため占有周波数</p>	<p>御意見等を踏まえて修正します。</p>	有

	帯幅の許容値はこれまでどおりに 500Hz が適切。		
2	○別添 13（占有周波数帯幅の許容値）の注 3 は、別添 12（電波の型式及び周波数の使用区別）の備考 4 と相反すると思われ、1907.5kHz から 1912.5kHz の使用電波の型式及び周波数の使用区別及び、占有周波数帯幅の許容値に混乱を招くのではないか。	<p>原案のとおりとします。</p> <p>無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、アマチュア業務以外の業務も含む他の無線局との共用のため、無線設備が発射可能な電波の範囲を技術基準として定めているものです。その上で、周波数の使用区別に関する告示（いわゆるバンドプラン）に従い、アマチュア業務間で共用しながら運用いただく必要があります、両告示は、異なる観点による規定となっています。</p> <p>なお、本改正におけるアマチュア局の占有周波数帯の許容値は、アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用する業務であることを踏まえ、現在のアマチュア局の運用状況に沿って規定しております。今後は、周波数の利用状況等も踏まえ、適宜、適切に制度の見直しを行ってまいります。</p>	無
3	○広帯域 LoRa のような占有周波数帯幅が 100kHz を超える通信と、従来からの占有周波数帯幅が 3 kHz 以下や 20kHz 程度の通信を相互にすみわけの必要があることから、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」において、占有周波数帯幅による注釈を追加・変更をすべき。	<p>本改正におけるアマチュア局の占有周波数帯の許容値は、アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用するものであることを踏まえ、電波の型式ごとに、現在のアマチュア局の運用状況に沿って規定しております。</p> <p>バンドプランの改正案は、占有周波数帯の許容値の範囲内で、初心者やライトユーザー※にとって分かりやすいものとするため簡素合理化を行うものです。アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用するものであること、また、初心者やライトユーザーにとっても必要最小限のものが分かりやすいものであること等から、<u>いわゆるバンドプラン（法令）については、規制・制限は行わないことを基本としつつ、使用区別を設ける場合にあっては、特に専用の使用区別に関して必要最小限にすべきものと考えております。</u></p> <p>※初心者やライトユーザー：空中線電力 50W 以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）で移動するものの開設・運用を行う個人</p>	無
4	○周波数帯ごとの占有帯域幅規定とし、電波型式を用いない表現に改めるべき。例えば A 1 A は「キャリアの断続によるモールス符号」とする。どうしても電波の形式を残したいなら現状 OFDM 変調（FreeDV を含む）の G 7 D とともに G 7 W を追加するとともに、	<p>本改正におけるアマチュア局の占有周波数帯の許容値は、アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用するものであることを踏まえ、電波の型式ごとに、現在のアマチュア局の運用状況に沿って規定しております。今後</p>	無

	今後新たな変調方式が利用されるごとに「その他の電波型式」に分類されないように工夫すべき。	は、周波数の利用状況等も踏まえ、適宜、適切に制度の見直しを行ってまいります。	
5	○占有周波数帯幅の許容値について、現状 28MHz 帯以下において 6 KHz の占有周波数帯域幅で AM モードのみ送信することができますが、これに占有周波数帯域幅 6KHz までのデジタル音声モード(F 7 W、F 1 E など)を追加していただきたい。具体的には DSTAR や一部の G4FM モードとなります。これらが HF 帯で利用できるようになると、SSB モードより HF 帯運用の敷居が低いためバンドが活性化する、国産メーカーの無線機の販売促進につながる、非常通信等において GPS 情報の活用が見込める、効果があると考えます。	本改正におけるアマチュア局の占有周波数帯の許容値は、アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用するものであることを踏まえ、電波の型式ごとに、現在のアマチュア局の運用状況に沿って規定しております。今後は、周波数の利用状況等も踏まえ、適宜、適切に制度の見直しを行ってまいります。 なお、28MHz 帯については、F 7 W、F 1 E など 6 kHz 以上の使用が可能です。	無
6	○472kHz から 479kHz までは利用者は少なく、海外においては占有周波数帯幅の制限を設けていない地域も有ることから、当該帯域における占有周波数帯幅 3 kHz 以下の無線設備及び運用を認めるべきではないか。	472kHz から 479kHz については、電波が遠方まで伝わる特性がある周波数帯であり、現在 200Hz 以下の占有周波数帯幅で共有している運用実態を踏まえ、原案のとおりとします。なお、ご意見については今度の施策の参考とさせていただきます。	無
7	○占有周波数帯幅の許容値を廃止するべきではないか。	改正案は、現行の規定及び免許状況を踏まえたものであり、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用していることから、一定の共用条件が必要と考えており、引き続き、適宜、適切に見直しを図ってまいります。	無
8	○特殊な電波の型式が全て「その他」に丸められており、その占有周波数帯幅の許容値が 3 kHz となっているのはなぜか。	本改正におけるアマチュア局の占有周波数帯の許容値は、アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用する業務であることを踏まえ、現在のアマチュア局の運用状況に沿って規定しております。 現在、運用実態がない電波の型式についても、上記整理を踏まえ、現在のアマチュア局が運用している占有周波数帯の許容値を参考に規定しております。 今後は、周波数の利用状況等も踏まえ、適宜、適切に制度の見直しを行ってまいります。	無
9	○占有周波数帯幅の許容値に満たない占有周波数帯幅で運用できるのか。	占有周波数帯の許容値の範囲内であれば運用可能です。	無

2 (3) アマチュア局に係る技術基準適合証明等を受けた無線設備の取替・増設・撤去に係る簡素合理化

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>○改正内容に賛成です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる技適機であれば、送信機の届出で済むのは有益。理想は米国式に送信機の届け出すら不要とするのが望ましいが、電波監理の観点では、各アマチュア局が実際に発射する周波数帯、電波型式、空中線電力を把握するには、送信機を工事設計書に記載することは必要。 ・適合表示無線設備のみを使用する場合に手続きが大幅に簡素化され初心者にもわかりやすくなり歓迎。 	<p>賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
2	<p>○技術基準適合証明等を受けた無線設備（適合表示無線設備）については、届出すら不要とすべきではないか。</p>	<p>国が無線設備（適合表示無線設備の技術基準適合証明等の番号等）について把握しない場合、製造段階での工事設計合致義務違反により当該無線設備が技術基準不適合機器であった場合などにおいて、当該無線設備を使用している無線局を把握することができないため、迅速な電波利用環境の確保が困難になると考えられること等から、引き続き、現行制度のとおりとします。 ※提言書「4. アマチュア無線局免許制度の簡素合理化」(P.4～P.5) [考え方] も御確認ください。</p>	<p>無</p>
3	<p>○技術基準適合証明等を受けた無線設備以外の無線設備（自作機や改造機、海外製無線機等）の変更手続（無線設備の変更の工事）についても、届出とすべきではないか。</p>	<p>技術基準適合証明等を受けた無線設備は、無線局に設置する前の段階（工場製造段階）で、混信・妨害等を発生させないように、総務大臣が登録した証明機関が「無線設備」が我が国の技術基準を満たしているかどうか審査、証明したものです。このため、技術基準を満たしているかどうか確認ができていない「技術基準適合証明等を受けた無線設備以外の無線設備」を技術基準適合証明等を受けた無線設備と同様に扱うことはできません（許可を要しない無線設備の変更の工事の軽微な事項の詳細については、施行規則別表第一号の三及び関係告示等を御確認ください。）。</p> <p>なお、改正案の施行後は、技術基準適合証明等を受けた無線設備以外の無線設備についても、送信機を送信機ごと撤去する場合は届出となります（詳細は、施行規則別表第一号の三の第1の8の項を参照。）。また、当該無線局に送信機が1台もなくなる届出は受理できませんので、その場合は、廃止届を御提出ください。 ※提言書「4. アマチュア無線局免許制度の簡素合理化」(P.4～</p>	<p>無</p>

		P.5)〔考え方〕も御確認ください。	
4	○無線設備の変更の工事をする場合は、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならないこととされているが、無線機の購入後、直ちに当該無線機から電波を発射して他のアマチュア局と交信することができることとなるのか。	以下の「〔補足〕無線設備の変更の工事をする場合の届出について」のとおりです。なお、一般に、「遅滞なく」とは、『「直ちに」及び「速やかに」に比べると時間的即時性が弱い場合が多く、正当な又は合理的な遅滞は許されるもの』と解されています。「遅滞なく」「届出」の定義については、現行規定からの変更点はありません。 〔補足〕無線設備の変更の工事をする場合の届出について 新たに購入した適合表示無線設備の追加など、総務省令で定める軽微な事項に該当する無線設備の変更の工事をする場合は、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならないが、 <u>法令に定められた形式上の要件に適合している「届出」が総合通信局等に到達する前に、新たに購入した適合表示無線設備などを運用することはできません。</u> なお、アマチュア局専用の「電子申請・届出システム Lite」では、申請履歴の状態欄が「到達」になれば、総合通信局等に届出が到達しています。 (参照) ・電波法第9条第1項、同条第3項、第17条第1項、同条第3項 ・行政手続法第2条第7号、第37条	無
5	○JARD や TSS の保証を受けた無線設備の撤去（既存の無線設備を保証を受けた設備や技適機種に取り替える場合を含む）については、技適機・非技適機を問わず、一律届出にしていきたいと思います。	アマチュア局の保証を受けた設備について撤去する場合（技術基準適合証明等を受けた設備に交換する場合、又は、変更後の設備で改めてアマチュア局の保証を受けた場合を含む。）は変更の届出となります。	無
6	○適合表示無線設備を使わない設備を用いる場合はどうなるのか。	適合表示無線設備以外の無線設備でアマチュア局を開設する場合には、これまでどおりの手続となります。なお、上記2(3)No.5を御確認ください。	無
7	○技術基準適合設備のみを使用した場合、申請のみで、実地の変更検査なしで1kWの局免許を頂けることになるのか。	空中線電力1kWのアマチュア局の無線設備は、特定無線設備（適合表示無線設備）の対象外であり、これを使用する場合は、国又は登録検査等事業者による検査等が必要です。	無

2(4) 送信機の外部入力端子に接続する「アマチュア局特定附属装置」に係る簡素合理化

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	○改正内容に賛成です。	賛成の御意見として承ります。	無

	<p>・様々な実験をするために都度手続きが必要だったものが簡素化され新技術などへ取組み易くなり、ワイヤレス人材育成に直結する。</p>		
2	<p>○アマチュア局特定附属装置※は、<u>適合表示無線設備以外の無線設備（送信機）</u>の外部入力端子に接続する場合も対象とすべきではないか。</p>	<p>改正案のとおり、<u>適合表示無線設備以外の無線設備（送信機）も対象</u>です。</p> <p>※アマチュア局特定附属装置：無線設備の送信機の外部入力端子に接続する附属装置であって、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものをいいます。パソコン、マイク、ファックス、ビデオカメラ、電鍵等が一般に該当するものと考えられますが、当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除きます。）に変更を来すものは除かれます。リニアアンプ、周波数変換装置などは対象外であり、無線局事項書及び工事設計書への記載や変更申請等が必要となります。</p>	無
3	<p>○外部入力端子に限らず内蔵マイクでの信号入力についても「アマチュア局特定附属装置」に含まれるようにすべきではないか。 （送信機のマイクに、発振装置を近づけてモールス符号を送信することや、SSTV 信号、DTMF 信号等を発生させるスマートフォン等のスピーカーを近づけて SSTV 信号、DTMF 信号等を送信するなど）</p>	<p>以下の「〔補足〕内蔵マイクからの信号入力について」のとおり、アマチュア局特定附属装置の制度趣旨等から、内蔵マイクでの信号入力を含めることはできません。</p> <p>〔補足〕内蔵マイクからの信号入力について 内蔵マイクからの信号入力により当該送信機に係る無線設備の電気的特性に変更を来すものについては、引き続き、工事設計の変更申請等が必要となります（例えば、内蔵マイクからの信号入力により送信機の発射可能な電波の型式にない電波の型式を発射することとなる場合は、当該電波の型式を追加する必要があります。）。なお、内蔵マイクからの信号入力は、アマチュア局特定附属装置には含まれません（規定のとおりです。）。 アマチュア局特定附属装置の制度趣旨は、外部入力端子を具備する送信機については、あらかじめ外部からの信号入力が予定されているものであること、また、その前提で送信機系統図が捉えられていること等から、これらの点を踏まえて簡素合理化を行うこととしたものです。 内蔵マイクからの信号入力をアマチュア局特定附属装置と同様に扱った場合、送信機が発射することを予定していない電波を発射するという変更が行われることとなること、また、送信機そのものに変更を加えることと実質的に変わらないこととなるため、変</p>	無

		更申請等が必要となります。	
4	○工事設計の軽微な事項とされる、空中線電力 20W 以下の送信機の部品に係る工事設計について、「無線設備の電気的特性に変更がない場合に限る」とすることは反対。	<p>制度改正案（概要）にも記載のとおり、一括表示記号の導入にと もなって無線局単位ではなく、個々の送信機等ごとに適切な監理、 把握を行う等が電波監理上必要となることから、送信機が発射す ることを予定していない電波を発射しうる電気的特性に変更を来 すような変更等は許可や検査等の手続きの対象とするものです。 なお、電気的特性とは、電波の型式、周波数、空中線電力、スプ リアスその他のものをいいます。例えば、送信機等にリニアアンプ や周波数変換装置などの接続を行って、空中線電力や周波数など に変更を来すこととなる場合は、工事設計の軽微な事項とはなら ないため、国や登録検査等事業者による検査等又は保証業者によ る保証が必要となります。</p>	無
5	○依然として工事設計書の電波の型式欄の記載は求められていること から、アマチュア局特定附属装置を接続することにより工事設計 書の電波の型式欄に記入がない電波の型式の電波を発射すること になっても手順を不要とするとともに、新設・増設手続きにおい ても、アマチュア局特定附属装置が接続されることを前提とする簡 素化した電波の型式の記入で済ませられるよう（可能であれば、電 波の型式の欄を「無記入」とするよう）手順を簡素化すべき。	アマチュア局特定附属装置を送信機の外部入力端子に接続する ことに伴う、当該送信装置の電波の型式の変更は必要ありません。 なお、当該送信装置の電波の型式は把握する必要があることから、 無記入にすることはできません。	無
6	○アマチュア局特定附属装置を送信機の外部入力端子に接続した場 合、当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るも のを除く。）を変更することがなければ、暗号化しない限りあらゆる 電波の型式の電波を発射することが認められるのか。	規定のとおりです。アマチュア局特定附属装置に該当する場 合は、暗号化しない限りすべての電波の型式の電波を発射するこ とができます。	無
7	○送信機系統図が必要な手順において、送信機系統図に、マイク・電 鍵等を含む全ての「アマチュア局特定附属装置」の記載はすべて不 要となるのか。	送信機の外部入力端子に接続しない場合は、送信機系統図への 記載が引き続き必要です。	無
8	○各送信機の技術基準適合証明時に、外部入力端子とは具体的にどの 端子なのか明確にすべき。	改正案の規定のとおりです。外部入力端子の明確化については、 製造業者等において周知や表示することが期待されます。	無
9	○電波法施行規則第 10 条の 2 「・・・の工事設計の全部又は一部に ついて変更するもの」とあるのを「・・・の工事設計の全部若しく は一部について変更するもの又はこれを追加するもの」と改めるべ きである。	追加は変更に含まれるため、原案どおりとします。	無
10	○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事 項を定める件の第 1 項（空中線電力 200 ワット以下の送信機の工 事設計）の適用条件の最後に追加された「に限る。」は使わないの	他の条文との平仄を踏まえ、原案どおりとします。	無

	がフォーマット上正しいのではないか。		
11	○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件の一部改正で、[2～8略]・[2～8 同左]とあるのを、それぞれ[2～9 略]・[2～9 同左]にすべき。	御意見等を踏まえて修正します。	有
12	○「3 空中線電力20ワット以下の送信機の部品に係る工事設計」の項「適用の条件」の欄について、改正案では「無線設備の電気的特性に変更を来さないときに限る。」が追加されており、20ワット以下の場合「4 送信機の部品に係る工事設計(1の項から3の項までに掲げるものを除く。)」の項にも該当しないことから不合理ではないか。	御意見等を踏まえて修正します。	有
13	○「水晶片に係る…場合」の追加趣旨不明。「削る」は「削除」のことか、それとも水晶片を物理的に削ることか。	工事設計から削る場合となります。	無
14	○「シンセサイザ-送信装置の周波数合成回路に…に限る。」が新たな制限付加なら反対。	当該規定は、現行の許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める告示(昭和51年郵政省告示第87号)でも定められているものであり、本改正における規定の明確化、整理に伴い新規告示において規定しているものです。	無
15	○無線局免許手続規則第15条の5第1項第2号の改正案を「アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)であって、適合表示無線設備(当該無線設備の送信機に附属装置(当該送信機の外部入力端子に接続するものであって、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性(電波の型式に係るものを除く。)に変更を来さないものに限る。)を接続したものを含む。)のみを使用するもの」に改めるべきである。	原案どおりとします。 アマチュア局特定附属装置については、すべてのアマチュア局の送信機の外部入力端子にアマチュア局特定附属装置が接続されることを前提として捉えることとしていることから、適合表示無線設備のほか、当該規定の対象となる無線設備を別に告示することとしております。	無
16	○無線局免許手続規則第十五条の五二項中「適合表示無線設備その他の総務大臣が別に告示する無線設備」とあるのを、「総務大臣が別に告示する無線設備」のみにすべき。「適合表示無線設備」の指定が、省令側・告示側で重複、一覧性からして告示側に集約をすべき。	原案どおりとします。 「総務大臣が別に告示する無線設備」の範囲の例示として「適合表示無線設備」を掲げているものであり、問題ありません。	無
17	○総合試験について、使用設備名はどのように記載するのでしょうか。無線機のみでよいのか、無線機+リニアアンプ名も必要なのでしょうか。また、通称名(製品名)のみでよいのか。	これまでどおりです。工事設計に記載された無線設備ごとに試験電波を発射して確認します。	無

2 (5) アマチュア無線の初心者やライトユーザーにとって見やすく・分かりやすい免許申請書等の特例様式の導入

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無																	
1	<p>○改正内容に賛成です。</p> <p>・初心者やライトユーザーの方には、現状の申請書の記入は大変難しく無線局開設を躊躇する理由ともなりかねませんでしたが、今回の改正では初心者やライトユーザーの方にも分かりやすい内容となっていることから早急に制度改正が行われるべき。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p>	無																	
2	<p>○特例様式が使用できる範囲を拡大してはどうか。</p>	<p>アマチュア局の申請者や免許人の大半が初心者やライトユーザー※であること、また、特例様式の対象を拡大した場合、申請内容等によって申請書等の記載事項等、必要となる書類・資料等、申請手数料などが異なること等から、申請者の利便性向上や手続の迅速化、行政コストに鑑み、改正案のとおりとします。</p> <p>なお、推奨される申請様式は、以下の「〔補足〕使用が推奨される申請様式について」のとおりです。</p> <p>〔補足〕推奨される申請様式について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請の区分</th> <th>推奨様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">初心者やライトユーザー※のアマチュア局</td> <td>開局申請</td> <td>別表第十三号第1(特例様式)</td> </tr> <tr> <td>変更申請 又は変更届</td> <td>別表第十三号第2(特例様式)</td> </tr> <tr> <td>再免許申請</td> <td>別表第十四号第1(特例様式)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他のアマチュア局</td> <td>開局申請</td> <td>別表第一号</td> </tr> <tr> <td>変更申請 又は変更届</td> <td>別表第十四号第2(特例様式) (及び別表第二号の三第3)</td> </tr> <tr> <td>再免許申請</td> <td>別表第十四号第1(特例様式)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※初心者やライトユーザー：空中線電力 50W 以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）で移動するものの開設・運用を行う個人</p>		申請の区分	推奨様式	初心者やライトユーザー※のアマチュア局	開局申請	別表第十三号第1(特例様式)	変更申請 又は変更届	別表第十三号第2(特例様式)	再免許申請	別表第十四号第1(特例様式)	その他のアマチュア局	開局申請	別表第一号	変更申請 又は変更届	別表第十四号第2(特例様式) (及び別表第二号の三第3)	再免許申請	別表第十四号第1(特例様式)	無
	申請の区分	推奨様式																		
初心者やライトユーザー※のアマチュア局	開局申請	別表第十三号第1(特例様式)																		
	変更申請 又は変更届	別表第十三号第2(特例様式)																		
	再免許申請	別表第十四号第1(特例様式)																		
その他のアマチュア局	開局申請	別表第一号																		
	変更申請 又は変更届	別表第十四号第2(特例様式) (及び別表第二号の三第3)																		
	再免許申請	別表第十四号第1(特例様式)																		
3	<p>○特例様式（無線局の免許手続）は電子申請に対応するのか。</p>	<p>特例様式（無線局の免許手続）については、電子申請に対応していきます。このため、公布後6か月後以降の施行を予定しております。</p> <p>なお、無線従事者免許の申請につきましては、現時点では、紙申</p>	無																	

		請となります。	
4	○今後、特例様式が主流となることが想定されることから「特例」の呼称は不適切ではないか。	別表第一号等に対して特に定めた様式であることから、改正案のとおりとします。	無
5	○別表第2号の3第3「15 工事設計書」において、「終段管」の表記は時代に即した簡素な文言に改めるべきではないか。	「終段管」については、他の法令での用例・定義と関係することから、原案のとおりとします。	無
6	○他の無線局の様式とあまりにもかけはなれた様式は、アマチュア局が「主管庁から免許された無線局であるという、『電波を使う責任』の自覚」の希薄化と、ワイヤレス社会を支えるべき電波技術者の更なる減少を生む元凶ではないか。	様式は無線局の種別ごとに定められています。アマチュア局の大半が初心者やライトユーザー※であること等から見やすく分かりやすい特例様式を定めたものです。 アマチュア局を開設し、その運用を通じて「電波を使う責任」がかん養され、人材が育成されていくことを期待しています。 ※初心者やライトユーザー：空中線電力 50W 以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）で移動するものの開設・運用を行う個人	無
7	○同申請書の末尾に、電波法第3章に規定する条件に合致する欄を大きくすべき。	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
8	○無線従事者免許にあっては収入印紙、無線局免許及び電波利用料にあっては電子納付等と、アマチュア無線の初心者・ライトユーザーにとって事務処理上煩雑のため、一括徴収（電子納付等）できる選択肢があると望ましい。	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
9	○紙ベースの「無線局変更等申請書及び届出書」にある変更の目的・電波法の根拠条文・変更か届出の区分が申請者によって選択させる様式がライトに反映されていないので改正で含めることを願います。ライトでは変更と届出を申請者がチェックで区分できずライトで申請すると全て申請として一旦処理され、問い合わせ——>届出との説明——>受理 と変更申請と変わらない手続きとなっている。	本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無

2 (6) 養成課程におけるe-ラーニングの積極的活用

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	○改正内容に賛成です。 ・養成課程の選択肢が増え、受講者の利便性向上に資すると考えます。	賛成の御意見として承ります。	無

2	○養成課程において、電波法令の遵守を徹底すべきではないか。	養成課程においては、電波法をはじめとする法規の授業があります。不法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、電波の適正な利用環境を確保できるよう、引き続き、養成課程の授業において法規を十分に御理解いただくことにより、電波法令の遵守につなげてまいります。	無
3	○養成課程について、国家試験に比べて合格が容易なのではないか。養成課程は、廃止すべきではないか。養成課程と国家試験とで差が出ないようにすべき。	養成課程は、国家試験合格者と、無線従事者として同等の能力を養成するものと認識しております。	無
4	○養成課程 eラーニングの修了者の無線従事者免許申請の提出先について、認定施設者の管轄の総合通信局等あてに限定するのではなく、修了者の居住地の管轄の総合通信局等に対し修了者自らがそれぞれ提出できるようにすべきではないか。	養成課程 (e-learning) を修了した場合、無線従事者免許の申請の提出先については、自分自身で無線従事者免許申請を行う旨を認定施設者と御相談ください。 修了者の住所の管轄の総合通信局等に無線従事者免許申請を行うことは妨げておりません。	無
5	○アマチュア局免許人による、いわゆるボランティア試験員制度を創設して、近隣で試験を受けられるようにしていただきたい。青少年が自信の小遣い程度で無線従事者資格を取得できるようにしていただきたい。 ○認定教科書に沿った新たな「DVD 教科書」を許可していただき、パワーポイント等によるビジュアル式講習会等を実施できるように検討していただきたい。	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
6	○試験問題や終了問題に、「禁忌問題」制度の導入を検討されたい。	本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
7	○これまで養成課程 (e-learning) では、関東総通局長あてに一括して申請しており、同時申請はどのように行うこととなるのか。また、国家試験の場合も、受験地と無線局免許を開設する総合通信局等の管轄が異なる場合、同時申請は可能か。	養成課程 (e-learning) を修了した場合、同時申請を行う旨を認定施設者と御相談ください。修了者の住所の管轄の総合通信局等に同時申請を行うことができます。 国家試験についても同様に、指定試験機関にご相談ください。	無
8	○全国に散らばるアマチュア無線局免許人をボランティア試験員として民間試験員制度を創設し、住居地あるいは近隣地域で試験を受けられるようにすべき。	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無

3. その他アマチュア無線に係る制度の明確化、整備及び簡素合理化等

3 (1) アマチュア局の再免許の申請期間の見直し

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	○免許人にとって利点を感じられない (不利益) ため、改正すべきで	制度改正案 (概要) にも記載のとおり、再免許申請したことの失	無

	<p>はない。周知期間として経過措置を設けるべきではないか。一方で、賛成の意見あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再免許手続を1年前にした際に、変更手続をする場合に行政側の負担が大きいと感じていた。 ・施行後5年間は周知期間として猶予があるべきではないか。 ・再免許申請後の変更申請は申請期間の長さの問題ではなく事務手続の問題ではないか。 	<p>念や再免許申請後の変更申請などにより、結果として免許人及び総務省の双方において事務が煩雑化していることから、改正案のとおりとすることで、行政コストの削減につながるとともに、手続の迅速化が図られることで、結果として申請者等にメリットがあると考えます。</p> <p>また、申請期間の始期を他の無線局と同様にするものであり、免許人に具体的な大きな不利益が生じるものではないと考えられます。このため、公布後6か月後以降の施行を予定しております。</p>	
2	<p>○再免許の亡失に対する救済措置が必要ではないか。一方で、反対の意見あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許の重大さを鑑みるに再免許申請を失念した局は救済すべきではない。アマチュア局の教育的観点からも電波の秩序維持の観点からも安易に救済してはならない。 	<p>再免許申請は、適切な申請処理期間が必要であることも踏まえ、免許の有効期間満了前1か月までに行うものであり、申請期間についても5か月と十分な期間が確保されているものと考えております。ごく少数である再免許の亡失者に何らかの救済措置を設けることは、行政コストを増大させるだけであることから考えておりません。</p> <p>なお、電子申請・届出システム Lite のユーザ登録等の際、「免許に関するお知らせメール配信を希望する」旨登録することで、免許の有効期間満了前に再免許申請期間等を電子メールでお知らせしております。</p>	無
3	<p>○免許人への再免許見直しの周知を漏れなく実施するべき。具体的周知にあたっては、電波利用料の請求時、全納付者に対しては個別に実施するなど工夫をすべきではないか。</p>	<p>制度改正の内容等については、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、周知広報に努めてまいります（国家試験や養成課程の授業等にも反映される予定です。）。</p> <p>周知広報方法の御提案については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
4	<p>○再免許の手続の時期を忘れて免許失効することがないように、再免許申請ができる時期が近付いたら電子申請ライトに登録されているメールアドレスあてにメールが自動送信されるようにしていただきたい。</p>	<p>再免許申請をはじめ、申請・届出を適宜・適切に行うことは免許人の責務と考えております。</p> <p>なお、電子申請・届出システム Lite のユーザ登録等の際、「免許に関するお知らせメール配信を希望する」旨登録することで、免許の有効期間満了前に再免許申請期間等を電子メールでお知らせしております。</p>	無

3 (2) 人工衛星等のアマチュア局に関する制度の明確化及び整備

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	○改正内容に賛成です。	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>ガイドラインにつきましても、可能な限り速やかに反映をした</p>	無

	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のアマチュア衛星はアマチュア無線でありながら、衛星通信という特別な形をとっており、その制度は、アマチュア局、宇宙局などの制度の狭間に置かれていました。これが明確化され免許の迅速化などにつながれば、衛星を作成しようとする団体の大きなメリットになる。 ・中継器を搭載する衛星は本来のアマチュア無線衛星として世界のアマチュア局向けに活用可能となる。 <p>○大学のアマチュア衛星の中では、ごくわずかですが衛星の状態を含め積極的に広報をされないケースがありますが、アマチュア無線は公共の電波を使うものであり根底のルールとして常にオープンであるべきであり、この規定に基づき指導できることになる。</p> <p>○国際協調をとりやすくなり、人工衛星等のアマチュア局がより有効活用できるようになることを期待。</p> <p>○人工衛星のアマチュア局について明文化されたことで衛星を開発しようという人たちにとっても理解しやすくなっている点を評価します。今回のパブリックコメントに関連した変更を現在のガイドにも迅速に反映いただくよう要望します</p>	<p>いと考えております。</p>	
2	<p>○適合表示無線設備や保証業者による保証を受けた無線設備の検査等は不要ではないか。</p>	<p>人工衛星等のアマチュア局※については、当該無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、実地通信を行って、その通信の状況等を確認する必要があることから、これまでも、国又は登録検査等事業者による検査等を実施しており、改正案は、これを明確化したものです。</p> <p>※人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局</p>	無
3	<p>○本改正により、人工衛星に開設するアマチュア局は、日本アマチュア無線連盟以外も免許人となれるか。</p>	<p>人工衛星に開設するアマチュア局は、事前に他のアマチュア局と共用の共用について国際調整等を行い、その結果に従って個別の周波数が指定され、運用するものであることから、本改正により、日本アマチュア無線連盟以外も免許人となることが可能である旨を明確化しております。</p>	無
4	<p>○関係規定の明確化や整備を行うにあたり、更なる規制強化とならないよう配慮されたうえでの審査基準を制定すべき。具体的審査基準の制定にあたっては、アマチュア無線界からの見識組織・見識者の</p>	<p>今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。なお、人工衛星等のアマチュア局の審査基準については、本改正案で示しております。</p>	無

	参画を求める。		
--	---------	--	--

3 (3) アマチュア局の非常時や緊急時の通報に係る制度の明確化

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>○改正内容に賛成です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度が明確化されることにより、非常通信への備えに対する対応の整備が進むことも期待されます。また非常通信時のアマチュア衛星通信の活用やそのための準備活動なども考えられます。 ・本改正によって、先に改正された社会貢献の実施効果が発揮される可能性が高くなるものと考えます。 	<p>賛成の御意見として承ります。</p>	無
2	<p>○非常時や緊急時の通報※は、電波法第 80 条第 1 項の報告は不要とされたい。</p>	<p>アマチュア無線の社会貢献活動等の範囲内の運用はアマチュア業務に含まれるため、非常通信の報告（電波法第 80 条第 1 項）については不要となります。</p> <p>※地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通報（運用規則第 259 条改正案）</p>	無
3	<p>○非常時や緊急時の通報※は、暗語の使用を認めていただきたい。認められないのであれば、個人情報扱わないよう周知すべきではないか。</p>	<p>本意見募集の対象外となりますが、アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用して国内外の他者との通信を行うことを目的とするものであることから、暗語を使用してはならないこととされております（電波法第 58 条）。個人情報の扱いについては、これを前提に考える必要があり、免許人等の責任の下で適切に行われるものと考えております。</p>	無
4	<p>○非常時や緊急時の通報※は、平時の訓練時に使用できようにしていただきたい。訓練への準用について明確に規定をすべきではないか。</p>	<p>アマチュア無線の社会貢献活動等の範囲内の運用はアマチュア業務に含まれるため、非常時や緊急時の通報を行うための訓練も認められております。現行規定のとおりであり、さらなる規定の明確化は必要ないと考えます。</p> <p>なお、非常時や緊急時に円滑にアマチュア無線を活用するためには、平常時からのメンバー間や関係者間での運用についての多くの経験のみならず、地域との関係を密接に築いておくこと等が重要と考えられ、平常時の地域における訓練等が、結果として、非常時や緊急時の円滑・有効な運用に資するものと考えております。</p>	無

		※地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通報（運用規則第 259 条改正案）	
5	○非常時又は緊急時における、他人の依頼による通報は、国内通信又は国際通信に限るべきではない。	改正案の規定のとおり、国内通信又は国際通信に限るものではありません。 アマチュア無線の社会貢献活動等の範囲内の運用はアマチュア業務に含まれるため、非常時や緊急時の通報も認められています。一方、非常時や緊急時の通信は、国際通信が行われるという観点からの整合性を図るため、国際条約等を踏まえて明確化することとしたものです。	無
6	○アマチュア業務がこの条文書の定義で運用できるのであれば、市民無線や簡易無線等の局にあっても同じ定義ができるのではないか。列挙されている具体例のうち「交通通信」とは何か、この語の他の総務省令等での使用例があるか。	本意見募集の対象外となりますが、他人の依頼による通報が禁止されていない無線局にあつては電波法第 52 条等の規定に基づき非常通信を行うことができます。 「交通通信」は、規定の文言のとおりであり、電波法第 52 条のほか他の法令においても用例があります。	無
7	○第 259 条における「暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある」とは重要影響事態、存立危機事態及び武力攻撃事態を含むか。	規定のとおりです。なお、非常通信と同様に、非常の事態が発生し又は発生するおそれがあるかどうか、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要かどうかの判断は、アマチュア局の免許人が判断するものであり、状況に応じて柔軟に行えるものです。その際、アマチュア局の免許人は、あくまでもボランティアという性格で通信を行うこととなります。	無
8	○非常通信および非常通信訓練に、衛星通信を利用した場合の通信費用支援策をお願いしたい。	本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たつての参考とさせていただきます。	無

3 (4) アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区分の簡素合理化

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	○改正の趣旨や検討の経緯・内容を示すべきではないか。 法令を初心者やライトユーザーにとって分かりやすいものとするため簡素合理化する一方で、マナーや慣習（JARL アマチュアバンドプラン）を守ってくださいということは相反するのではないか。	改正の趣旨等については、以下の「〔補足〕いわゆるバンドプランの改正案について」のとおりです。 アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用して電波を使用していることから、アマチュア局にとって、マナーや慣習（JARL アマチュアバンドプラン）も守ってアマチュア局同士が譲り合って電波を使用することは大切なものと考えております。マナーや慣	無

- ・アマチュア無線は帯域で免許を受けて多くの方が同じ周波数帯を共有して使用していますので、今後も利用状況等をふまえて、適宜・適切に見直しを行うべき。
- ・先を見据えた周波数の使用区別がなされることを期待。
- ・CW 専用使用区分は縮小せず、現行どおりとされたい。
一方で、改正案に賛成又は短波帯・50MHz 帯での縮小を求める意見あり。
- ・29MHz 以上は、現状維持とすべき。
- ・VoIP やデータ通信とそれ以外との通信において混信や妨害が発生する恐れがあるため、現行どおりとされたい。144MHz と 433MHz は全帯域で VoIP 可とし、現在の VoIP 専用周波数は共用とすべき。一方で、専用使用区分等の使用区分の拡大を求める意見あり。
- ・IARU 等の動向も参考に国際的な使用区分（IARU Region1・2 に合わせる、国際ビーコンプロジェクトを境界に CW と全電波型式を分ける、EME・衛星専用使用区分、BW 6 kHz 区分での A 3 E 制限の撤廃、475kHz 帯 SSB 運用、1.9MHz 帯 SSB 規制 等）に合わせていただきたい。
- ・ドローンに使用できる使用区分を増やしていただきたい。
- ・呼び出し周波数では全モード可へ。
- ・国際的なバンドプラン（IARU が定めるもの）に追従をしやすくする意味では短波帯の改正はありがたい。
- ・RTTY で運用可の周波数拡大や、運用はできるが海外局との交信に限る制限が撤廃されることは歓迎。
- ・144MHz と 430MHz のみに存在する、占有周波数帯域幅 3 kHz 以上のみ使用可の注 5 を削除すべき。
- ・備考 8 の F 2 A 及び F 3 E 電波の制限を削除すべき。
- ・連絡設定用周波数での電波の型式の制限の撤廃。
- ・全電波型式は、あまり制限を付けずに使用できるべき。
- ・簡素化するのではなく、デジタルモード等の登場に合わせて速やかに頻繁に改正すべき。現行規定以上に細分化し厳密に規定すべき。
一方で、さらなる簡素化又は規制の撤廃を求める意見あり。
- ・違法、不法無線局の取締り強化のためにも、電波の型式及び周波数の使用区別は法律で現行同等以上に厳密に定めておくべき。
- ・バンドプランを守らせる、そして違反者に対する適切な措置を行え

習（JARL アマチュアバンドプラン）を法令によって規制等するものではありません。

〔補足〕いわゆるバンドプランの改正案について

- ・改正案は、初心者やライトユーザー※にとって分かりやすいものとするため簡素合理化を行うものです。アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用するものであること、また、初心者やライトユーザーにとっても必要最小限のものが分かりやすいものであること等から、いわゆるバンドプラン（法令）については、規制・制限は行わないことを基本としつつ、使用区別を設ける場合にあっては、特に専用のな使用区別に関して必要最小限にすべきものと考えております。
- ・これらの趣旨等に基づき、改正案は次の方針により簡素合理化を行ったものです。
 - 規制・制限は行わないことを基本としつつ、使用区別を設ける場合にあっては、特に専用のな使用区別に関して必要最小限とする。
 - アマチュア局全体や当該アマチュア局の運用等に影響を与える使用区別（レピーター、衛星通信等）を、専用のな使用区別とする。
 - 他の使用区別に対して一定の配慮が必要な使用区別（CW、EME、入門バンドである 144MHz 帯及び 430MHz 帯の広帯域（FM））を、専用のな使用区別とする。
 - 上記以外は、全電波型式とする。
 - なお、1.8MHz 帯、3.5MHz 帯、7MHz 帯、10MHz 帯、18MHz 帯及び 28MHz 帯の CW 専用使用区別は、7MHz 帯以下は 30kHz 帯幅に揃え、それ以外は必要最小限のものとする。また、公衆網接続については、その利用の態様に鑑み入門バンドである 144MHz 帯及び 430MHz 帯では、必要最小限のものとする。
- ・今後も引き続き、周波数の利用状況等も踏まえ、適宜、適切に見直しを行ってまいります。

※初心者やライトユーザー：空中線電力 50W 以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）で移動するものの開設・運用を行う個人

	<p>る体制を先行して構築・運用されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア業務に使用する電波の形式及び運用形態は多様化しており、国際的な整合も重要なことから、国の制度は大枠の規定にとどめ、時代に即した細部の利用区分は日本アマチュア無線連盟がアマチュアの総意に基づいて規定することが望ましい。今後は、技術の進歩によって変化するアマチュア無線家同士の紳士協定が重要。 ・衛星通信や月面反射通信(EME)など外国との交信が可能な周波数、電波型式については国際法や慣習との整合が重要であり法規制が望ましい。 		
2	<p>○いわゆるバンドプランの告示は注が入り組んでおり分かりにくいのではないかと。占有周波数帯幅の規制が、バンドプラン告示と占有周波数帯幅告示に分かれており、両告示を統合すべきではないかと。</p> <p>※占有周波数帯幅の関係については、「2(2)アマチュア局に係る電波の型式、周波数及び空中線電力の一括表示記号の導入」を御確認ください。</p>	<p>今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>いわゆるバンドプラン(法令)については、引き続き、一般に分かりやすい形での周知に努めてまいります。</p> <p>なお、いわゆるバンドプラン「アマチュア業務において使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件」は無線局の運用として定められている一方、「アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件」は技術基準として定められており、両者は規制の目的が異なります。アマチュア局の技術基準については、適宜、適切に見直しを図ることは基本ですが、アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用していること等からも、技術基準は頻繁に見直しをするようなものとは考えられません。このため、仮に、両者を統合した場合は、いわゆるバンドプラン(法令)の迅速な見直しが容易にできなくなる可能性があると考えられるため、制度を維持すべきものと考えております。</p>	無
3	<p>○「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」告示の改正案の中で、備考6、注10及び注15の内容については整理が必要ではないかと。誤解を生じないようにすべき。</p>	<p>御意見等を踏まえて修正します。</p>	有
4	<p>○改正後注3について、144.3MHzから144.5MHzまでの周波数がISSとの交信に限られるように読めることから改正前の文言とすべき。</p>	<p>御意見等を踏まえて規定を明確化します。なお、当該事項においては、改正前と改正後の規制に変更はありません。</p>	有
5	<p>○3.8MHz帯について改正前は制限されていたRTTY及びデータ通信は、改正後は使用できるのか。</p>	<p>改正案の規定のとおりであり、改正後の3.8MHz帯は備考5の制限(占有周波数帯幅が3kHz以下(A3E電波は6kHz以下)のものに限る。)となります。</p>	無
6	<p>○制度改正後に、免許人が混乱等せずに安心してアマチュア無線を楽しんでいただけるよう当連盟も周知・広報に努めてまいります。引</p>	<p>引き続き、不法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、電波の適正な利用環境を確保できるよう、取締り、周知等の取組を適切に</p>	無

	<p>き続き、違法局及び不法局に監視業務等へのご理解・ご協力をお願いいたします。</p>	<p>実施してまいります。 意見募集の結果（概要）の②も御確認ください。</p>	
7	<p>○分かりやすい使用区分の図を作成していただきたい。また、電波利用ホームページへの掲載、JARL 等による周知を行っていただきたい。</p> <p>・「JARL アマチュアバンドプラン」等資料の備付けを義務化すべき。 ・144/431MHz 帯の「FM モードで電波が出せる範囲」は明記・注記が欲しい。留意したプラン図を JARD が出しているので参考にして欲しい。</p>	<p>制度改正の内容等については、アマチュア無線関係団体と連携させていただきながら、周知広報に努めてまいります。また、アマチュア無線界においても、制度の活用や周知広報が行われることが期待されます。</p> <p>周知広報方法の御提案については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、JARL バンドプランは、法令ではないため備付けの義務化はできません。</p>	無
8	<p>○総務省として、一般社団法人日本アマチュア無線連盟に期待されることを明確にすべき。同連盟は、広く一般アマチュア無線家の意見を聞き、さまざまな運用形態に関する情報を集め、合理的なバンドプランを策定することが期待されていると考える。</p>	<p>一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）においても、制度の活用や周知広報が行われることが期待されます。なお、JARL から、周知広報に努めてまいりたいとの御意見をいただいております。</p> <p>アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用して電波を使用していることから、アマチュア局にとって、マナーや慣習（JARL アマチュアバンドプラン）も守ってアマチュア局同士が譲り合って電波を使用することは大切なものと考えております。マナーや慣習（JARL アマチュアバンドプラン）を法令によって規制等するものではありません。</p> <p>このため、御意見に対する回答は差し控えさせていただきます。</p>	無

※占有周波数帯幅の関係については、「2（2）アマチュア局に係る電波の型式、周波数及び空中線電力の一括表示記号の導入」を御確認ください。

3（5）行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局の明確化

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>○新たな要件等が加えられているが、いわゆる記念局※の数を抑制するものであってはならないのではないかと。（改正案によりいわゆる記念局の数が抑制されることに賛成、厳格な制度運用をすべきとの意見もあり。）</p> <p>また、公開運用【及び】体験運用を必須とすると、行事等の対象を狭め、効果的な運用をむしろ難しくするのではないかと。</p> <p>・記念行事やアマチュア無線競技（コンテスト）等のために、国、地方、公益団体、JARL 等が関わった行事に限定せず、一般の個人や団</p>	<p>いわゆる記念局※は、意見募集の結果（概要）の②「〔補足〕特別な呼出符号（コールサイン）について」のとおり、呼出符号は、電波の発射源を明らかにするために総務大臣が指定するものであり、既にアマチュア局に指定されている呼出符号を使用することが基本ですが、相当の公共性を有するものに対して、行事等にふさわしい特別な呼出符号を指定するものと考えます。</p> <p>改正案は、「相当の公共性」があるものを明確にしたものであり、審査基準の各要件に適合したものについて、いわゆる記念局として呼出符号の変更を認めるものであり、従前、認められてきたもの</p>	無

	<p>体に対しても適用条件を定めたいうで期間を限って記念局の呼出符号や短い呼出符号を使用できるようにすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相当の公共性とはどのようなものを指すのか明確にすべき。「JARL 創立 100 周年」は公共性があると言えるか。いわゆる記念局が少なくなることに繋がると思われるため少し残念。 ・審査基準の簡略化を図るべき。 	<p>であっても、認められない可能性はあります。改正後は、適切な制度運用に努めてまいります。</p> <p>また、公開運用【又は】体験運用の要件については、いわゆる記念局の運用中全ての時間を条件としているものではなく、相当の時間についてこれらを行っていただくというものです。公開運用や体験運用は、特定の関係者だけでなく、地域や社会全体に、直接目に見える形で、行事等を記念すること及びその意義を広めるとともに、かつ、アマチュア無線に対する理解の増進、アマチュア無線の健全な普及、発展等にも貢献する効果が高いと考えられることから、相当の公共性を有するものとして必要な条件と考えます。</p> <p>※行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局</p>	
2	<p>○青少年へのアマチュア無線普及・促進の観点から、大学などの学校が主催する行事等においても、その行事等を記念した、いわゆる記念局※が認められるよう明確にすべきではないか。</p>	<p>学校教育法第 1 条の学校については、当該学校の行事として主催等している行事等について認めることが明確化されるよう、御意見等を踏まえて修正します。</p>	有
3	<p>○主催者に限らず、後援や協賛等をする者についても同様に、後援や協賛等をするものとして適切なものである必要があるのではないか。</p>	<p>御意見等を踏まえて修正します。</p>	有
4	<p>○一般社団法人が多数ある中で「連盟」のみが記載されているのはなぜか。また、「その他これらに準ずると総務大臣又は総合通信局長が認める」基準は何か。</p> <p>一方で、「連盟」を明記したことは適当との意見もあり。</p>	<p>一般社団法人日本アマチュア無線連盟は、代表的なアマチュア無線家の団体であり、他の一般社団法人等と同じく扱うことは、かえって不合理であり、また、審査基準として明確化することが適当と考えます。</p> <p>改正案は、「国、独立行政法人、地方公共団体（教育委員会を含む。）、連盟、公益社団法人、公益財団法人」に限定した上で、「その他これらに準ずると総務大臣又は総合通信局長が認める」については、規定のとおりであり、個々の申請ごとに判断することとなります。例えば、一般に、「国、独立行政法人、地方公共団体（教育委員会を含む。）、連盟、公益社団法人、公益財団法人」等が構成員等として参画するこれらの団体等と実質的に同じく扱うことができる団体、例えば、地方公共団体が構成員等として参画する「〇〇マラソン実行委員会」や「一般社団法人〇〇祭実行委員会」などは該当しますが、一般に「これらに準ずる」と考えられない、一般社団法人、一般財団法人及び NPO 法人等については該当しません。</p> <p>意見募集の結果（概要）の②「〔補足〕特別な呼出符号（コール</p>	無

		サイン) について」も御確認ください。	
5	○行事とアマチュア局の関連性が希薄な記念局が多すぎるため、電波に関わる行事に限定すべきではないか。	いわゆる記念局は、行事等を記念すること及びその意義を広めるとともに、かつ、アマチュア無線に対する理解の増進、アマチュア無線の健全な普及、発展等にも貢献してきております。 電波に関する行事等に限定した場合、かえって、いわゆる記念局の可能性を制限するため、改正案の規定のとおりとすることが適当と考えます。	無
6	○いわゆる記念局が、少し多すぎるのではないか。行事等の意義を広めるために十分な審査を行うとともに、運用結果についても必ず報告するようにすべきではないか。	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
7	○特別な呼出符号（コールサイン）について、審査基準の例外が有り得るのであれば、その旨や基準等を明確化する必要があるのではないか。また、特別な指定に際しては、それがどのような事情によるものかも含め積極的に発表すべきではないか。	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
8	○「社会的」との文言が追加されているが、どの様な意図があり追加したのか明確にすべきである。 例えば「〇〇会社創設 100 周年」等のイベントに合わせて開設される記念局は今後認められなくなるのか。もしそうであれば、当該内容に関しては反対である。	いわゆる記念局※は、意見募集の結果（概要）の②「〔補足〕特別な呼出符号（コールサイン）について」のとおり、呼出符号は、電波の発射源を明らかにするために総務大臣が指定するものであり、既にアマチュア局に指定されている呼出符号を使用することが基本ですが、相当の公共性を有するものに対して、行事等にふさわしい特別な呼出符号を指定するものと考えます。 改正案は、「相当の公共性」があるものを明確にしたものであり、「社会的」については、これを明確にするために規定したもので、規定の文言のとおりです。 なお、一般に、一民間企業の行事等について特別な呼出符号を認めることは難しいと思われませんが、総合通信局等に対して、審査基準に適合することについて、詳細な説明や資料の提出をお願いします。 ※行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局	無

3 (6) アマチュア局に係る一の構内で行われる遠隔操作についての簡素合理化

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	○一の構内について「免許人が所有又は管理する」との限定は不要で	アマチュア局の無線設備の遠隔操作は、審査基準の各要件に適	無

	<p>はないか。常置場所以外で運用する場合でも近距離であれば認めてもよいのではないか。</p>	<p>合することが基本であり、改正案は、一の構内で行われるものであって要件に適合するものについて簡素合理化を行うものです。免許人の所有又は管理できない場所を含む場合は、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督を行うことが困難であり、認められないと考えます。</p> <p>また、常置場所以外で運用する場合についても、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督を行うことが困難と考えられ、また、速やかに遠隔操作を行っている場所を国が把握できないこととなることから電波監理上の支障があるため、認められないと考えます。</p>	
--	---	---	--

3 (7) アマチュア局の旧コールサイン申請時の確認書類の簡素合理化

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>○呼出符号が指定されていた旨を証する書面について明確化すべきではないか。</p>	<p>規定のとおりであり、個々の申請ごとに判断することとしていますが、旧コールサインが指定されていた旨を証明する書面は、㊦旧免許状のコピー、㊧「無線局事項書及び工事設計書」の写しで総合通信局等の証明印があるもの、㊨電波利用料の納付書、㊩JARL(一般社団法人日本アマチュア無線連盟)の局名録又はコールサイン確認書、などが考えられます(旧コールサインが確認できるものに限りませう)。</p>	無

3 (8) アマチュア無線社団局のいわゆるゲストオペレーター制度の規定の明確化

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>○外国のアマチュア無線従事者資格を有する者(本邦内でアマチュア局を開設していない場合)が、日本の無線従事者資格を有する者の立会いなく、アマチュア社団局の構成員となってアマチュア局の無線設備を操作する場合、総務大臣の登録が必要となっているが、廃止すべきではないか。</p>	<p>本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>本改正案により、多くの場合、外国のアマチュア無線従事者資格を有する者は、いわゆるゲストオペレーター制度により、アマチュア社団局の無線設備の操作を行うことが可能となることが明確化されるものと考えます。</p> <p>なお、アマチュア社団局の構成員となることは、当該アマチュア局の免許人そのものになるということであることから、日本の無</p>	無

		線従事者の資格を有する者の指揮・立会がないところで無線設備の操作を行うに当たっては、外国のアマチュア無線従事者資格の確認等が確実に必要であると考えます（免許人が行う無線局の運用とされる、いわゆるゲストオペレーターとは性質が異なります。）。	
2	○外国のアマチュア無線資格を有する者が、短期間来日した際、運用協定を結んでいない国のものでも例えば3人以上の社団局構成員が保証人というか推薦人のような形をとることで監督者がいない単独で運用可能とできるようにして欲しい。	本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 無線従事者資格について、相互承認がなされている国は多数ありますが、相互承認がなされていない国の場合、我が国の相当する無線従事者資格を有しているか不明であるため、適当ではないと考えます。	無
3	○海外のアマチュア無線従事者免許を有する者への運用を広く認めるべき。	本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無

3（9）アマチュア局の周波数測定装置に係る規定の整理

※賛成以外の特段の御意見はありませんでした。

3（10）その他（社団局の名称及び資料、設置場所等、二次業務の周波数の使用、電波の強度に対する安全施設、レピーター局・アシスト局、公衆網の接続について 等）

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	●社団局の名称及び資料		
1	○社団局の資料の簡素化について、一般社団法人日本アマチュア無線連盟に限定しているが、他の一般社団法人も公益性が高いことから含めるべきはないか。	一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）は、アマチュア無線家の代表的団体であり、相当の公益性を有するものであるとともに、相対多数の会員を有しております（令和4年6月の正会員：5万人超）。このため、同団体と他の一般社団法人とを同様に考えることは不合理と考えます。	無
2	○社団局の名称について、他の条件については商号選定自由の原則に照らしてみても妥当と考えられるが、「アマチュア業務及び社団局の趣旨に照らして、不適切なものでないこと。」の規定は、過度に国民活動の自由とアマチュアの自主性を制限するものであり、法令として不当ではないか。	社団局の名称は商法等に規定される商号等ではなく、アマチュア業務の健全な普及発達を図ることを目的とする社団の名称です。このため、アマチュア業務や社団局の趣旨・定義等（施行規則第3条第15号、根本的基準6条の2第1号(3)）に合致しない名称は不適切であり、過度な規定ではないと考えます。	無
3	○免許手続規則第5条の改正を行う場合には、あわせて無線従事者選解任届についても整備が必要ではないか。	御意見等を踏まえて修正します。	有

●設置場所等			
1	○学生が学内に社団局を開設する場合、学校長等に認可を得る必要が出てくる可能性があるが、アマチュア無線を知らない方から認可を得ることは困難なことが多いため、申請者と管理者が異なる場合でも開設できるようにしていただきたい。移動する局は対象外とすることも考えられるのではないか。	設置場所又は常置場所と申請者の住所とが異なる場合であって、申請者以外の者が設置場所又は常置場所を所有又は管理している場合は、申請者（免許人）により無線局の適切な監督が行われているかを確認する観点から、開設同意書により確認することを明確化するものであり、改正案のとおりとします。	無
●二次業務の周波数の使用			
1	○二次業務であるアマチュア局が一次業務への配慮を行わず、また、運用規則第 258 条を遵守しない運用が見られることから、書類での確認はもとより、違反した者への罰則を重くすべきではないか。	二次業務の無線局は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならないこととされており。改正後は、必要に応じて書類等により確認を行うものです。 罰則の強化については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
●電波の強度に対する安全施設			
1	○特定の総合通信局等では、200W 以下の「移動しない局」について開局時に資料（立面図・平面図、使用する空中線の利得(dBi)、給電線の種類・長さが分かる資料、設置承諾書）が求められるが、書類の使用目的は何かもはっきりしない資料の提出は廃止されるべき。	現行の免許申請手続においては、無線局免許手続規則別表第 2 号の 3 第 3 の様式に従って、無線設備が電波法第 3 章に規定する条件に合致することを申請者が確認した上で工事設計書を作成・提出することとしています。電波法施行規則第 21 条の 4 の安全施設については、電波法第 3 章に規定する条件に含まれるものであり、平均電力が 20mW を超える移動しないアマチュア局については、申請時点において適合性を確認することが原則となっていますが、その確認内容が適切であるかを審査するために書類等の提示を求めるものです。これを明確化するため、改正案のとおりとしたものです。 なお、電波法第 7 条第 6 項の規定により、総務大臣は申請の審査に必要な資料の提出を求めることができるとされています。 また、基準値への適合確認方法については、「電波防護のための基準への適合確認の手引き」（ https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/material/dwn/guidance.pdf ）を御参照ください。	無
2	○空中線電力 200 ワット超のアマチュア局に限定すべきではないか。 空中線電力が数 10mW 程度の低出力な移動しない局も含めて、電波防護指針の書類を求めるのは、極めて不条理であり、自由な実験・研究を著しく阻害するものではないか。	現行の免許申請手続においては、無線局免許手続規則別表第 2 号の 3 第 3 の様式に従って、無線設備が電波法第 3 章に規定する条件に合致することを申請者が確認した上で工事設計書を作成・提出することとしています。電波法施行規則第 21 条の 4 の安全施設については、電波法第 3 章に規定する条件に含まれるものであり、申請時点において適合性を確認することが既に原則となって	無

		<p>いることから、その確認内容について書類等の提示を求めることは、技術基準への適合性確認の新設のような負担を強いるようなものではなく、不条理ではないと考えます。また、自由な実験・研究をはじめとするアマチュア無線通信の目的に追加的な制約を設けるものではありません。</p> <p>なお、電波法施行規則第21条の4第1項各号に掲げる無線設備（例：平均電力が20mW以下の無線局の無線設備、移動する無線局の無線設備）については、安全施設に関する規制の対象外としています。</p>	
3	<p>○電波の強度に対する安全施設の規定中、「施行規則別表第2号の3の2」は誤りで「施行規則別表第2号の3の3」ではないか。</p>	御意見のとおりであり、修正いたします。	有
●レピーター局・アシスト局			
1	<p>○一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）以外にもレピーター局を認めるべきではないか。</p>	<p>現行制度から変更されないものであり、本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、レピーター局はアマチュア業務の中継用無線局であることからアマチュア局免許人全体への影響が広範囲に及ぶこと、アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用するものであることなど、アマチュア無線・アマチュア局の態様等から、引き続き、免許人は、アマチュア無線家の代表的団体である一般社団法人日本アマチュア無線連盟とすることが適切であると考えます。</p>	無
2	<p>○中継業務の定義（動作）について。中継機能を利用する場合、必ず特定のコールサインを利用する必要があるのか。</p>	電波法令及び電波法関係審査基準に適合する運用が必要です。	無
3	<p>○レピーターは仕様が規定されている状態であり科学技術の発展を阻害している。</p>	<p>今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、電波法令及び電波法関係審査基準の改正案の規定のとおりであり、アマチュア業務の中継用無線局等として必要最小限の規制等となっているものと考えております。</p>	無
●公衆網の接続について			
1	<p>○現行規定の「公衆網に接続することによって一体として構成される二のレピーター局に係る中継」について、改正案では「二の」という限定がなくなっているが、三以上のレピーター局をひとつのサーバーを経由して公衆網により接続する形態（リフレクタと呼ばれ、国外では広く普及している運用形態）も認められることになるか明確にすべきではないか。</p>	改正案の規定のとおりであり、個々の申請ごとに判断することとなります（御提示の内容が不明なため、電波法令及び審査基準に適合するかどうか判断が困難です。）。	無

2	○「データベースへのアクセス、電子掲示板への書き込み等一度電氣的に蓄積して送信する場合については、無線従事者資格は不要とする」とあるが、これはどう言ったものか。	規定のとおりです。	無
3	○改正後も海外から国内の VoIP ノードを通じて日本国内の局と通信を行うことは可能と判断してよいのか。	電波法令及び審査基準に適合するものについては可能です。	無

※上記項目以外の御意見については、「4. その他」にまとめております。

4. その他

①その他（電波法関係審査基準関係）

1	○個人局の無線設備について、機器の製造等の関係から資格の操作範囲外の周波数の除去が困難と認められるものについては、当該操作範囲を超える周波数及び電波の型式も認めることができるようにご検討をおねがいたします。	御意見等を踏まえて修正します。	有
2	○資格の操作範囲を超える空中線電力の送信装置を切替器によって当該操作範囲の空中線電力に低減することについて、改正前は、個人が開設する局は認められていなかったが、今回の改正でこの記述が消えており、空中線電力の低減により資格にあわせた運用をしてよいのか。例えば、第三級アマチュア無線技士の資格を有する者が、HF 帯で 100W 出力する送信機を 50W に低減して運用するケースは認められるのか、あるいは、1 AM, 2 AM の局免許状で、100W の送信機を 50W に低減して常置場所以外で運用するケースは認められるのか。	無線設備の発射可能な空中線電力は、切替器によって空中線電力を低減する前の空中線電力であることから、当該部分の削除は、規定の整理として削除したものです。当然ながら、改正後も資格の操作範囲を超える空中線電力の送信装置を切替器によって当該操作範囲の空中線電力に低減することは認められず、例示は、いずれも認められないものです。	無
3	○社団局の無線設備の周波数及び空中線電力について、改正前の規定（2 (2) 及び(3)）のとおり明示すべきではないか。当該内容を審査基準ではなく告示にすべきではないか。	一括表示記号が導入されること、切替器以外の方法による適切な措置も考えられること等から、改正案のとおりとするものです。無線設備の審査に係ることであるため、審査基準に定めております。	無
4	○受信装置については、自局が発射可能な周波数すべてが受信可能であることも明確にする必要があるものと考えますので、ご検討をお願いいたします。	御意見等を踏まえ修正します。	有
5	○混信妨害について、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあると認められる場合の基準を規定しようとしているが、ここで言う「他の無線局」に、他のアマチュア局は含まれるか明確にすべきではないか。	現行制度から変更されないものです。 なお、一般に、「他の無線局」に、12 混信妨害(4)を除き、他のアマチュア局は含まれません。	無
6	○社団局と他の社団局との間の設備共用を認めるべき。	現行制度から変更されないものです。	無

		<p>なお、社団局は複数の構成員が所属しており無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督を行うことが困難と考えられること等から、認められないと考えます。</p>	
7	○「移動する局」と「移動しない局」の設備共用を認めてもらいたい。	<p>現行制度から変更されないものです。</p> <p>なお、意見募集の結果（概要）の⑨「[補足] 移動する局・移動しない局について」のとおり、移動する局と移動しない局を同じ扱いとすることができないこと等から、無線設備の共用も認められないと考えます。</p>	無
8	○常置場所が異なる「移動する局」同士の設備共用を認めるべき。	<p>現行制度から変更されないものです。</p> <p>なお、アマチュア局は個人が開設するものであること、無線設備の管理の主体・場所が不明確となり無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督を行うことが困難と考えられること等から、認められないと考えます。</p>	無
9	○同一人が二以上のアマチュア局を開設することを希望する場合について、「指定の呼出符号がアマチュア業務にとって著しく不都合なもの」とはどのようなものか。	<p>現行制度から変更されないものです。</p> <p>なお、規定のとおり、一般には、認めることはないものです。呼出符号の指定を受けた免許人の事情やその他の状況等も踏まえて、個々の申請ごとに判断することとしております。</p>	無
10	○「通信に秘匿性を与える機能について」の注1「しかしながら、(中略) 設備規則第 18 条第 2 項に規定する通信に秘匿性を与える機能を有しているものとする。」は不必要な基準であり、「無線技術のソフトウェアの設計などの実験や技術の探求にチャレンジしやすくなり、より自由で試行錯誤がしやすい環境」を実現するために削除すべきではないか。 送信機の外部入力端子にパソコンを接続して運用することは、「同一周波数帯における一の変調方式において、符号化方式及び通信プロトコル等を 2 以上有する装置並びに一の符号化方式及び一の通信プロトコル等であってもデジタル符号パターンを複数生成させる機能」に当たるのではないか。	<p>アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用して国内外の他者との通信を行うことを目的とするものであることから、暗語を使用してはならないこととされており（電波法第 58 条）、これを踏まえ、アマチュア局の送信装置は、秘匿性を与える機能については有してはならないとされております（設備規則第 18 条）。</p> <p>本審査基準はこれらを踏まえた規定であり、上記のアマチュア業務の目的を達成するため、現行規定のとおりとします。</p> <p>なお、送信機の外部入力端子にパソコンを接続して運用することのみをもって当該規定に抵触するものとは考えておりませんが、アマチュア業務の目的を達成するため他者との通信を行うことが可能な無線設備（アマチュア局特定付属装置を含む。）である必要があります。</p>	無
11	○別紙 3 無線従事者関係審査基準 2 無線従事者養成課程(7)「管理者責任は、…」は「管理責任者は、…」ではないか。	<p>改正案を修正します。</p>	有

②その他（電波法関係審査基準関係・以外）

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>○申請や届出について、総合通信局等によって処理期間や対応が異なる。簡素化や迅速化がなされたとしても、地域による差があれば意味がなく、最短の総合通信局等と同様の処理期間で全ての総合通信局等が処理できるための制度と体制とすべきではないか。</p>	<p>申請処理については、電波法令及び電波法関係審査基準により、また、標準処理期間を定め行われており、各総合通信局等において、迅速かつ適正な処理に努めております。本改正案等により、特にライトユーザーの申請処理について一層の迅速化が図られるものと考えておりますが、引き続き、迅速かつ適正な処理を行うよう努めてまいります。</p> <p>総務大臣（総合通信局長等）は、「申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる（電波法第7条第6項）」こととされており、免許や許可をすべきかどうかを判断するため、必要と認められる資料等は、各々の判断で求めることとなります。</p> <p>〔補足〕標準処理期間について 標準処理期間は、あくまで申請の処理にかかる期間の「目安」を定めたものです。総合通信局等では、迅速な処理に努めておりますが、必ず標準処理期間内に申請に対する応答ができるとは限りません。例年、大型連休や夏季休暇、年末年始、年度末・年度始めの前後の時期等については、申請が増加することがありお時間をいただいていることがあります。</p> <p>また、申請者が記載漏れなど不備のある申請を補正するための期間や申請者が総合通信局等から求められた審査のために必要な資料を提出するまでの期間は、標準処理期間に含まれません。</p> <p>（参照）・行政手続法第6条、第7条</p>	無
2	<p>○無資格者による通信は、いわゆる第三者通信に該当するのではないか。いわゆる第三者通信を認めるべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無資格者による通信は第三者通信に該当するのではないか。国際通信は、非常時または二国間協定がある場合を除き禁止と考える。 ・体験局の体験者同士が交信することも第三者通信に当たらない、海外と交信することも問題ないと明確にされたい。 ・米国のアマチュア局との交信は、FCCの第三者通信の規定（97.115 Third party communications))に抵触するのではないか。無資格者の体験運用を行う局に注意喚起が必要ではないか。 	<p>本改正案（いわゆるアマチュア無線体験制度）においては、通信の連絡設定及び終了は免許人（有資格者）が行い、その上で当該有資格者の監督（指揮・立会い）の下で通話等を無資格者が行うこととしており、また、当該無資格者の無線局の運用は免許人（有資格者）が行う無線局の運用とするものであることから、第三者のために行う通信には当たりません。アマチュア無線有資格者の監督（指揮・立会い）の下での無資格者による無線設備の操作による通信は、外国のアマチュア局との通信についても可能です。</p> <p>本改正案においては、非常時又は緊急時及び人工衛星等のアマチュア局の通報については、いわゆる第三者通信を認めることと</p>	無

	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的には、ITU無線通信規則 25.3 2)にいう、いわゆる国際間の第三者通信を認めるべき。 	<p>しております。これら以外については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
3	<ul style="list-style-type: none"> ○アマチュア局の通信の相手方を「アマチュア局および免許人所属の受信設備」とすべき。 	<p>受信専用設備（送信設備に機能上直結する受信設備は除きます。）（※注）については、無線局の定義から除外されており、その設置使用については規制はなく、アマチュア局の発射する電波を受信専用設備で受信することは、問題ありません。</p> <p>※注 受信にしか使用しないからといって送受信機を受信専用設備として扱うことはできません。</p>	無
4	<ul style="list-style-type: none"> ○自局内の無線設備同士の通信を認めるべきではないか。 ・アマチュア局の通信方法（呼出方法等）は、無線電信または無線電話の方式に準じることとなっており、通信プロトコルの実験や研究の障害となるため、運用規則または通信方法の特例の見直しをすべき。 ・個人局の免許人自身のみでの無線通信の実験や研究を行う際の障害となるため、見直しをすべき。 	<p>本意見募集の対象外となりますが、アマチュア局の自局内の通信については、次のとおり認められないものです。</p> <p>電波法は無線局免許制度を採用しており、無線局の免許の単位は、送信設備の設置場所（移動する局については送信装置）ごとに行うこととしており（免許規則第2条第1項）、自局内の通信というものは想定されておりません。なお、移動するアマチュア局は、2以上の送信装置を含めて単一の無線局として申請できる（免許規則第2条第9項）こととしていますが、これは、アマチュア局が個人的な興味によって無線通信を行うために開設するもの（電波法第5条第2項第2号）であり、免許人と操作をする者が一体となった無線局であることに鑑みたものです。あわせて、自局内の通信は、運用規則第20条（通信方法）等にも適合しておりません（このため、同一人が開設する移動する局と移動しない局との間の通信も認められないものです。）。</p> <p>アマチュア局は、多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用して国内外の他者との通信を行うことを目的とするものであり、技術の探求や実験等についてもその中で行われるものと考えており、これまでもアマチュア局免許人が協力等して草の根で技術の探求や実験等が行われてきたことも、アマチュア局の魅力であると考えられます。</p>	無
	<ul style="list-style-type: none"> ・体験運用において、自局内の無線設備同士の通信を認めるべき。第三者との通信の準備として運用方法を教えるために、指揮・立会いする免許人・有資格者と体験する無資格者間での通信も可能とすべき。 	<p>体験運用についても、上記と同様です。</p> <p>アマチュア局は、多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用して国内外の他者との通信を行うことを目的とするものであり、体験運用についてもその中で行われるものと考えており、これまでもアマチュア局免許人が協力等して草の根で体験運用が行われてきたことも、アマチュア局の魅力であると考えられます。</p>	無

5	<p>○適切な電波利用環境を確保すべき。ワイヤレス人材育成のためにも、電波監視を強化すべきではないか。不法無線局などに対する対策がない改正には反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験制度が不法無線局開設者の言い逃れに使われてしまう懸念がある。都合の良いように解釈とならないよう、また、厳重な取り締まりを行うべき。 ・体験制度が導入されても、電波法第 80 条の通報が適切に扱われるようお願いしたい。 ・青少年らに教育・研究活動で活用できるクリーンな電波環境とは言い難く反対。 ・アマチュア衛星について、制度を明確にするならば違法局対策なども並行して進めるべき。 ・電波監理要員や資機材の大幅な増員増強とともに 24 時間 365 日の 144MHz 帯・430MHz 帯の監視、さらに司法警察職員の権限付与を通してこれらの徹底的な摘発を行い、電波環境の浄化をするべき。 	<p>アマチュア局等の違反運用等について申告等があった場合には、遠隔方位測定設備を用いた電波の監視、不法無線局探索車による現地での探査や関連の調査を通じ、個別の案件ごとに慎重に違反の事実を把握し、違法行為、違反運用の事実を確認した場合、規正用無線局による警告などの行政指導、行政処分又は告発を行うとともに概要を公表しております。</p> <p>違反行為等の防止策としては、アマチュア無線局等の適正な利用に向けて、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」を中心に広く一般の方にメディア等も活用した周知、広報を実施するとともに、過去に違法行為や違反運用の事実が確認された業界団体等とも連携し、周知、広報を実施しております。</p> <p>特に今年度は、アマチュア無線を使用する上でのルールを周知する動画を新たに公開したことに加え、アマチュア無線を仕事に使うことはできないことについて、全てのアマチュア局免許人に対して個別に周知しております。</p> <p>引き続き、不法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、電波の適正な利用環境を確保できるよう、取締り、周知等の取組を適切に実施してまいります。</p>	無
6	<p>○ライトユーザーがアマチュア無線の業務使用をしないよう、無線局免許状に注意書きを記すべきではないか。</p>	<p>本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
7	<p>○販売店やネット販売について、無線従事者資格の操作範囲を超える無線機の販売が行われないよう、指導すべき。無線従事者資格を確認した上で販売する等すべき。</p>	<p>本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
8	<p>○アマチュア無線に限らず無線従事者免許証(マイナンバーカードとの一体化)や無線局免許状を電子化して、物理的な発行手続を不要とすべきではないか。</p>	<p>本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>〔補足〕無線局免許状の電子化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年1月に予定されている総合無線局監理システムの更改において、書面による免許状の交付を電子化(電子申請により手続を行った者が対象)し、デジタル免許状の交付を選択可能とする予定です。これにより申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図ってまいります。 	無
9	<p>○電子化した免許状を発行するとともに、紙の免許状を希望する免許人に対し一括表示記号を表示した新たな免許状を施行日に交付すべき。</p>	<p>無線局免許状の電子化については、上記の「〔補足〕無線局免許状の電子化について」のとおりであり、紙の免許状又はデジタル免許状のいずれかの選択を可能とする予定です。</p>	無

		<p>なお、施行日後となりますが、周波数等の変更手続を行うことにより、新たな免許状を交付することは可能です。</p>	
10	<p>○申請書等に電子メールアドレスを記載する必要があるのか。無線局免許状の電子化といった用途に今後活用されるのか。</p>	<p>申請者に連絡を取るために必要なものです。無線局免許状の電子化での活用については、検討中です。</p>	無
11	<p>○さらなる無線局免許制度の簡素合理化を進められたい。(いわゆるアマチュア局の包括免許について、適合表示無線設備を使用する場合は届出不要とすることについて、アマチュア局の保証制度の緩和について、自作機や海外製無線機について 等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自作の無線設備、海外から輸入した無線設備についても免許手続の簡素合理化をすべき。 ・ワイヤレス人材育成のためには送信機を作っすぐに試すことが出来る環境も必要。一定の空中線電力以下の送信機について、技適やアマチュア局の保証を受けずに届出のみで使用できるようにすべき。 ・第一級アマチュア無線技士の開設する移動しない局(1AF)について、変更検査を廃止すべき。200Wを超えるリニアアンプの設置、取替、増設、撤去については届出とすべき。 ・無線機の操作者と無線機を紐づけして管理するのは、不必要かつ無意味ではないか。 ・ワイヤレス人材の育成には、送信機自作が非常に有効であり、適合表示無線設備以外についても簡素合理化を進めるべき。 ・アドバイザーボードに提案されたJARLの意見にあった、上級資格や低電力での無線機器の検査免除がいつの間になくなっており、検討に値しない。 	<p>今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、既に、アマチュア局については他の無線局に比べると簡素化された制度となっているところですが、アマチュア無線を取り巻く我が国の社会環境や電波利用状況等の変化、無線機器の市場・技術動向等の変化等、さらには電波法の目的等も踏まえ、日本のアマチュア無線に適した制度となるよう、制度の適正化については、引き続き、適宜、適切に検討を行ってまいります。</p> <p>なお、提言書において、以下の考え方が示されたところであり、<u>全ての電波利用者に関わる課題として、引き続き、慎重に検討していく必要があると考えます。</u></p> <p>○提言書(P.4)4. アマチュア無線局免許制度の簡素合理化〔無線従事者免許と無線局免許の一体化〕</p> <p>無線従事者資格には有効期限がなく終身免許(生涯有効)となっている一方で、周波数の再配分を迅速に行う必要から免許の有効期間は5年以内となっており、両免許を一体とすることはできないが、両免許を一体的に運用する方法の一つとして両免許の同時申請ができるようにすることが適切である。同時申請が可能となることにより、無線従事者免許申請、無線局免許申請及び無線機器の購入を同時期に行うことができるようになり、アマチュア無線関係者による初心者へのサービスの充実も期待される。</p> <p>○提言書(P.4~P.5)4. アマチュア無線局免許制度の簡素合理化〔考え方〕</p> <p>無線設備の把握を行わず無線設備の検査等を不要とすべきとの意見について、本アドバイザーボードは、<u>国民の生命や生活に多大な影響が生じる可能性など以下の懸念があり、産業界など他の電波利用者や国民からの理解が得られていないと考える。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適格な者により無線設備が技術基準に合致すること等を確認しない場合、放送の受信、携帯電話・スマートフォン、ドローンや自動運転車などを始め、航空関係、医療機関、工場や工事現場等の国民の生命や生活に関わる無線局に有害な混信等を与え、社会 	無

		<p>的に影響を生じる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> アマチュア無線局のように比較的大電力の無線局は、放送の受信、及び携帯電話・スマートフォン、消防、防災、列車無線といった重要無線通信など、他の無線局に有害な混信等を与えやすく、国民の人命の保護や社会生活に影響を生じる可能性が強く懸念される。 国が無線設備の把握を行わない場合、検査等により電波法の要件に合致することを確認することや技術基準適合証明等において技術基準不適合機器があった場合の把握が困難となり、電波利用環境の確保が困難になると考えられる。 <p>日本のアマチュア無線制度は、携帯電話・スマートフォンや無線LAN など様々な小電力の IoT 無線機器の利用が飛躍的に拡大する Society5.0 の到来という世の中の流れを踏まえると、電波利用環境確保の上で、今後とも必要な制度と考えられる。</p>	
12	○技術基準を満たすことが確実な無線機の組立キットに対する技術基準適合証明等の制度化をすべきではないか。	<p>本意見募集の対象外となりますが、次のとおり対応は困難と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術基準適合証明制度は、登録証明機関が個々の無線設備ごとに試験を行い、技術基準への適合性を審査し証明するものであり、また、工事設計認証制度は、登録証明機関が工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法（※）を含む。）について技術基準への適合性を審査するとともに、認証取扱業者においても取り扱う特定無線設備が工事設計に合致することを認証を受けた方法に基づき確認することにより、技術基準への適合性を確保するものです。 <p>※確認の方法とは、認証取扱業者において規程文書として整備された検査の方法、測定器等の管理、組織の管理体制等。</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線機の組立キットは、利用者が不適切な組立等を行うことにより工事設計に合致しない無線設備が製造等される事態が生じることも想定され、認証を受けた方法に基づき工事設計に合致していることの確認が行われない組み立てられた無線設備は、最終的な工事設計への合致を確保できないことから、技術基準への適合性が確保されたものとは認められないものです。 	無
13	○アマチュア局の申請者や免許人が自ら無線設備を確認するような技術基準適合自己確認制度を導入できないか。	<p>本意見募集の対象外となりますが、次のとおり対応は困難と考えます。</p> <p>技術基準に不適合な機器が、重要無線通信※などの他の無線局</p>	無

		<p>に混信妨害を与えた場合には、他の無線局の運用を著しく阻害するような影響を与えることにより、混信を受ける無線局がその開設の目的を達成することができないか、またはそれが著しく困難な状態に置かれるおそれがあります。</p> <p>工事設計や無線設備が技術基準に適合していることについては、第三者が確認することが基本であり、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれの少ないものに、その対象範囲を限って技術基準適合自己確認制度を導入しています。</p> <p>アマチュア局は、比較的大きな空中線電力であること、隣接する周波数等で船舶・航空など重要な無線局が存在すること及び無数の通信方式があること等から、仮に、技術基準に不適合な状況が無線設備に発生した場合には、他の無線局への混信等妨害の影響が極めて大きいものと考えます。したがって、アマチュア局の無線設備について、技術基準適合自己確認制度の対象設備とすることについては適当ではないと考えます。</p> <p>また、自己確認制度は、自己責任が基本であり、工事設計の技術基準適合性を確認し、それに合致した無線設備を製造することが求められるため、無線設備の技術基準適合性を設計や製造、品質検査等を通じて確保することが可能な者である必要があります。このため、無線設備の製造又は輸入を「業」として反復継続的に行う輸入業者又は製造業者に、その対象を限って技術基準適合自己確認制度を導入しています。</p> <p>アマチュア局は個人が開設する無線局であり、アマチュア局の申請者や免許人は工事設計や無線設備の技術基準適合性を設計や製造、品質検査等を通じて確保することが困難と考えます。したがって、アマチュア局の申請者や免許人が自己確認を行うことは、適当ではないと考えます。</p> <p>※重要無線通信：電気通信業務、放送の業務、人命若しくは財産の保護又は治安の維持、気象業務、電気事業、鉄道事業関係の無線通信</p>	
14	○アマチュア局の保証制度について、保証書を添付することで送信機の譲渡先では再度保証を受ける必要がないようにすべき。	<p>本意見募集の対象外となりますが、アマチュア局の保証制度は、単に保証の実施時に無線設備が技術基準に適合していることに対して保証が行われているだけでなく、無線設備の保守管理や技術</p>	無

		基準の維持等についても審査が行われ、保証実施者による事後の調査（実地調査を含む。）及び指導等によっても技術基準への適合性を担保する制度であることから、保証の出願者・アマチュア局免許人に対して保証を行うものであり、認めることはできません。	
15	○保証業者に対して、青少年に対するアマチュア局の保証の料金の大幅減免制度の導入などを国が強く指導すべき。	民間の定めるものであり、法令上の根拠なく指導はできません。	無
16	○スプリアス規制に合致しない無線機について基本保証を受けないと使用出来ないが、無線機の各個体を検査する訳でもないのであれば届出だけで使用できてよいのではないか。	本意見募集の対象外となりますが、アマチュア局の保証制度は、単に保証の実施時に無線設備が技術基準に適合していることに対して保証が行われているだけでなく、無線設備の保守管理や技術基準の維持等についても審査が行われ、保証実施者による事後の調査（実地調査を含む。）及び指導等によっても技術基準への適合性を担保する制度です。 国又は登録検査等事業者による検査等によることもできます。	無
17	○電波法施行規則第10条の2「空中線の工事設計」について、移動しない局を開局する場合、若しくは変更する場合に於いて、空中線の型式の届出が不要となる認識で良いか。	ご意見の対象の条文等が不明のため、回答を控えさせていただきます。 なお、移動しない局の送信空中線の型式は、電力が比較的大きく固定的に運用されるものであり、他の無線局への影響が大きいことから、電波監理上、送信空中線の型式を把握する必要があると考えております。	無
18	○短期訪問者を対象とする相互運用を規定した欧州郵便電気通信主管庁会議勧告 T/R61-01 の適用について検討すべきではないか。	本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
19	○養成課程講習会を受講する際の受講料（国家試験受験料も同様）の負担軽減について、業務コストを削減、また、国としても支援措置を講ずるべき。第四級アマチュア無線技士取得者や女性の資格取得者に支援措置を講じていただきたい。大学生までの学生は電波利用料は無料とするべきです。	今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 なお、国家試験手数料をはじめとする電波法関係手数料等は、受益者負担の原則から「実費を勘案して政令で定める」（電波法第103条）こととしております。 また、電波利用料は「電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」（電波法第103条の2第4項）を、その受益者である無線局の免許人等に公平に分担していただくものとしております。	無
20	○アマチュア無線技士以外の資格の無線従事者へのアマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作の拡大をすべき。 ・第一級陸上無線技士の操作の範囲に属する操作を第四級アマチュア無線技士から第一級アマチュア無線技士にすべき。 ・特殊無線技士の操作の範囲に属する操作に第四級アマチュア無	第一級陸上無線技術士の試験においては、第三級アマチュア無線技士以上の法規の試験で問うているような国際条約等の知識やモールス符号に関する知識について確認がされていないため、第四級アマチュア無線技術士の操作の範囲に属する操作のみを行うことができるとしているものです。 補講等の措置その他の御意見については、今後の施策の検討に	無

	<p>線技士等を含めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一級陸上無線技士所有者に対し、電信や国際法規等、第一級アマチュア無線技士に必要な試験あるいは補講等の措置を行うことで、第一級アマチュア無線技士の資格を認めるべき。 ・総合通信士以外のプロ資格でも上級アマチュア無線技士として活動できるようにすべき。 	<p>当たつての参考とさせていただきます。</p>	
21	<p>○一定の教員免許を有している人に、申請により第四級アマチュア無線技士の無線従事者免許を付与する制度を導入すべき。</p>	<p>本意見募集の対象外となりますが、無線局を良好に運用するためには無線設備の操作に関する専門的知識と技能が必要であり、混信を予防して電波の有効利用を図り、遭難及び安全に関する無線通信を確実に実施し人命と財産の安全の確保をするため、無線設備を操作する者に対し一定の知識と技能を要求する「資格主義」を採用しているため、現在電波法に掲げた方法以外で無線従事者免許を認めるのは適当でないと考えます。</p>	無
22	<p>○アマチュア無線を人材育成に利用すべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア無線は商業的なワイヤレス人材を育成するために存在している訳ではない。 ・人材の確保や育成は国と民間企業が負担すべき責任であり趣味でアマチュア無線業務を行う一個人にさせるものではない。 ・現在のワイヤレス技術はアナログ高周波技術ではなく、ソフトウェア無線により実現されており、人材をアマチュア無線に求めることには無理がある。 ・人材育成をどのように進めるのか、数値目標はあるのか、定めるべき。 	<p>アマチュア無線や電波に興味・関心を持つ「きっかけ」をつくることは、科学技術やワイヤレス技術に対する理解と関心を深め、ワイヤレス人材育成の裾野を広げることにつながるため、アマチュア無線や電波の楽しさ・大切さ・使う責任を知る・学ぶ体験機会を拡大することが適当と考えます。(提言書も御確認ください。)</p> <p>アマチュア無線は、これまで多くの方が科学技術や無線技術への興味・関心を持つ「きっかけ」になったものと考えており、趣味の一つとして多くの方にも知られています。先達である多くのアマチュア無線局免許人のサポートにより、継続的な人材育成にご貢献いただけるものと考えております。</p> <p>その他の御意見等については、今後の施策の検討に当たつての参考とさせていただきます。</p>	無
23	<p>○アマチュア局での FPV デジタル通信を認めていただきたい。</p>	<p>電波法令及び電波法関係審査基準に適合するものは、認められております。</p>	無
24	<p>○常置場所以外であっても実質的に常置場所と同等に送信機が維持される場合は、指定周波数 1, 280MHz の空中線電力上限を 10W とすべき。</p>	<p>今後の施策の検討に当たつての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、アマチュア局にあっては、設置場所及び常置場所は住所で記載いただいておりますが、住所が異なった場合は同様の環境や場所であるということを容易に把握することが困難となるものと考えております。</p>	無
25	<p>○その他の御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請で同時申請を行う際、申請者の住所・氏名・無線従事者資格等を重複入力しなくてすむよう、利用者が使いやすいシステムと 	<p>今後の施策の検討に当たつての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本意見募集の対象となる御意見については十分に考慮し</p>	無

	<p>すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者免許証発行時に電子申請の ID とパスを発行することが必要と考えます。 ・将来の一層の改善検討の契機として、一定期間後に改正の状況を確認することを付け加えてはどうか。 ・情報収集により手続き迅速化はできないか。 ・ライトユーザーとヘビーユーザーを分けることには反対。・過去に意見募集に意見を提出しましたが、結果ありきの募集と思われ意見が反映されず残念です。是非、意見をお汲み取り反映していただきたい。 ・局種別審査基準の簡略化をはかっていただきたい。 	<p>て、適宜、適切に反映させていただいております。(「■提出意見による改正案の修正」参照。)</p> <p>本改正案は、審査基準の簡素合理化を図ったものですが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
26	<p>○その他の御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3.5MHz 帯で中抜けとなっている周波数をアマチュア業務に割り当てるべき。 ・新たな非常通信の方法、新たな符号方式、本人確認ができる場合の暗号通信を認めるべき。 ・「希望（バニティ）コールサイン制度」を導入すべき。 ・無線従事者資格の試験問題について、計算問題を不要とするなど簡易なものとしていただきたい。 ・青少年の電波利用料を無料にし、社会人の電波利用料を高額にすべき。 ・スプリアス規定を緩和していただきたい。 ・ドローン発展のため、プロ・アマの垣根のない電波監理とすべき。 ・免許不要局（27MHz 市民ラジオ、特定小電力無線等）もワイヤレス人材育成に有用であることから、引き続き利用できるようにしていただきたい。 ・無線設備の開発・設計・保守の技術能力を有するアマチュア人材に検査省略となる制度を創設すべき。 ・国際緊急援助隊の活動で利用できる「世界共通形式のコールサイン」、「国際共通の免許状」などの制度を確立すべき。 ・電波法は数々の改訂を経て理解不能となっている。改正を望む。 ・国際宇宙ステーションとの際立つ交信 ・新規・上位のアマチュア無線技士資格取得者の拡大に向けて試験の見直しを引続き検討すべき。(例えば、他資格取得者/他資格取得時の試験科目免除の拡大、モールス符号の試験の見直し、等) 	<p>本意見募集の対象外となりますが、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

<ul style="list-style-type: none"> ・ 第四級アマチュア無線技士資格の試験科目のハードルを下げて合格しやすくしてはどうか。 ・ アマチュア無線技士の試験からモールス符号の知識を問う問題を廃止すべき。 ・ 実際のアマチュア無線運用に必要な問題を試験に出題(バンドプラン、運用方法など)すべき。 ・ 学校法人への社団局の開設推進など、電波利用料財源による若者が無料で開局し機材の貸与や学校とは別に専門教育を受けられる新制度「ワイヤレス人材育成促進制度」の設立をすべき。 ・ 第三級陸上特殊無線技士ないしそれ以上の従事者免許で、アマチュアの28MHz帯以上の無線設備を扱えるようすべき。 ・ 保証業者や第四級アマチュア無線技士養成講習会に、新規参入を図り、アマチュア無線市場の活性化に繋げるべき。 ・ 外国からの来訪者に自国の免許に基づいた運用を認めるべきではないか。 ・ より一層の改革が必要。電波法改正により紙による無線局免許状の交付を廃止して無線局情報検索の内容を無線局免許状同様の正本とするべき。 ・ 電子申請・届出システム(Lite)で、自局の工事設計、電波型式、周波数、空中線電力が確認できるようにしていただきたい。 ・ 現在の煩雑な制度が、日本のアマチュア無線界が世界をリードできない原因の一つ。 ・ アマチュア無線に割り当てられた周波数の共用は仕方がないと思う。 ・ 先の改正で追記された「社会貢献」の部分は削除をして欲しい。 ・ さまざまな項目を盛り合わせて賛成を導くような手法には賛成できない。 ・ 大学および高等専門学校等において無償もしくは安価に試験および認証ができる環境の構築。 ・ 回路やキットの申請者が無償もしくは褒賞金がある形で認定を受け、試験合格した場合、キットに同一の届出番号を付与。 		
---	--	--

■提出意見による改正案の修正

提出された御意見	改正案の修正箇所（修正案）
<p>○電波法施行規則等の一部を改正する省令</p> <p>・免許手続規則第5条の改正を行う場合には、あわせて無線従事者選解任届についても整備が必要ではないか。</p>	<p>・御意見等を踏まえて以下のとおり修正します。</p> <p>○電波法施行規則 別表第三号 無線従事者選解任届の様式（第34条の4関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） [様式 略] [注1～4 略]</p> <p>5 社団のアマチュア局にあつては、この様式にかかわらず、適宜の用紙に無線従事者の氏名、無線従事者免許証の番号（第34条の8に規定する外国政府が付与する資格を有する者については、その資格名）を記載して届け出ることができる。<u>ただし、公益社団法人その他これに準ずるものであつて、総務大臣が認めるものは、当該事項のうち総務大臣が認めるものの記載を省略することができる。</u></p>
<p>○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件（昭和51年郵政省告示第87号）の一部を改正する件</p> <p>・[2～8略]・[2～8 同左]は誤りで、それぞれ[2～9 略]・[2～9 同左]ではないか。</p>	<p>・御意見のとおりであり、修正いたします。</p>
<p>○電波法施行規則の規定により許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を定める件【新規制定】</p> <p>・「3 空中線電力20ワット以下の送信機の部品に係る工事設計」の項「適用の条件」の欄について、改正案では「無線設備の電気的特性に変更を来さないときに限る。」が追加されており、20ワット以下の場合「4 送信機の部品に係る工事設計（1の項から3の項までに掲げるものを除く。）」の項にも該当しないことから不合理ではないか。</p>	<p>・御意見等を踏まえて以下のとおり修正します。</p> <p>（「4 送信機の部品に係る工事設計（1の項から3の項までに掲げるものを除く。）」の項「適用の条件」の欄） 当該部品について改める場合又はこれを追加する場合であつて、次のいずれかに該当するときに限る。</p> <p>1 <u>【※】200ワット以下の送信機の部品の工事設計であつて、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行った法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けたとき</u> 2 （略） <u>※「空中線電力が20ワットを超え」を削除します。</u></p>

<p>○アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件【新規制定】</p>	
<p>・改正案中、備考6、注10及び注15の内容については整理が必要と思われるので、誤解を生じないようにすべきではないか。</p>	<p>・御意見等を踏まえて、分かりやすさの観点で以下のとおり修正します。 (備考6は修正なし。)</p> <p>備考6 144MHzを超え440MHz以下の周波数の電波は、別に注で定める場合を除き、公衆網に接続して音声(これに付随するデータを含む。)の伝送を行う通信(インターネットを利用して遠隔操作を行い通信する場合を除く。)に使用することはできない。</p> <p>注10 この周波数の電波は、直接印刷無線電波及びデータ伝送(音声とデータを復号した通信及び画像の伝送を除く。)<u>【及び公衆網に接続して音声(これに付随するデータを含む。)の伝送】※を行う通信【(インターネットを利用して遠隔操作を行い通信する場合を除く。)]</u>※に使用することはできない。</p> <p>注15 備考6の規定にかかわらず、この周波数の電波は、公衆網に接続して音声(これに付随するデータを含む。)の伝送<u>【(インターネットを利用して遠隔操作を行い通信する場合を除く。)]</u>※を行う通信に使用することができる。</p> <p>※【】部分を削除します。</p>
<p>・改正案中、注3については、改正案は当該範囲は国際宇宙基地との交信に限られ、CWやSSB等には一切用いることができなくなるように読める。</p>	<p>・御意見等を踏まえて、分かりやすさの観点で以下のとおり修正します。</p> <p>注3 この電波は、その占有周波数帯域幅が3kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯域幅が6kHz以下の場合に限り使用することができるものとし、また、144.3MHzから144.5MHzまでの周波数の電波で国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行う場合については、その占有周波数帯幅が40kHz以下のときに限り使用することができるものとする。</p>
<p>○アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件【新規制定】</p>	
<p>・「電波の型式」「A1A」の「備考欄」の注1の削除のご検討をお願いいたします。135kHz帯及び475kHz帯の無線設備はメーカー製無線がないため、アマチュア無線家の多くは、この周波数帯の無線設備を自作するために、他の周波数帯同様に占有周波数帯幅の許容値はこれまでどおりに500Hzとすべきではないか。</p>	<p>・御意見等を踏まえて修正します。</p> <p>・「占有周波数帯幅の許容値の表」の「電波の型式」の欄、「A1A」の項の備考欄の「注1」を削除します。</p>
<p>○電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第67号)の一部を改正する訓令・電波法関係審査基準別紙1・第15アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)</p>	

<p>● 1 個人が開設するアマチュア局(2)</p> <p>・これまで同様に、機器の製造等の関係から資格の操作範囲外の周波数の除去が困難と認められるものについては、当該操作範囲を超える周波数及び電波型式も認めることができるようにすべきではないか。</p>	<p>・御意見等を踏まえて以下のとおり修正します。</p> <p>1 個人が開設するアマチュア局</p> <p>(2) 無線設備の発射可能な電波の型式及び周波数は、無線従事者資格の操作範囲内であるとともに、申請事項の電波の型式及び希望する周波数の全部又は一部を含むものであること。<u>ただし、機器の製造等の関係から無線従事者資格の操作範囲外の電波の型式又は周波数の除去が困難と認められるものについては、適切な措置を執ることができるものに限り、当該操作範囲を超えるものも認めることができる。</u></p>
<p>● 2 社団が開設するアマチュア局(4)</p> <p>・免許手続規則第5条の改正を行う場合には、あわせて無線従事者選解任届についても整備が必要ではないか。</p>	<p>・御意見等を踏まえて以下のとおり修正します。</p> <p>2 社団が開設するアマチュア局</p> <p>(4) 施行規則第43条第4項、同規則別表第三号の表注5及び免許規則第5条第2項の規定に基づき総務大臣が認めるものは、一般社団法人日本アマチュア無線連盟とする。</p> <p><u>また、施行規則別表第三号の表注5の規定に基づき総務大臣が認めるものの記載は、無線従事者免許証の番号の記載に代えて当該無線従事者が開設するアマチュア局の呼出符号を記載した書類を提出することにより省略することができるものとする。</u></p> <p>(以下略)</p>
<p>● 8 受信装置</p> <p>・自局が発射可能な周波数すべてが受信可能であることも明確にする必要があるのではないか。</p>	<p>・御意見等を踏まえて以下のとおり修正します。</p> <p>8 受信装置</p> <p>受信可能な周波数の範囲は、<u>発射可能な周波数の全部を含むものであること。</u></p>
<p>● 13 電波の強度に対する安全施設</p> <p>・「施行規則別表第2号の3の2」は誤りで「施行規則別表第2号の3の3」ではないか。</p>	<p>・御意見のとおりであり、修正いたします。</p>
<p>● 20 行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局</p> <p>・青少年へのアマチュア無線普及・促進の観点から、大学などの学校が主催する行事等においても、その行事等を記念した特別コールサインのアマチュア局を円滑に開設し運用することができるように明確にすべきではないか。</p> <p>・大学等の社団局が記念局を開設する場合、国立大学の場合は本改正により明確になりますが、私立大学の場合は学校法人がこの中に明示的に含まれていないため、学校法人も明示的に含める必要がある。</p>	<p>・御意見等を踏まえて以下のとおり修正します。</p> <p>20 行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局</p> <p>(1) 行事等は、次に掲げるものであること。また、当該行事等の主催者、後援をする者又は協賛等をする者は、それぞれ当該行事等を主催、後援、協賛等するものとして適切なものであること。</p> <p>ア 国、独立行政法人、地方公共団体（教育委員会を含む。）、連盟、公益社団法人若しくは公益財団法人又はその他これらに準ずると総務大臣又は総合通信局長が認めるものが、主催、後援、協賛等をしているもの</p> <p>イ 学校教育法第1条の学校が、当該学校の行事として主催等しているもの</p>

<p>・「当該行事等の主催者は、当該行事等を主催するものとして適切なものであること。」とありますが、主催者に限らず、後援、協賛等についても同様に適切なものである必要があるのではないかと。</p>	<p><u>の。ただし、本規定によるアマチュア局の運用は、当該アマチュア局の構成員のうち当該学校の児童、生徒及び学生並びに教職員（施行規則第34条の10に基づくアマチュア無線の体験運用の体験運用者にあつては、当該学校及び当該学校以外の児童、生徒及び学生並びに教職員を含む。）に限る。</u></p>
<p>○電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令・別紙3無線従事者関係審査基準</p>	
<p>・「2 無線従事者養成課程」(7)中の「管理者責任」は誤りで「管理責任者」ではないか。</p>	<p>・御意見のとおりであり、修正いたします。</p>

※上記のほか、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行います。

令和5年2月8日

日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する
総務大臣の意見について
(令和5年2月8日 諮問第3号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(植村課長補佐、行徳係長)

電話：03-5253-5777

(案)

日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法（昭和25年法律第132号）で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、時代の要請に応じたスリムで強靱な組織となることを目指し、変更後の「NHK経営計画（2021－2023年度）」（以下「中期経営計画」という。）に基づいて、徹底的な改革を行うことが求められている。

協会の令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画については、変更後の中期経営計画に基づいて令和5年10月以降、地上契約と衛星契約の双方において現行の受信料額から1割引き下げの値下げを盛り込み、視聴者への還元を行う点では評価ができる。その結果、事業収支差金が280億円の赤字となるため、事業支出の計画額に不足する収入分として財政安定のための繰越金280億円が充当されることとなっている。

予算の執行に当たっては、公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる。

また、令和5年度には、還元目的積立金制度が新たに施行されることから、事業収支差金や資本収支差金の黒字が法令の趣旨に沿って国民・視聴者に還元されるよう、経営委員会によるガバナンスの下で、適切に予算を執行することが改めて求められる。

さらに、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、上述の公共放送の担い手としての社会的使命を果たしつつ、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」を一体的に改革することに不断に取り組むことが求められる。

特に以下の点について配意すべきである。

1 国内放送番組の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 令和3年12月26日に放送したBS1スペシャル「河瀬直美が見つめた東京五輪」において、自らの番組基準に抵触する放送が行われた件については、再発防止に向けた取組を徹底することが求められる。今後、定期的に、本件に関連する法令等の遵守状況や再発防止策の取組状況を取りまとめた上で公表することが求められる。
- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細かな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段として

ラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。

- 少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、そうしたコンテンツの国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送などの一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。
- 新4K8K衛星放送については、普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。
- 新型コロナウイルスの感染拡大への対応については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に係る議論など最近の動向を踏まえつつ、令和2年3月に協会が自ら公表した行動指針等に基づき、感染防止対策を徹底しながら事業を継続し、引き続き国民・視聴者への正確かつ迅速な情報の提供や国内の正しい情報を世界へ発信すること等に努めること。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化等

- ロシアによるウクライナ侵攻などの国際情勢を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化や放送番組の海外事業者への適正な提供を図ること。
- 「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実を図ること。
- 海外への情報発信に当たっては、世界各地のニーズや視聴実態等を検証した上で定めた具体的指標を踏まえ、海外事業者との連携やインターネット配信の活用等により、総合的な発信の強化に努めること。
- 国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すこと。

3 インターネット活用業務の適切な実施及び関係者間連携等

- インターネット活用業務については、引き続き、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、令和4年12月に認可した実施基準に基づき、適正な規模の下で節度をもって事業を運営すること。インターネット活用業務の実施により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう適切に公表すること。
- インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。
- 地方向け放送番組の配信について、効率的な配信方法の検討・検証を踏まえて具体的な計画を明らかにし、当該配信の充実に努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めること。
- インターネットを通じたコンテンツ視聴の拡大など、国民・視聴者の視聴スタイルが急速に変化する中、時代の要請に応じていくための改革に取り組む観点から、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについて、令和4年4月から同年5月までの間にかけて実施した第1期社会実証の結果も踏まえ、更に議論を深めていくこと。

4 経営改革の推進

- 変更後の中期経営計画で具体化された衛星波の削減については、令和5年度末の停波に向けて、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うとともに、存続する衛星波の在り方についても、視聴者や番組制作事業者の意見を踏まえて、早期に具体的な計画をまとめること。
- 音声波の整理・削減については、中期経営計画に基づく削減時期・方法を具体化するよう検討を進めること。
- 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」（令和4年10月改定）等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるよう努めること。
- 子会社等の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、令和4年12月に設立した「株式会社NHKメディアホールディングス」の傘下にある子会社の業務効率化の効果について随時検証を行い、その効果も見極めつつ他の子会社の業務の集約・効率化についても不断の検討を行うこと。また、令和5年4月に「NHK財団」に統合される関連公益法人等についてもその統合効果について随時検証を行い、必要な見直しを行うこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めること。特に、子会社等との契約において高止まりしている「随意契約比率」を引き下げることを含め、より競争性が高く、透明な手続きによる調達の実現についても一層の取組を進めること。なお、外部制作事業者の活用にあたっては、「放送コンテンツの製作取引適正

化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月公表)に従って、適正な製作取引の確保に努めること。

- 受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を保持するため、引き続き、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組み、不祥事の根絶に努めるとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底すること。
- 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられたことを受けて、業務の体制や進め方、勤務制度の見直しを行っていたにもかかわらず、令和元年10月に管理職の職員が亡くなり再び労災認定を受ける事態となったことを重く受け止め、これまでの健康確保の施策を再点検した上で、再発防止を徹底すること。また、平成29年12月に協会が自ら定めた「NHKグループ働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。
- 女性職員の採用及び役員(経営委員を除く)・管理職への登用を積極的に拡大すること。また、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」(令和3年3月)に記載した目標の達成に向けた取組を確実に実施し、また、これに加え、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
- 協会と民間放送の二元体制の下で、地域においても、多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、放送ネットワークの維持・管理に関する民間放送事業者との連携・協力について、放送法で定められた、難視聴解消に関する民間放送事業者の取組に対する協力の努力義務規定を踏まえて、一層積極的に実施していくこと。

5 受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等

- 令和5年度は、受信料の引下げが行われるとともに、支払率が79%になることが見込まれているところ、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けて、未契約者及び未払者対策について現状分析と課題の整理を十分に行った上で、民事手続の適切な活用などにより、一層着実に実施することが求められる。
- 営業経費については、引き続き見直しを実施していくこと。また、訪問によらない営業への転換に伴う、契約件数への影響、受信料収入に占める営業経費の割合など財政面に与える効果及び苦情等の受付件数など事業運営面に与える効果の検証を着実に実施するとともに、検証結果を踏まえた営業活動の一層の合理化・適正化に向けて不断の見直しを行うこと。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。

○ 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた意見等も踏まえ、引き続き、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制や案内方法などについて、不断に点検及び見直しを行うこと。

○ 受信契約の勧奨等のために、他者に送達を委託していた文書の一部に郵便法（昭和22年法律第165号）違反が認められた事案を踏まえ、未契約者等の対策として作成・送達している文書の内容、送達方法について、郵便法等の法令遵守を徹底し、再発防止に万全を期すこと。

6 大規模災害及びサイバーセキュリティに対応するための公共放送の機能の強靱化

○ 大規模災害が引き続き発生していることも踏まえ、引き続き、ニュースや番組の充実等を通じて、被災地の復旧・復興への取組を支援すること。

○ 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。

○ サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。

7 放送センターの建替及び公共放送の機能の地方分散等

○ 放送センターの建替については、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」という点に関し、その具体的な内容を早期に明らかにするとともに、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。

○ 新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、中期経営計画で示された「設備のシンプル化・集約化・クラウド化」による「保有設備の削減」を着実に実施するとともに、建設費の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に還元することが求められる。

○ 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、公共放送の機能の地方分散に取り組むこと。

令和5年2月8日

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに
表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案
(令和5年2月8日 諮問第4号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(本田課長補佐、勝畑係長)

電話：03-5253-5776

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案

1 諮問の概要

総務省では、令和3年11月から「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（座長：三友 仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）を開催し、本会合で令和4年8月に公表した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」において、マスメディア集中排除原則について、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、放送事業者の経営の選択肢を増やす観点から見直しを図るべきであるとされている。本件は、これを踏まえ、マスメディア集中排除原則の見直しを行うものである。

2 改正又は変更概要

※必要的諮問事項はゴシック体

- (1) 認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限（12都道府県まで）を撤廃する。【基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第9条第1号・第2号、第13条】
- (2) 放送対象地域の隣接・非隣接に関わらず、地上テレビジョン放送、ラジオ放送について、それぞれ9局（コミュニティ放送の場合は放送対象地域が9都道府県分）までの兼営・支配を可能とする。【基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第8条第1号～第3号、第12条】
- (3) (1)、(2)の省令改正に伴い不要となる規定を削除する。【基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第3条第1項第3号の規定により総務大臣が告示する地域を定める件、放送法関係審査基準第3条（9）】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定（公布日の施行を予定）。

4 意見募集の結果

本件に係る意見募集を令和4年12月23日(金)から令和5年1月26日(木)までの期間において実施したところ、20件の意見提出があった。

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)の概要

放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第91条 (基幹放送普及計画)

基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

(※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS放送 等
(東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等は含まれない)

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

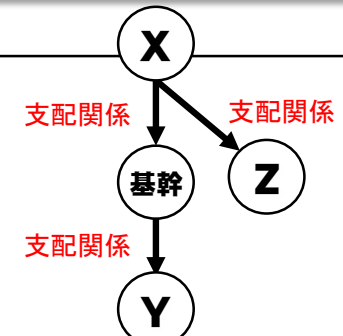
放送法 第2条32号及び第93条第1項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定

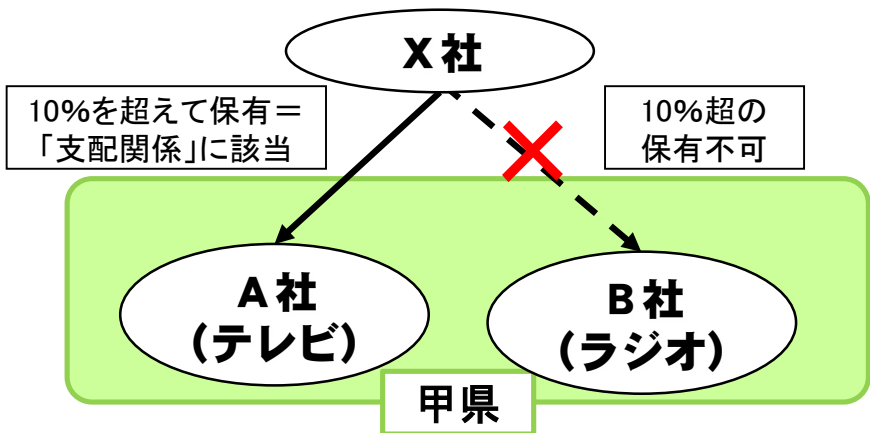
〈認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分〉 (放送法第93条第1項第5号)

基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

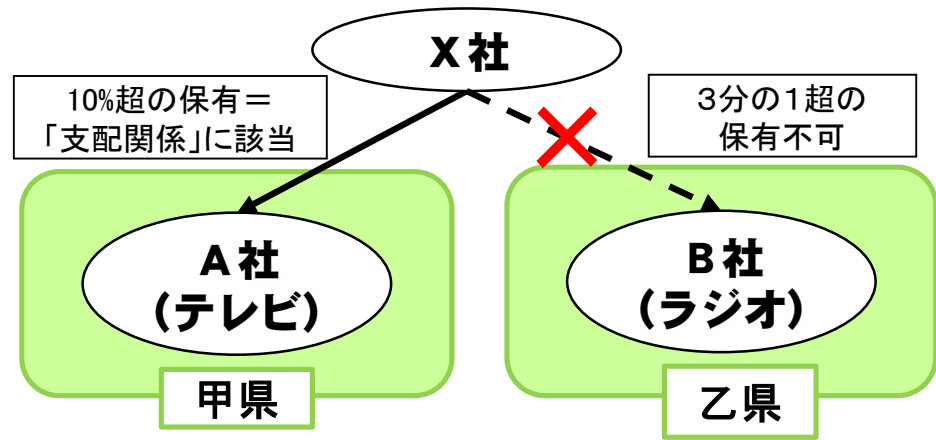
- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者 (X)
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者 (Y・Z)



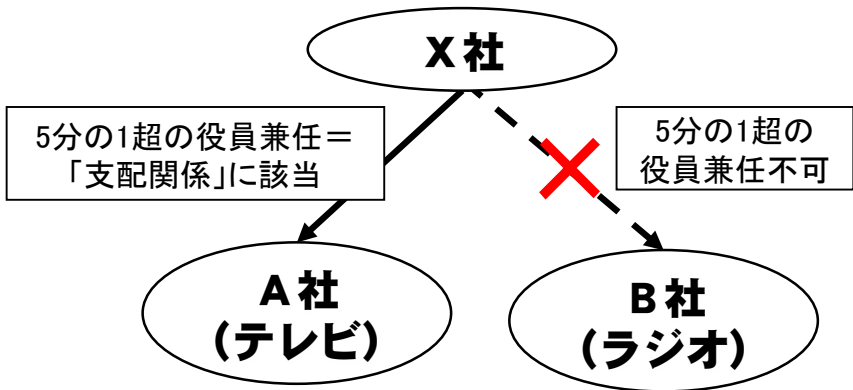
議決権保有による支配の例
(放送対象地域が重複する場合)



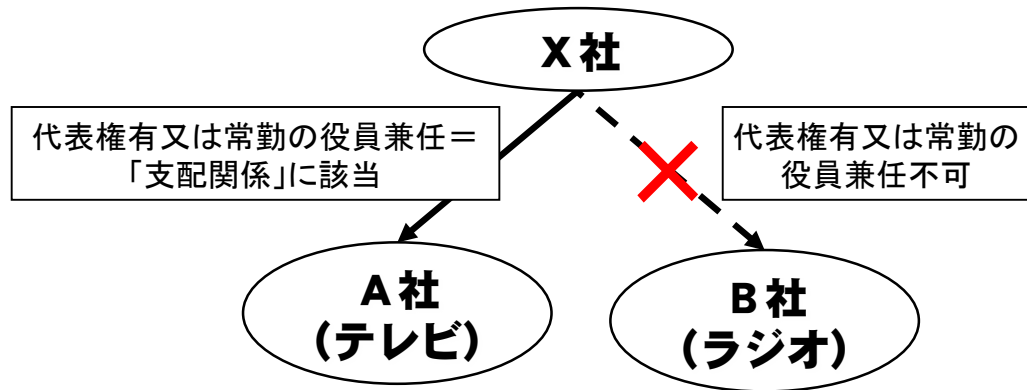
議決権保有による支配の例
(放送対象地域が重複しない場合)



役員兼任による支配の例
(役員兼任比率:5分の1超)

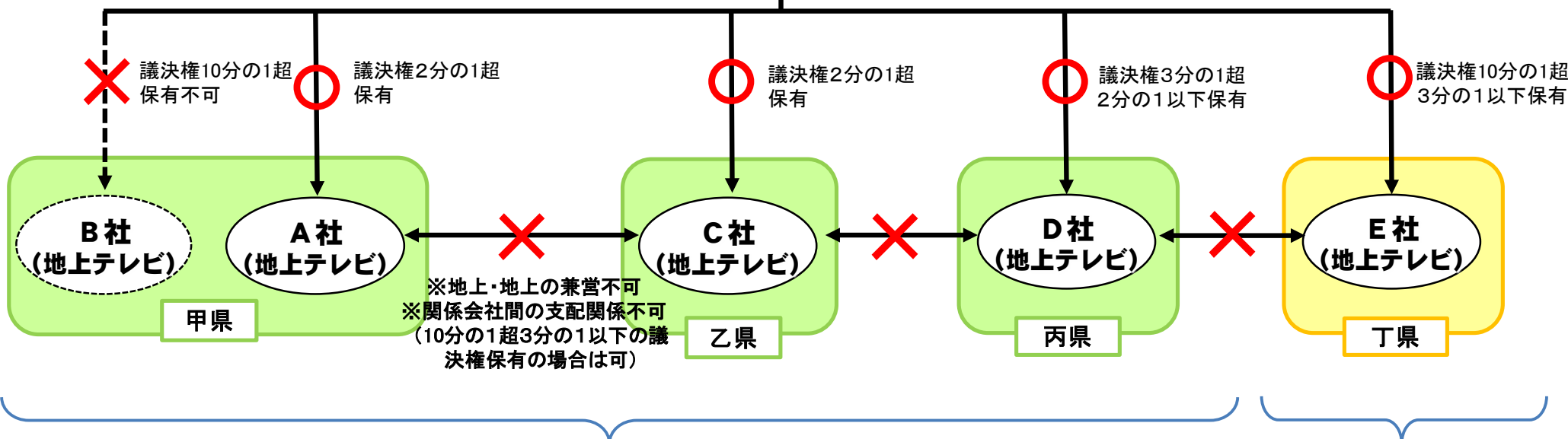


役員兼任による支配の例
(代表役員、常勤役員)の兼任)



- 認定放送持株会社制度は、総務大臣の認定を受けることにより、基幹放送事業について、持株会社によるグループ経営を可能とする制度であり、平成19年の放送法改正により創設。
- 認定放送持株会社制度を活用する場合は、マスメディア集中排除原則の特例として、複数の基幹放送事業者を傘下に置くことが可能。

認定放送持株会社



※12都道府県まで可(広域放送、県域放送の場合)

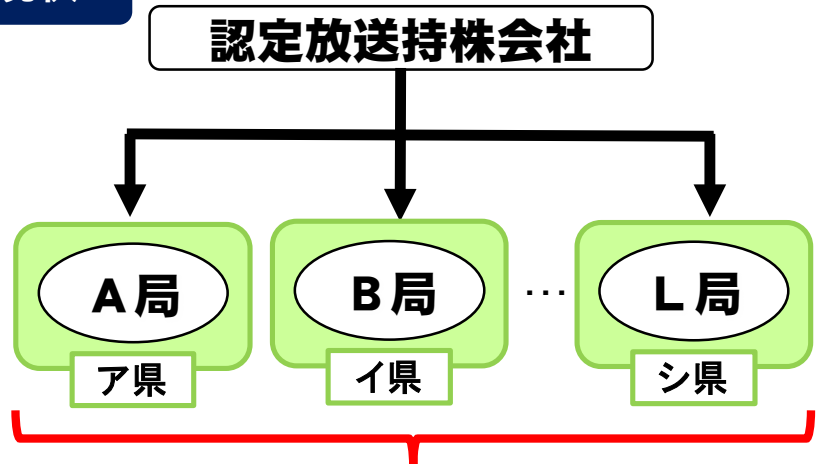
※12のカウントには含めない

検討会取りまとめにおける記載

認定放送持株会社制度が資本関係を通じたグループ経営を可能とするものである一方で、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、傘下の地上基幹放送事業者の地域制限(12都道府県まで)が設けられているが、資本関係と自社制作番組比率との間に関連性が特に認められないなど、大きな影響は見られていない。こうした制度の趣旨、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえると、地域制限を維持する必要性は認められない。

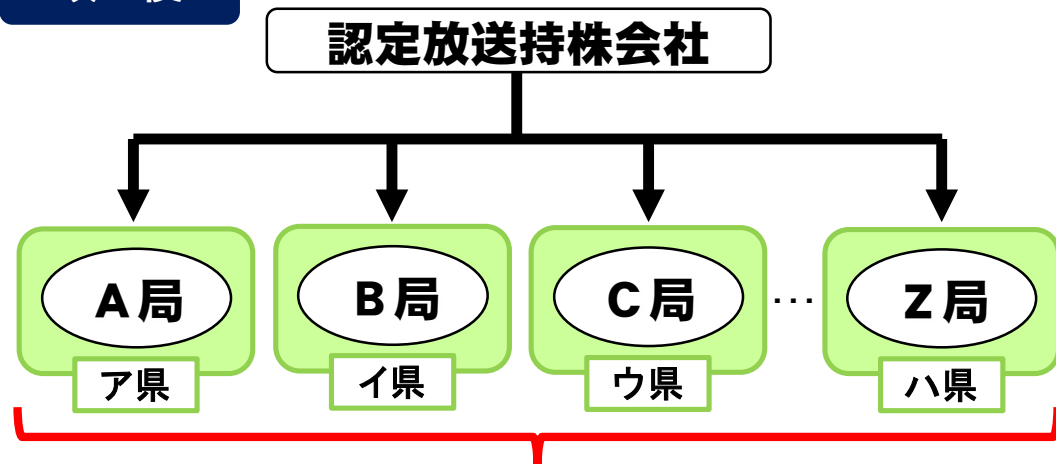
改正案概要

現状



12都道府県分まで

改正後



都道府県の数の制限無し

特定隣接地域特例の概要

- 同一メディア(テレビ又はラジオ(コミュニティ放送を除く。))について連携の対象となる全ての放送対象地域が特定隣接地域※に含まれる場合：

※ 2以上の放送対象地域(関東・中京・近畿広域圏を除く。)のうちの特定の1の放送対象地域に他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合における当該2以上の放送対象地域の集合

⇒ 兼営・支配可(1/3超の議決権保有が可能)

※ 地上デジ投資によりローカル局は経営基盤の強化が必要となることから、経営の選択肢を増やすため制度化(平成15年)

「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」(関東・中京・近畿広域圏を除く。)の例

【例1】



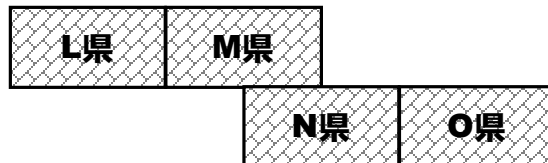
放送対象地域であるA～E県が上のような地理的な位置関係にある場合、B県に着目すると「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたることになる

【例2】



放送対象地域であるW～Z県が上図のような地理的な位置関係にある場合、Y県に着目すると「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたることになる

【参考】「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたらない例



放送対象地域であるL～O県が左図のような地理的な位置関係にある場合は、いずれの県に着目しても「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたらないことになる

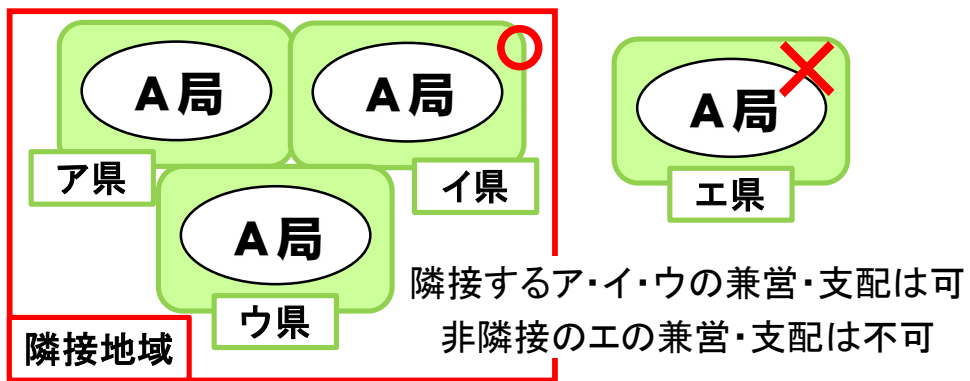
※ 「地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合」も兼営・支配が可能
 具体的な地域： 東北全県、九州全県、九州全県＋沖縄県

検討会取りまとめにおける記載

認定放送持株会社制度によらない場合でも経営の選択肢を増やす観点から、一定の制限の範囲内において、地上テレビジョン放送について隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とする特例を設けることが適当である。兼営・支配を可能とする一定の数の制限については特定隣接地域特例を参考とすることが考えられる。

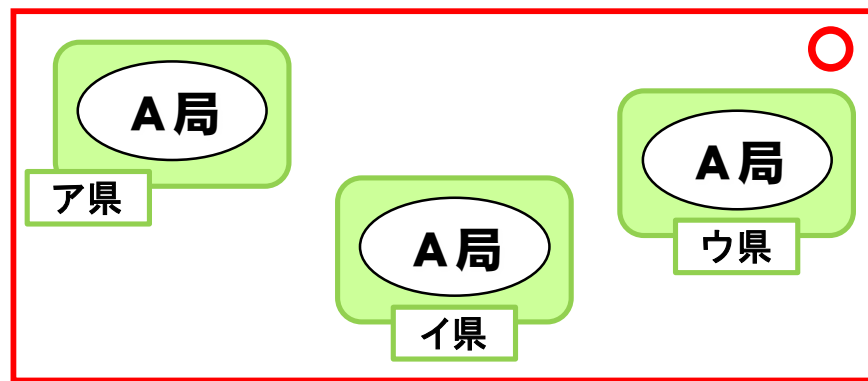
改正案概要

現状



放送対象地域が隣接している場合のみ
最大9局まで

改正後



放送対象地域が隣接しない場合でも
最大9局まで

第5章 デジタル時代における放送制度の在り方

1. マスメディア集中排除原則の見直し

(3) 今後の方向性

① 地上基幹放送関係

異なる放送対象地域について、特にローカル局の経営力の向上を図り、隣接県に限らない経営の連携が可能とする観点から、次のア及びイを措置すべきである。なお、制度見直し後も総務省において、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響について引き続き検証していくことが求められる。

ア 認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃

・認定放送持株会社制度が資本関係を通じたグループ経営を可能とするものである一方で、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、傘下の地上基幹放送事業者の地域制限(12都道府県まで)が設けられているが、資本関係と自社制作番組比率との間に関連性が特に認められないなど、大きな影響は見られていない。こうした制度の趣旨、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえると、地域制限を維持する必要性は認められない。

イ 地上基幹放送の異なる放送対象地域(認定放送持株会社制度によらない場合)に係る規制の特例の創設

・認定放送持株会社制度によらない場合でも経営の選択肢を増やす観点から、一定の制限の範囲内において、地上テレビジョン放送について隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とする特例を設けることが適当である。兼営・支配を可能とする一定の数の制限については特定隣接地域特例を参考とすることが考えられる。また併せて、ラジオ放送については、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえ、現行のラジオ4局特例を見直し、異なる放送対象地域について兼営・支配を可能とする数の制限を緩和することが適当である。

・なお、特定隣接地域特例については、現在、関東・中京・近畿の3つの広域圏はその対象から除かれているが、広域圏も対象とすべきかどうかについては、広域圏の影響力にも留意しつつ、検討・措置すべきである。

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果

- 意見募集期間 : 令和4年12月23日(金)から令和5年1月26日(木)まで
- 提出意見件数 : 20件(放送関係事業者等:19件、個人:1件)
- 意見提出者 :
 - 放送関係事業者等 【19件】 (意見提出順)
 - (株)エフエム東京、(株)ジャパンエフエムネットワーク、(株)テレビ朝日ホールディングス、北海道テレビ放送(株)、東海テレビ放送(株)、読賣テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、(株)フジ・メディア・ホールディングス、(株)フジテレビジョン、(株)福岡放送、中部日本放送(株)、(株)CBCテレビ、(一社)日本民間放送連盟、(株)テレビ大分、ひらたCATV(株)、(株)TBSテレビ、日本海テレビジョン放送(株)、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、(一社)日本コミュニティ放送協会
 - 個人 【1件】

No	提出された意見【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
全体的事項			
1	<p>○ 別紙概要の【改正事項1】 認定放送持株会社に関する特例の見直し について「関東広域圏の放送局と近畿広域圏の放送局は同一法人の傘下になることはできない」との条件付きで、改正案に賛成する。</p> <p>理由としては、基本的には改正の趣旨に賛同するが、二大人口密集地域である関東・近畿が一の法人の支配下に置かれるのは、放送の多様性の観点から問題があるため。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回の制度改革に当たっては、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において、認定放送持株会社等が保有する放送事業者の議決権比率と当該放送事業者の自社制作番組比率を分析し、認定放送持株会社等による議決権の保有が、放送の多様性・多元性・地域性に与える影響を検証した上で、認定放送持株会社が支配可能な放送事業者の地域数の制限を撤廃するものです。</p> <p>なお、本改正による効果や影響については、事後に検証することを想定しています。</p>	無
2	<p>○ ローカル局のもつ地域性に留意しつつ、経営の選択肢が増える事は賛成です。制限緩和に伴い、資本関係や経営基盤の強化、インフラ設備等の効率化にも期待したい。</p> <p style="text-align: right;">【北海道テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月）の提言を踏まえ、民放事業者の経営の選択肢を拡大する内容であるため、各事案に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ 民間放送事業者にとって経営の選択肢を拡大する趣旨であり、一定の意義があるものと考えており、特に異論はありません。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
3	<p>○ 民間放送事業者各社の要望を踏まえた上での、経営の選択肢を増やす制度整備には賛成します。</p> <p>「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」の去年8月の公表から、速やかな制度整備だと受け止めています。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、今回の制度改革は、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行</p>	無

	<p>民間放送事業者各社の自由な経営判断のもと、新たな制度が活用しやすいように、柔軟な運用を求めます。</p> <p>あくまで各社の判断のもとで使われるべき制度であり、決して強制されるものでないことは、言うまでもありません。</p> <p>「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」では地域情報発信の確保の面で言及がされています。</p> <p>民間放送事業者は、地域の発展・活性化のために、放送だけでなくイベント開催など様々な取り組みを続けています。</p> <p>新たな制度の運用面においては、地域情報発信などについても、民間放送事業者の自主自律の取り組みを尊重していただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>うものです。</p> <p>地域情報発信における放送事業者の重要性については、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の取りまとめでも記載しているとおりですが、今後の放送行政を推進するに当たっては、放送事業者の自主自律の取り組みを尊重してまいります。</p>	
<p>4</p>	<p>○ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」(2022年8月)の提言を踏まえ、民放事業者の経営の選択肢を拡大する内容であるため、各事案に賛成します。</p> <p>経営の選択肢が拡大することには賛成をしますが、民放事業者各社はエリアごと、ネットワークごとに多様な歴史的背景のもとに成り立ち、経営事情も様々であるため、制度を活用する・しないの判断はあくまで各社の経営判断に委ねられるべきであり、何ら強制されるようなことがないよう、要望します。</p> <p>民放事業者にとって抜本的な制度改正となるため、実際の運用に当たっては、当該エリアにおける当事者以外の放送事業者にも十分な説明をし、意見も聞き取るなどの丁寧な手続きを要望すると共に、想定外の不備が生じた場合には速やかに改善するなど、行政側の柔軟な対応を要望します。</p> <p>制度を活用しようとする民放事業者に対して、たとえば「地域情報の確保」の観点から自社制作比率の指標化や公表などの過度な義務が課せられるようなことがあれば、かえって経営の選択肢を狭める結果になりかねません。省令改正によって民放事業者の自主・自律が多少なりとも損なわれることがないよう、要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、今回の制度改正は、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものです。また、制度の活用に当たって地域情報の確保等の新たな義務が課されるものでもありません。</p> <p>実際の運用に当たっては、制度について十分周知するとともに、制度の効果や影響について検証し、必要に応じて制度見直しを進めてまいります。</p>	<p>無</p>
<p>5</p>	<p>○ 意見書の提出にあたり、弊社の基本的な考えをまず述べさせていただきます。</p> <p>ローカル局は、地域に寄り添い、そこに暮らす人たちに向けて、政治、経済、文化、スポーツ、そして命と暮らしを守る防災などの情報を収集、発信し続ける</p>	<p>地域情報の発信における放送事業者の重要性については、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の取りまとめで</p>	<p>無</p>

	<p>ことで地域社会の発展に貢献しているという自負があり、地域社会からも「信頼できる情報源」として必要とされています。中央の情報発信だけではローカル発の情報埋もれてしまい、地方に住むユーザーは、東京中心の情報に接触する時間だけが増え、相対的に地方の情報に触れる機会が希薄化してしまいます。</p> <p>地方創生の鍵は地元の若い人材にあります。国も地方創生を推進する中、地域情報が地域の人々に届いてこそ活性化に繋がるという重要性はご存じのはず。ローカル局はその一翼を担っています。あくまでも今回の施策が経営のみならず地方情報の喪失につながらない施策であることも強く望みます。放送行政にあっては今後も引き続き、地方が豊かになり、そこに人材が育つことにつながる施策を講じて頂けるよう期待しています。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ大分】</p>	<p>も記載しているとおりであり、いただいた御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考とさせていただきます。</p>	
6	<p>○1. マスメディア集中排除原則の意義</p> <p>今まで堅牢に遵守されてきたマスメディア集中排除原則について、「インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、放送事業者の経営の選択肢を増やす」観点から見直しを図るべきと、意見公募の趣旨に述べられている。</p> <p>そもそもマスメディア集中排除原則とは、多様で自由な言論活動を保障するとともに、国を支えている地方の地域振興を促進するために、限られた電波が特定のメディアに集中させないように規制する目的でつくられた政策となっている。民主主義を支える放送メディアの「多元性」「多様性」「地域性」を確保するために不可欠なものであり、戦後の放送行政の根幹を成してきたものである。</p> <p>とりわけ「地域性」については、地域の情報発信を担保するものとして、我が国の重要な課題・政策である「地方創生」の観点からも、その重要性が増している。</p> <p>2. 今回の改正案の問題点</p> <p>今回の改正案は、ネット配信等の普及を踏まえて、放送事業者の経営の自由度を増す観点から検討されているものと承知しているが、以下の点で問題があるものとする。</p> <p>(1) 放送メディアとネットメディアは同列に論じられないこと</p> <p>これについても改正案で言及されているが、放送メディアは放送法に定められた番組準則をはじめ、様々なルールの下に質の高い情報をあまねく視聴者に送り届けるものであるのに対し、ネットメディアにはこれらのルールが適用さ</p>	<p>地域情報の発信における放送事業者の重要性については、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の取りまとめでも記載しているとおりであります。</p> <p>他方、今回の制度改正は、ネットメディアが成長し放送メディアを代替することが可能となったことを受けて実施するものではなく、情報空間が放送以外にも拡大する中で、放送が担う役割が一層重要となっていることから、放送事業者の経営の選択肢を増やし、経営の安定化を図る観点から実施するものです。</p> <p>また、今回の制度改正においては、現在のマスメディア集中排除原則の制度が、放送の多元性・多様性・地域性の確保につながっているかを十分分析した上で行っており、放送の地域性の確保についても十分配慮しております。</p>	無

れておらず、発信される情報の品質は必ずしも担保されていない。したがって、ネットメディアは放送メディアを完全に代替するものとは言えず、その普及を背景として、放送メディアに適用されるルールを抜本的に見直すことについてはことさら慎重になるべきである。

(2) 地域情報発信の確保の視点が軽視されていること

仮にネットメディアの普及が、メディアの多元性、多様性をある程度補完し得るものであるとしても、ネットメディアは地域情報の発信に配慮しているものとは言えない。今回の見直し案は、ローカル局の経営状況を勘案して、ネットメディアの普及でメディアの多元性・多様性が一定程度保管できるものとして、提案されたものであると認識しているが、もう一つの重要な価値観である「地域性」が軽視されていると言わざるを得ない。

経営統合などにより放送事業者の集中を可能にする選択肢を設けることは、多様で自由な言論活動からも、地方の地域振興という点からも逸脱している。インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現状を背景としているが、インターネットによる映像配信はYouTubeやニコニコ動画などの動画配信サービスやSNSなどが中心であり、むしろ組織に捉われない個人や法人の多様で自由な言論活動が実現しているため、このことが「放送事業者の経営の選択肢を増やす観点での見直し」を図るという手段の理由には当たらない。これらのことから、目的のために手段を講じるというよりはむしろ、手段のために目的を設定しているように見えてしまう疑念を拭い切れない。またマスメディア集中を許容したのちのインターネット配信は、将来的には各総通局ブロックにおける地域振興計画もないがしろにされる懸念もあり、今まで弱小ながら地域の情報発信や難視聴解消にこまめに努めてきたケーブルテレビ放送事業の経営基盤を揺るがしかねない。地域振興計画の堅持など、慎重な対応が必須である。

また、参考資料に記載されている「認定放送持株会社に関する特例の見直し」および「隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とする制度」については、「放送の多元性・多様性・地域制に与える影響を考慮し」設けられている制限が「資本関係と自社制作番組比率との間に関連性が特に認められないなど、大きな影響は見られていない」ことを理由に、地域制限を維持する必要は認められないとまとめているが、これは地方・地域の実態を見ていない。

ここ中国地方におけるNHKのかつての取り組みとして、効率化・人員削減・働き

方改革などの理由により、数年前、土日祝日の地方ニュースを各放送局単位から地区ブロック局(広島局)でまとめて行う施策が図られたことが事例として上げられる。それまで松江や鳥取など地方局単独で配信されていた地元のニュースが、比較数字に例えるなら10本から5県分の1となる2本に激減し、地方の視聴者や番組審議会が改善の要望が寄せられることとなった。このため、2022年度4月より土日祝日の地方ニュースは山陰ブロック2局で行うこととなった。ニュース数は両県5本ずつと少し改善が図られたが、それでも地域の情報発信数は以前の半分に過ぎない。また今でもGWなどの大型連休には広島ブロック局1局でニュース対応している状況にある。

地方の放送局が都道府県の数に制限なしに全国的に経営統合されれば、経営効率の観点より必ず同様の問題点が浮かび上がる。同州単位の地区ブロック制で管理され、効率の悪い山陰のような地方は情報発信の機会が減ることにつながりかねない。これでは「ふるさと創生」「地方創生」とは逆行していく。経営効率が悪くとも、たった6,000世帯余りの加入者数で、従業員17名で単独経営を維持しながら地域の情報発信に努めている当社のような存在もある。社是は「輝きを増す未来の創造」だ。片や松江に本拠を置くある地方民放局は、会社一体となって番組制作能力を高め、独自の企画や情報発信を行うことで収益力を高めている。狙うは全国のなかでもローカル民放ナンバーワンの座だ。

3. 結論

先にも述べたように、我々はケーブルテレビ事業者として、地域に密着し、地域住民に必要な地域情報を発信するとともに、様々な取り組みを通じて地域の情報を全国、そして世界に向けても発信することで、地域の魅力を伝えてきた。これは、我々ケーブルテレビ事業者のみならず、地方民放局においても同様の努力を重ねている。公共放送で財源にもめぐまれたNHKですら地方の体制を見直す中で、地域情報の発信は危機的な状況にあり、地方民放局やケーブルテレビ事業者の果たすべき役割はますます重要になるものと認識している。

いつまでも「平田は元気だ」「島根は元気だ」と言われるような地域づくりをしていくことが、我々地方に残った側の使命である。元気であるということは何らかの情報が地域のみならず全国へ、世界へ発信し続けていくことが求められる。集中させればさまざまな弊害が地方に波及する。こうした観点から、マスメ

	<p>ディア集中排除原則にあたっては、地域振興計画の堅持と地域情報の発信の確保に十分配慮することを強く要望する。</p> <p>あわせて政府として、地域情報の発信に取り組む事業者に対して、インセンティブとなるような仕組みを導入していただきたい。地方創生に資する方策を練り込んだのちの改正案とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【ひらたCATV株式会社】</p>		
<p>7</p>	<p>○ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」(2022年8月)の提言を踏まえ、民放事業者の経営の選択肢を拡大する内容であるため、各事案に賛成します。</p> <p>制度を活用する・しないの判断は各社の経営判断に委ねられるべきであり、何ら強制されることがないように要望します。また活用しようとする民放事業者に対して過度な義務が課せられることがないように、要望します。</p> <p>民放事業者にとって抜本的な制度改正となるため、実際の運用に当たっては、当該エリアにおける当事者以外の放送事業者にも十分な説明をし、意見も聞き取るなどの丁寧な手続きを要望するとともに、想定外の不備が生じた場合には制度ありきではなく、行政側の柔軟な対応と改善を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本海テレビジョン放送株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、今回の制度改正は、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、制度を活用する放送事業者に対して新たな義務が課されるものでもありません。</p> <p>実際の運用に当たっては、制度について十分周知するとともに、制度の効果や影響について検証し、必要に応じて制度見直しを進めてまいります。</p>	<p>無</p>
<p>8</p>	<p>○ 本改正に伴うコミュニティ放送への大きな影響はなく、状況によってはコミュニティ放送の経営基盤強化につながる可能性もあることから賛同する。</p> <p>ただし、資本関係のあるグループ経営となった場合、コミュニティ放送の特色である地域性・独自性を損ねないための配慮(措置)が必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本コミュニティ放送協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、今回の制度改正による効果・影響については、別途検証し、必要に応じて制度見直しを進めてまいります。</p>	<p>無</p>
<p>基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)の一部を改正する省令案</p>			
<p>省令案全体</p>			
<p>9</p>	<p>○ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」において、「マスメディア集中排除原則の政策目的は今なお重要であるが、情報空間が放送以外にも広がる現在においては、経営の選択肢を狭め、かえって多元性等を損ないかねない部分や、放送番組の多様性・地域性の確保に必ずしもつながっていない部分もある」とした課題整理は妥当と考えます。</p> <p>上記課題をふまえた対応となる本改正案等について、民放事業者の経営の選択肢を増やすことは、放送の多様性等を確保する上で有益であるため、賛同いたします。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ フジ・メディア・ホールディングスは、認定放送持株会社制度の利点を活用しながらグループ経営を推進してきました。</p> <p>総務省の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において、放送事業者の経営基盤強化に向け、事業者の実状及び要望を踏まえたマスメディア集中排除原則について、大幅な緩和が進んだことを歓迎します。</p> <p>今後も放送の多様性・多元性・地域性を前提に、放送局の経営基盤の安定・強化のために必要な緩和の検討を柔軟に進めていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p> <p>○ 今回の省令案等の一部改正は、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」による2022年8月公表の「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」の提言を受けたものであり、弊社は当該提言に対し、民放事業者の経営の選択肢を増やすという観点から制度整備を行うことに賛成しているため、当該各事案にも賛成します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社福岡放送】</p>		
<p>第8条第1号ロ</p>			
<p>10</p>	<p>○ これまで活用されなかったいわゆる隣接特例に代わり、より現実的に対応しやすい形で改正され、隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とした制度案を歓迎します。</p> <p>今後も放送事業者を取り巻く環境の変化を踏まえながら、必要に応じて制度変更を柔軟に進めていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>第8条第2号</p>			
<p>11</p>	<p>○ 本号の改正に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エフエム東京】</p> <p>○ 本号の改正に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジャパンエフエムネットワーク】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

第9条			
12	<p>○ フジ・メディア・ホールディングスの要望通り、認定放送持株会社における12地域制限が撤廃されることを大いに歓迎します。現在、フジ・メディア・ホールディングスは上限に迫る11地域を保有しており、さらに議決権保有1/3に迫る局が複数存在することから、経営の選択肢を広げ、ネットワーク全体の価値を維持・向上させるため、かねてから上限の撤廃を要望してきました。放送の多様性・多元性・地域性を確保しながら、将来に向けて放送局の経営基盤を維持していくために大変意義のある改正と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
13	<p>○ 都道府県の数の制限をなくすという今回の特例の見直しに賛同致します。経営の選択肢が増えるという大前提に異論はありません。放送収入の減少により民放はどこも厳しい経営を強いられています。体力のある局が厳しい局を救済し、地方の情報が喪失しないということが一番大事です。</p> <p>但し、この施策で果たして本当に経営が厳しい局が救済されるのかそこには疑問が残ります。救われるのは比較的安定した経営を維持している局のみで経営が真に厳しい局には目が向けられないのでは。地方創生の一翼を担うローカル局の火が消えないよう引き続き細やかな施策と配慮を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ大分】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今回の制度改革は、放送事業者の経営の選択肢を増やす観点から実施するものであり、その効果・影響については別途検証してまいります。</p> <p>ローカル局の経営に関する御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考とさせていただきます。</p>	無
第8条第1項口、第12条2項			
14	<p>○ 各項目は、「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」の提言を踏まえ、民間放送事業者の「経営の選択肢」を広げる内容であるため、賛同いたします。</p> <p>しかしその一方で、今後、本改正が放送の多様性、地域性に負の影響を及ぼすことはないか、ローカル局の存在意義の視点から注視していく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今回の制度改革の効果や影響については、別途検証してまいります。</p>	無
第8条第3項口、改正前第12条第5条1号イ・ロ			
15	<p>○ ケーブルテレビ事業者は、行政機関などとも連携し、地域住民の方々に市区町村単位で日々の生活に必要な情報を発信し、台風や地震などの災害発生時には細やかな情報を提供しております。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>コミュニティ放送局に関する御意見については、今後、制度の在り方を検討する際の参考</p>	無

	<p>その中で、これまでも、一部のケーブルテレビ事業者は地域情報の担い手として、コミュニティ放送局を開局し、ケーブルテレビの幹線が接続されていない地域の住民の方にも、コミュニティ放送を通じて広く情報提供を行っております。</p> <p>今回の改正により、コミュニティ放送局の開局をより柔軟に行うことができるようになるため、省令の改定案に賛同致します。</p> <p>なお、ケーブルテレビ事業者のサービス提供地域は、同一都道府県内の複数の行政区域に跨っているものが多く、ケーブル事業者が隣接しない市区町村を単位とするコミュニティ放送局を開局する場合に、制度的な制約があることから、より柔軟な対応が出来るようご検討いただければと思います。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>とさせていただきます。</p>	
--	---	--------------------	--

その他

<p>16</p>	<p>○ 2022年1月24日の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第4回）」でフジ・メディア・ホールディングスが要望した通り、「衛星基幹放送のトラポン数の上限」の緩和を引き続き求めます。現行制度では認定放送持株会社において、複数局のBS放送の保有が認められているにもかかわらず、0.5トランスポンダ上限では事実上1社しか保有できません。動画圧縮技術の進展等により衛星周波数の希少性は緩和傾向にあり、さらには動画配信市場が急成長する中、放送事業者の衛星基幹放送を含めた今後のメディア事業における選択肢を広げ、国内および国際的な競争力を強化する観点からも緩和は必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>衛星基幹放送に係るマスメディア集中排除原則の見直しについては、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での議論を踏まえ、今後の対応を検討してまいります。</p>	<p>無</p>
-----------	--	--	----------

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案

<p>17</p>	<p>○ 隣接・非隣接に関わらず兼営や支配を可能とする今回の制度に理解を示します。基本的には経営の選択肢が増えるという点に異論はありません。但し懸念点として、上記同様、本当に経営が厳しい局が兼営や支配によって救済されるのか確証が持てません。また、兼営等の施策により、ローカル局が本来持っている多様性や多元性が損なわれることはないのか危惧されます。地域情報の減少は地方の活性化を阻害します。再三述べているように、地方創生の一翼を担うローカル局がこれまで同様、地域情報を発信し続けていくことが何より重要です。今回の制度改正がその施策であることを期待しています。</p> <p>最後に、民放各社はエリアやネットワークごとに置かれた状況が異なるのでこういった制度が強制されることがあってはなりません。個社の立場を尊重し、場</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今回の制度改正は、放送事業者の経営の選択肢を増やす観点から実施するものであり、その効果・影響については別途検証してまいります。</p> <p>なお、今回の制度改正は、各放送事業者に対して活用を強制するものではありません。</p>	<p>無</p>
-----------	---	---	----------

	合によっては総務省によるヒアリング等を求めます。 【株式会社テレビ大分】		
その他の意見			
18	<p>○ 放送事業者の自社制作番組比率を事後評価の指標とすることについて。自社番組制作比率については、例えばタイムテーブル上のレギュラー番組は自社制作番組にカウントされますが、地元スポーツチームの中継や、地域を盛り上げるための特番など、地方局が地域貢献のために制作している番組がカウントされないという特徴があります。評価にあたっては自社制作番組比率とともに地域への貢献度などをヒアリングし、多角的、総合的に評価すべきだと考えます。 【東海テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 事後評価を行うにあたっては、自社制作番組比率のみにとらわれず、何を伝えたか、多様性・地域性の確保のために何をを行ったか等、多面的な視点で評価が行われることを望みます。 【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p>	<p>いただいた御意見については、今回の制度改正の事後評価を実施する上での参考とさせていただきます。</p>	無

注：その他、案と無関係と判断されるものが1件ありました。